



令和3年10月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

所得税更正処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和3年8月5日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 松 山 純 子

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 古 川 穎 久

処 分 行 政 庁 南 稅 務 署 長

中 来 田 真 康

同 指 定 代 理 人 別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

15 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 南税務署長が平成30年5月14日付けで原告に対してした原告の平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額981万0949円及び納付すべき税額マイナス875万2574円をそれぞれ超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 南税務署長が平成30年5月14日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額1029万892.1円及び納付すべき税額マイナス932万3764円をそれぞれ超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取

り消す。

3 南税務署長が平成30年5月14日付けで原告に対してした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額1143万7565円及び納付すべき税額マイナス903万2721円をそれぞれ超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 南税務署長が平成30年5月14日付けで原告に対してした原告の平成27年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額910万4093円及び納付すべき税額マイナス828万3021円をそれぞれ超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

5 南税務署長が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額923万8473円及び納付すべき税額マイナス674万8196円をそれぞれ超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

南税務署長は、平成30年5月14日、原告がした平成24年分～平成28年分（以下、併せて「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。ただし、平成24年分については所得税のみである。）の確定申告について、原告に対し、それぞれ、①本件各年分の所得税又は所得税等の更正処分（以下、これらの処分を併せて「本件各更正処分」という。）及び②本件各更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（以下、これらの処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、原告が、本件各処分の基礎となった税務調査の手続には重大な違法があるなどと主張して、被告を相手に、本件各処分の取消し（本件各更正処分につ

いては、申告額を超える部分の取消し)を求める事案である。

### 1 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、同別紙において定めた略称は、以下、本文でも用いる。

### 2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

#### （1）当事者等

##### ア 原告等

(ア) 原告（[ ]生まれ）は、[ ]において、[ ]  
10 頃から「[ ]」という[ ]の医院（以下「本件医院」という。）を開設・運営する医師である。（乙3、証人[ ]〔27頁〕、原告本人〔1頁〕、弁論の全趣旨）

(イ) [ ]（[ ]生まれ。以下「[ ]」といふ。）は、[ ]  
15 当時、本件医院において[ ]を務め、[ ]にあるマンション（[ ]。以下「本件マンション」という。）の一室に居住していた。（甲15、証人[ ]〔1頁〕、弁論の全趣旨）

(ウ) [ ]（以下「[ ]」といふ。）は、原告の知人であり、本件医院の経理担当者であった。（乙1、3、20、弁論の全趣旨）

(エ) [ ]税理士（[ ]税理士会[ ]支部所属。以下「[ ]税理士」という。）は、平成29年9月頃、原告の依頼を受けていた税理士である。[ ]  
20 [ ]（以下「[ ]事務員」という。）は、同月頃、[ ]税理士の事務所の事務員であった。（乙3、21、弁論の全趣旨）

(オ) [ ]税理士（[ ]税理士会[ ]支部所属。以下「[ ]税理士」という。）は、平成29年10月頃、原告の依頼を受けていた税理士である。  
25 （乙3、23、弁論の全趣旨）

イ 大阪国税局及び[ ]税務署等の職員（本件調査担当職員）

(ア) 大阪国税局及び [ ] 税務署等の職員は、本件各年分の所得税等について、平成29年9月19日以降、原告に対する一連の税務調査を行った（以下、同日以降に原告に対して行われた一連の税務調査を「本件調査」といい、このうち同日の調査を「本件調査1」、同日より後の調査を「本件調査2」ともいう。また、以下、本件調査における税務調査手続を「本件調査手続」といい、本件調査に関与した大阪国税局及び [ ] 税務署等の職員を「本件調査担当職員」という。）。

(イ) 平成29年9月19日に本件マンションにおいて行われた原告に対する質問検査（本件調査の一環）は、次の3名の職員により行われた。

a [ ] ([ ] 生まれ。以下「[ ]」という。) は、平成29年9月19日当時、大阪国税局課税第一部資料調査第一課の職員（主査）であった。（乙3、55、証人 [ ] [1頁]）

b [ ] (以下「[ ]」という。) は、平成29年9月19日当時、大阪国税局課税第一部資料調査第一課の職員（国税実査官）であった。

(乙3)

c [ ] ([ ] 生まれ。以下「[ ]」という。) は、平成29年9月19日当時、[ ] 国税局課税部資料調査第一課に所属し、大阪国税局課税第一部資料調査課第一課の国税実査官を併任していた。（乙2、3、54、証人 [ ] [1頁]）

(ウ) [ ] (以下「[ ]」という。) は、本件調査担当職員の1人であり、平成29年当時、大阪国税局課税第一部資料調査第一課の職員（主査）であった。

## (2) 確定申告、納税地変更

ア 平成24年分の所得税の確定申告、納税地変更①②

(ア) 平成24年分の所得税の確定申告

原告は、平成25年3月15日、[ ] 税務署長に対し、別紙「課税の

「経緯」の「平成24年分」の「確定申告」欄記載の内容で、所得税の確定申告書を作成・提出した。原告は、平成24年分の所得税青色申告決算書において、収入から控除されるべき接待交際費として1427万1675円を支出した旨申告した。(乙8の1・2)

5 (イ) 納税地変更①

原告は、平成24年2月28日、[ ]税務署長に対し、納税地の異動に関する届出書を提出して、納税地を[ ]から[ ]( [ ]税務署管轄)に変更した。(乙7)

10 (ウ) 納税地変更②

原告は、平成25年3月15日、[ ]税務署長に対し、納税地の異動に関する届出書を提出して、納税地を[ ]から[ ]( [ ]税務署管轄)に変更した。原告が届け出した[ ]の納税地は、[ ]([ ]が代表取締役を務め、経営コンサルタント業等を目的とする会社)の本店所在地であった。(乙7、8の1、9の1、10)

15 イ 平成25年分の所得税等の確定申告

原告は、平成26年3月17日、[ ]税務署長に対し、別紙「課税の経緯」の「平成25年分」の「確定申告」欄記載の内容で、所得税等の確定申告書を作成・提出した。原告は、平成25年分の所得税青色申告決算書において、収入から控除されるべき接待交際費として1513万1680円を支出した旨申告した。(乙9の1・2)

20 ウ 平成26年分の所得税等の確定申告、納税地変更③

(ア) 平成26年分の所得税等の確定申告

原告は、平成27年3月14日、南税務署長に対し、別紙「課税の経緯」の「平成26年分」の「確定申告」欄記載の内容で、平成26年分の所得税等の確定申告書を作成・提出した。原告は、平成26年分の所得

税青色申告決算書において、収入から控除されるべき接待交際費として  
1061万2103円を支出した旨申告した。（乙11の1・2）

(イ) 納税地変更③

原告は、平成27年3月頃までに、納税地を [REDACTED] の本件医  
院の所在地と変更した。（乙11の1・2；弁論の全趣旨）

エ 原告による平成27年分の所得税等の確定申告

(ア) 平成27年分の所得税等の確定申告

原告は、平成28年3月15日、[REDACTED] 税務署長に対し、[REDACTED]  
[REDACTED] を納税地として、別紙「課税の経緯」の「平成27年分」の「確定申  
告」欄記載の内容で、平成27年分の所得税等の確定申告書を作成・提出  
した。原告は、平成27年分の所得税青色申告決算書において、収入から  
控除されるべき接待交際費として873万5809円を支出した旨申告し  
た。（乙12の1・2）

(イ) 原告が届け出た [REDACTED] の納税地

原告が届け出た [REDACTED] 内の納税地は、[REDACTED] の本店  
所在地であった。（乙10、12の1・2）

オ 原告による平成28年分の所得税等の確定申告

(ア) 平成28年分の所得税等の確定申告

原告は、平成29年3月15日、[REDACTED] 税務署長に対し、[REDACTED] 市内を納  
税地として、別紙「課税の経緯」の「平成28年分」の「確定申告」欄記  
載の内容で平成28年分の所得税等の確定申告書を作成・提出した。原  
告は、平成28年分の所得税青色申告決算書において、収入から控除さ  
れるべき接待交際費として30万7774円を支出した旨申告した。（乙  
13の1・2）

(イ) 原告が届け出た [REDACTED] 市内の納税地

原告が届け出た [REDACTED] 市内の納税地は、[REDACTED] (原告の知人であ

る [ ] が代表取締役を務め、小売業を営む会社) の本店所在地であった。原告は、平成28年8月12日、同本店所在地を住所地として住民登録を行ったが、当該住所地には居住していなかった。(乙14, 15)

5 (3) 本件調査1—平成29年9月19日の税務調査

ア 税務調査の開始

10 [ ] 税務署所属の職員及び大阪国税局課税第一部資料調査第一課所属の職員は、共同して、原告の平成26年分～平成28年分の所得税等に係る税務調査を行うため、平成29年9月19日(火曜日)の朝(なお、同日午前に本件医院の診療はなかった。)，原告に事前に通知することなく、①原告の当時の納税地([ ]市内)，②本件医院，③原告の妻の住民登録がされた[ ]のマンションのほか、④本件医院において[ ]を務める[ ]が居住する[ ]にある本件マンションに臨場した。

15 本件マンションに臨場したのは、大阪国税局課税第一部資料調査第一課の[ ]の3名であった。(以上につき、甲12の1・2、14～16、乙2、3、証人[ ]〔19、20頁〕、原告本人〔1、48、49頁〕)

イ 本件マンションにおける原告に対する質問検査

20 (ア) [ ] は、平成29年9月19日午前9時10分頃、①原告の納税地、②本件医院及び③原告の妻の住民登録がされたマンションに臨場した職員から、これらの場所のいずれにおいても原告の所在を確認することができなかつた旨の連絡を受け、同日午前9時12分頃及び同日午前9時15分頃、原告名義の携帯電話の番号に電話をかけたが、いずれも原告の応答はなかつた。なお、原告は、[ ]  
25 [ ] で過ごしていた。(甲5、14～16、乙3、4、証人[ ]〔20頁〕、原告本人〔1、2頁〕)

(イ) [ ] は、平成29年9月19日午前9時35分頃、本件マンションの玄関にあるインターフォンを用いて [ ] の部屋を呼び出したところ、[ ] が応答した。[ ] が [ ] に対して面談したい旨伝えたところ、[ ] は、「身支度をするので30分ほど待ってほしい。」などと答えた。そこで、[ ] は、[ ] に [ ] の公用携帯電話の番号を伝え、準備ができたら連絡するよう依頼し、本件マンションの外で待機した。（甲5、15、乙3、4、証人 [ ] [1頁]）

5

(ウ) [ ] は、平成29年9月19日午前10時10分頃、[ ] から、準備ができた旨の連絡を受けたことから、その後、本件マンションの1階ロビー（以下「本件1階ロビー」という。）に設置された応接セット（以下「本件応接セット」という。）において、[ ] との面談を開始した。（甲5、7、15、乙3、4、証人 [ ] [2頁]）

10

15

(エ) [ ] は、平成29年9月19日午前10時25分頃、原告が [ ] の所有する自動車（[ ] 以下「本件車両」という。原告は、当時、本件車両を日常的に使用しており、[ ] も、原告が本件車両を使用することを許諾していた。）を運転して本件マンションの駐車場（以下「本件駐車場」という。）出口から外に出ようとしているのを発見した。[ ] は、本件車両の前に立ちはだかって本件車両を停止させた後、本件車両の助手席に乗り込み、原告の運転で本件駐車場に戻った。その後、原告は、本件応接セットにおいて、[ ] から、質問検査（以下「本件質問検査」という。）を受けた。（甲5、12の1、14～16、乙3、4、証人 [ ] [23、33頁]、証人 [ ] [4、7～11頁]、原告本人〔3頁〕。なお、[ ] が本件車両の助手席に乗り込んだ際に乗車することについて原告の同意を得たか否かや、[ ] がその場にいたか否かについては、後記4のとおり当事者間に争いがある。）

20

25

#### ウ 本件質問検査の状況

原告は、本件質問検査の途中で、本件マンション3階の共用トイレ（以下「本件トイレ」という。）に行ったが、その際、[REDACTED]が本件トイレに同行した。

原告は、本件トイレの個室内で携帯電話を使って[REDACTED]に電話をかけ、本件質問検査に関する会話をした。（以上につき、甲4、7、14、乙54、証人[REDACTED]〔13～15頁〕、原告本人〔10、11頁〕。なお、[REDACTED]が本件トイレに同行した際に[REDACTED]が待っていた位置等については、後記4のとおり当事者間に争いがある。）

## エ 本件質問検査後の状況

[REDACTED]は、平成29年9月19日午後2時頃、原告と共に本件医院に向けて移動し、その後、本件医院付近で待機していた職員らと合流して、本件医院又はその付近において、原告が本件医院内において保管していた帳簿書類を確認するなどした。（甲7、乙3）

### (4) 本件調査2—平成29年9月19日より後の税務調査

#### ア 原告の[REDACTED]税理士への委任

原告は、本件質問検査の後である平成29年9月20日頃、[REDACTED]税理士に対し、本件調査への対応を依頼した。（乙21、弁論の全趣旨）

#### イ 平成29年9月22日の物件留め置き（9月物件留め置き）

原告は、平成29年9月22日、本件医院において、[REDACTED]税理士立会いの下に、[REDACTED]を含む本件調査担当職員から税務調査を受けた。同日、本件調査担当職員は、[REDACTED]税理士から、原告を依頼者とし、税務代理の対象を平成26年分～平成28年分の所得税等とする税務代理権限証書（以下「本件税務代理権限証書」という。）の提出を受けた。

また、本件調査担当職員は、原告から、平成26年分～平成28年分の事業所得に係る総勘定元帳等の関係資料の提出を受け、これらの物件を留め置いた（以下、この留め置きを「9月物件留め置き」という。）。

その際、原告は、『「預り証（交付用）」を確かに受領しました。』と印字された「預り証」の控え（以下「9月控用預り証」という。）の氏名欄に署名押印した。本件調査担当職員は、原告に対し、金銭出納帳の写しを取りたい旨説明したところ、原告はこれを承諾し、本件調査担当職員を本件医院に設置されたコピー機まで案内した。本件調査担当職員は、上記コピー機を使って、金銭出納帳の写しを取った。（以上につき、甲3の2、8、14、乙3、21、50、51。なお、原告が平成29年9月22日に本件調査担当職員から9月控用預り証と複写式になっている交付用の預り証〔以下「9月交付用預り証」という。〕を受領したか否かや、原告が9月控用預り証に署名押印した時点において9月控用預り証の「物件の名称又は種類」欄等に留め置かれる物件の名称等が記入されていたか否か等については、後記4のとおり、当事者間に争いがある。）

ウ 本件調査の対象の追加

本件調査担当職員は、平成29年9月29日、本件調査の対象として、原告の平成24年分・平成25年分の所得税又は所得税等を追加することとし、■税理士に対し、その旨を伝えた。（乙3）

エ 平成29年10月4日の物件留め置き（10月物件留め置き）

本件調査担当職員は、平成29年10月4日、■税理士の事務所において、■事務員から、平成24年分・平成25年分の事業所得に係る総勘定元帳等の関係資料の提出を受け、これらの物件を留め置いた（以下、この留め置きを「10月物件留め置き」という。）。

その際、本件調査担当職員は、■事務員に対し、「預り証（交付用）」（以下「10月交付用預り証」という。）を交付し、■事務員は、10月交付用預り証と複写式になっている「預り証」の控え（以下「10月控用預り証」という。）の氏名欄に「税理士■」と記載されたゴム印及び「■」と彫られた印を押した。（以上につき、甲3の2、9、乙3。な

お、原告が10月物件留め置きについて承諾したか否かについては、後記  
4のとおり、当事者間に争いがある。)

オ ■■■税理士による税務代理権限証書の提出等

■■■税理士は、平成29年10月31日、本件調査担当職員に対し、電話で、①■■■税理士が■■■税理士の事務所を訪れたこと、②■■■税理士から原告の税務調査への対応を■■■税理士が行う旨告げられたため、■■■税理士は本件調査への対応から事実上外れること、③■■■税理士が保管していた9月交付用預り証を原告に渡したこと等を伝えた。また、■■■税理士は、同日、本件調査担当職員に対し、原告を依頼者とする税務代理権限証書を提出し、本件調査に関与することになった旨伝えた。（乙3）

カ 原告と本件調査担当職員との面談①

原告は、平成29年12月1日、約2時間にわたり、■■■税理士、■■■及び助手の■■■の同席の下、大阪国税局において、■■■を含む本件調査担当職員3名と面談を行った。その際、原告は、本件調査担当職員に対し、本件マンションにおける質問検査の開始前に■■■が原告の運転する車両に乗り込んだことや、9月物件留め置き及び10月物件留め置き等について、その手続に違法があるなどと指摘した。また、■■■税理士は、同日付で、大阪国税局長に対し、「申入書」と題する書面を提出し、本件調査は違法であり、直ちに中止すべきである旨申し入れた。■■■は、■■■税理士に対し、原告が本件各年分の必要経費として計上している支出に關し、問題と考えられる点をまとめた書面（以下「問題事項一覧」という。）を手渡した。（甲1、2、10、11、乙3、5、25）

キ 原告と本件調査担当職員との面談②

原告は、平成29年12月20日、約3時間半にわたり、■■■税理士、■■■及び助手の■■■の同席の下、大阪国税局において、■■■及び■■■を含む本件調査担当職員3名と面談を行った。

その際、9月物件留め置きに関し、原告が、「物件の名称又は種類」欄に何も記入されていない預り証に署名押印した旨主張し、■税理士が、本件調査担当職員に9月控用預り証の写しを交付するよう要求し、9月控用預り証を手に取ったところ、■は、「なんでやねん、返せや。」、「とるなや。」などと発言し、原告は、「ちょっと待ってください。」、「ちょっと落ち着いてください。」、「とつてません、とつてません、返す返す。」などと発言した。（以上につき、甲10、11、乙3、6、26）

ケ 原告に対するその後の調査の状況

■は、平成30年1月10日、■税理士に対し、原告が本件各年分の必要経費として計上している支出について調査するため、面談の日程調整を求めたが、■税理士は、本件調査が通則法の定める手続に基づいていないとの理由で、面談の日程調整に応じなかった。■は、同月16日、平成29年12月1日に手渡した問題事項一覧について回答を求めたが、■税理士は回答を拒否した。

■は、平成30年1月30日、■税理士に対し、再度、問題事項一覧について回答を求めるとともに、面接の日程調整を依頼したが、■税理士は「同じことを何度も言わすな。」などと言ってこれに応じなかつた。

■は、平成30年2月9日、■税理士及び原告に対し、本件各年分の必要経費に関する質問事項を記載した同月8日付けの「依頼事項」と題する書面を郵送し、■税理士に対し、同月23日までの間、複数回にわたり回答を依頼したが、■税理士は、通則法に基づく調査がされていないとの理由から、質問事項への回答を拒否し、原告は、■税理士に一任しているとの理由から、質問事項に回答する意思があるか否かを明らかにしなかつた。（以上につき、乙3、26～35）

ケ 原告の本件調査担当職員に対する質問状の提出等

(ア) 質問の提出

原告は、平成30年1月17日付け、同月18日付け及び19日付けで、本件調査担当職員に対し、9月物件留め置き及び10月物件留め置き等に関する質問を提出し、書面で回答するよう求めた。（乙3、6の1～3）

5 (イ) 平成30年2月23日

■は、平成30年2月23日、原告に対し、電話で、原告の質問に書面で回答することはない旨口頭で回答するとともに、原告からの質問のうち、9月控用預り証及び10月控用預り証に誰が署名押印しているかとの質問に対し、9月控用預り証については原告の署名押印が、10月控用預り証については ■税理士の署名がある旨回答した。（甲10、11、乙3、35）

10 (ウ) 平成30年4月20日

■は、平成30年4月20日、本件医院において、原告と面談し、原告に対し、10月物件留め置きについて、■税理士から物件の提出を受け、預り証に署名してもらっていることから、調査手続に違法はない旨口頭で説明した。（甲10、11、乙3、39）

15 ニ 納税地変更④

原告は、平成30年3月16日、■税務署長に対し、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出し、■から■の本件医院の所在地に納税地を変更した。（乙16）

20 サ ■税理士及び原告と本件調査担当職員とのやり取り

■は、平成30年4月5日、同月9日、同月16日及び同月24日、■税理士の事務所に電話をかけ、同事務所の事務員に対し、本件調査の結果を説明するため、原告及び■税理士と同年5月10日までに面接を行いたい旨伝言を依頼したが、同年4月24日までの間に■税理士から連絡はなかった。

■は、平成30年4月24日、原告の携帯電話に電話をかけ、本件調査の結果の説明を行う日を同年5月10日までの間に調整したい旨、留守番電話のメッセージに残した。原告は、同年4月24日、■に対し、■を通じて、■税理士と連絡が取れていないため、■税理士と連絡がつき次第連絡する旨伝え、また、同年5月2日、■に対し、■税理士とまだ連絡がついていないので待ってほしい旨伝えた。さらに、原告は、同月7日、■に電話をかけ、■に対し、同月5日及び6日に■で■税理士と面談したが、■税理士が現在病気であるため、同月10日までに本件調査の結果の説明を聞くことは困難であること、本件調査の結果の説明については■税理士に一任していることから、今後は■税理士に連絡してもらいたいこと等を伝えた上で、■と上司が相談した上で更正処分を行うのであれば甘んじて受けるなどと述べた。■は、同月8日、原告に対し、同日10日までの間で本件調査の結果の説明ができる面接日時を連絡するよう依頼し、仮に連絡がなかつた場合には、本件調査の結果に基づき更正処分を行う旨伝えた。これに対し、原告は、同月10日までの間に■税理士と連絡が取れそうにないため、本件調査の結果の説明を受けることはできない旨回答した。

■税理士は、平成30年5月9日、■に対し、電話で、■が原告に連絡したことについて「おかしくないですか。」、「事前通知が行われていないじゃないですか。」などと述べた上で、「今、体調を崩しているので長時間話ができないんです。」、「お願いではなく提案ですが、更正されてもいいんだけど、話合いであとしどころを見つけて、早く決着をつけるのはどうですか。■にお見えなさい。」などと述べた。■が本件調査の結果の説明を受けるか否かについて尋ねると、■税理士は、■に対し、「あなたね、受けるわけないでしょ。それ以前に国税通則法に基づく事前通知がなされていないのに、調査の終了の際の手続を行うことはおか

しいでしょ。」、「調査結果を受けなければ更正すると言ったそうですが、更正するならお好きになさい。では、電話を切りますよ。」などと述べて一方的に電話を切った。（以上につき、甲10、11、乙3、36～45）

(5) 本件各処分

南税務署長は、平成30年5月14日、別紙「課税の経緯」の「更正処分等」欄記載のとおり、原告の本件各年分（平成24年分～平成28年分）の所得税等（ただし、平成24年分については所得税のみである。）について、本件各更正処分（所得税額等の更正処分）及び本件各賦課決定処分（過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分）（本件各処分）をした。

南税務署長は、本件各処分において、事業所得の金額の計算上、原告が接待交際費という勘定科目により支出し、必要経費として申告したものについて、諸会費又は検査料と認められる支出（合計24万0167円）を除き、必要経費に算入すべき金額とは認めなかった。（乙17の1～5）

(6) 原告と本件調査担当職員とのやり取り

原告は、平成30年6月26日、約1時間40分にわたり、■と電話で話し、本件質問検査当日に■が本件車両に乗り込んだことや、10月控用預り証に原告が署名押印をしていないこと等について、■に説明を求めた。また、原告は、同月29日、約30分にわたり、■と電話で話し、10月物件留め置きに関して、原告自身が留め置きを了承したことを証明する書類の有無について説明を求めた。（甲10、11）

(7) 審査請求

原告は、平成30年8月2日、国税不服審判所長に対し、本件各処分に係る税務調査の手続には本件各処分を取り消すべき違法があるなどとして、その全部の取消しを求める旨の審査請求をした。（甲6、乙18）

(8) 本件各調査報告書の作成等

ア 本件各調査報告書の作成

南税務署個人課税第1部門の財務事務官である [REDACTED] は、平成30年  
12月4日付け及び同月6日付けで、南税務署個人課税第1部門統括官に  
対し、平成29年9月19日の本件マンションでの調査に関し、[REDACTED]  
が [REDACTED] から聴取した内容や [REDACTED] が [REDACTED] から聴取した内容をまとめた  
5 3通の調査報告書（以下、これらの調査報告書を併せて「本件各調査報告  
書」という。）を作成した。本件各調査報告書には、[REDACTED] が、本件車両を運  
転して駐車場から出てきた原告に対し、原告本人である旨を確認し、身分  
証を提示の上、原告に対し税務調査を行う旨説明し、[REDACTED] を本件車両に乗  
せることについて許可を得た後、[REDACTED] が本件車両の助手席に同乗した旨の  
記載がある。（甲3の1、4、5）

10 イ 本件調査経過記録書の作成

また、本件調査の経過について本件調査担当職員が記録した調査経過記  
録書（以下「本件調査経過記録書」という。）には、本件調査担当職員が、  
本件車両を運転していた原告に対し、税務調査である旨を告げ、協力を要  
請したところ了承を得た旨の記載がある。（乙3）

15 (9) 裁決

国税不服審判所長は、令和元年6月28日、原告の上記審査請求はいずれ  
も理由がないとして、これらの審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲6）

20 (10) 本件訴えの提起

原告は、令和元年12月27日、本件訴えを提起した。

25 3 爭点

本件各処分の課税の計算に係る被告の主張は別紙「本件各処分における課税  
の計算」のとおりであり、原告は、接待交際費として申告した支出が所得税法  
37条1項の「必要経費」に該当するか否かの点も含めて、その計算の基礎と  
なる金額及び計算方法を明らかに争わない。したがって、本件の争点は、本件  
調査手続の適法性である。

#### 4 争点に関する当事者の主張

##### (1) 被告の主張

###### ア 判断枠組み

税務調査の手続は、租税の公平や確実な賦課徴収のため、課税庁が課税要件の内容を成す具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であり、その調査により課税標準の存在が認められる限り、課税庁としては課税処分をしなければならない。また、更正処分の取消訴訟においては客観的な課税標準の有無が争われ、これについて実体的な審査がされるのであるから、税務調査の手続の瑕疵は、原則として更正処分に影響を及ぼすものではなく、例外的に、税務調査の手続が、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど、重大な違法を帶び、何ら調査せずに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、更正処分の取消事由となるものと解するのが相当である。そうすると、本件調査の手続に違法な点があり、そのことが本件各処分の取消事由となるのは、本件調査の手段が、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど、重大な違法を帶びたものとの評価を受ける場合に限られるというべきである。

###### イ 本件調査手続

次のとおり、本件調査手続には、重大な違法は認められない。

###### (ア) [REDACTED] の本件車両への乗り込みについて

原告は、本件調査において、[REDACTED] が原告の同意を得ることなく本件車両の助手席に乗り込んだ旨主張するが、そのような事実はない。

[REDACTED] は、本件車両の所有者である [REDACTED] の許可は得なかつたが、本件車両の使用者である原告の同意を得た上で本件車両に乗り込んだ。また、[REDACTED] が本件車両に乗って移動した距離が極めて短かったことに照らせば、[REDACTED] が本件車両に乗り込んだ行為は、原告の私的利息を著しく害す

るものとは認められず、社会通念上相当な限度にとどまる。

したがって、[REDACTED] が本件車両に乗り込んだことには、重大な違法は認められない。

(イ) [REDACTED] が本件トイレに同行したこと等について

原告は、本件質問検査の際に、[REDACTED] が、本件トイレまで付きまとい、原告が入った本件トイレの個室のドアに耳を当てて電話の内容を盗み聞きし、原告をどう喝した旨主張するが、そのような事実はない。

本件質問検査を開始するまでの事実経緯等に照らせば、原告が逃走することによる適切な質問検査の実施等が阻害される事態を防ぐために、本件調査担当職員が本件トイレに同行する必要性が認められる状況にあつたといえる。また、[REDACTED] は、本件トイレに同行することについて事前に原告の同意を得ていた。さらに、[REDACTED] が同行したのは本件トイレの入口付近までであり、本件トイレ内には入っておらず、個室のドアに耳を当てた事実はない。加えて、[REDACTED] が原告をどう喝した事実もない。

そうすると、[REDACTED] が原告の承諾を得た上、本件トイレの入口付近まで同行し、待機していた行為は、原告の私的利害を著しく害するものとは認められず、社会通念上相当な限度にとどまるものである。

したがって、[REDACTED] が本件トイレの入口付近まで同行したこと等には、重大な違法は認められない。

(ウ) 9月物件留め置きについて

原告は、9月物件留め置きについて、本件調査担当職員が物件の提出及び留め置きの必要性について原告に説明せず、原告に9月交付用預り証を交付しなかったなどとして、9月物件留め置きの手続は違法である旨主張するが、次のとおり、9月物件留め置きは関係法令に定められた要件を満たすものである。

本件調査担当職員は、平成29年9月22日、本件医院の院長室内に

おいて原告に対する質問検査を行った。その際、担当職員は、■税理士から本件税務代理権限証書を受領した上で、■税理士に対し調査の目的等の通知事項を通知した。

本件調査担当職員は、平成29年9月22日、原告に対し、原告から提出された総勘定元帳等の物件について、その内容を精査するために留め置く必要があり、必要に応じて物件の写しを作成する場合もある旨説明し、原告の承諾を得た上で、本件医院の業務に支障を及ぼさないよう配慮しつつ、原告から提出された物件について、通則法74条の7に基づき留め置いており、その際、通則法施行令30条の3第1項で定められた事項を記載した預り証を原告に交付した。

したがって、9月物件留め置きには、重大な違法は認められない。

#### (エ) 10月物件留め置きについて

原告は、10月物件留め置きは原告の承諾を得ずにされたものであり違法である旨主張するが、次のとおり、10月物件留め置きは原告の税務代理権限を有する■税理士の承諾を得て行われたものである。

税理士は、納税者の納税義務に関して、税務当局との間で事実認定、法解釈等について折衝することも重要な業務であり、税理士法上の税務代理は、従来から、法律行為の代理にとどまらず、事実行為の代行も含むと解されている（税理士法2条1項1号）。同法2条は、税理士の行う業務を限定的に列挙しているが、これは税理士の資格がない者が税理士業務を行うことを禁じている（同法52条）ために、その業務の範囲を明確にしているのであって、税理士が受任する事務を限定したり、税理士の責任を負うべき事務の範囲を限定したりする趣旨のものとは解されていない。また、同法31条は、税理士が税務代理をする場合において、①不服申立ての取下げ又は②代理人の選任をするときに限り特別の委任を受けなければならない旨規定しており、提出物件の留め置きにつ

いて、特別の委任を要する旨の規定はない。さらに、同法30条及び同法施行規則15条は、税理士が税理士法2条1項1号に規定する税務代理をする場合は、税務代理権限証書（同法施行規則別紙第8号〔平成31年財務省令第15号による改正前のもの〕）を提出しなければならない旨規定するところ、同様式は、税理士法2条1項1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合には、「2 その他の事項」欄にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載することとされている。以上のことからすれば、同号にいう税務代理とは、税務官公署の調査について、極めて広範な法律行為又は事実行為について、納税義務者を代理又は代行する行為をいうものと解すべきであるから、質問検査権の行使の一環として通則法74条の7において予定されている提出物件の留め置きについても、当然に税理士法2条1項1号の税務代理に含まれる。

本件税務代理権限証書には、原告の署名押印があることから、原告は、本件税務代理権限証書の提出により、■税務署長に対し、原告の本件各年分の所得税又は所得税等について、■税理士に税理士法2条1項1号の税務代理に係る権限を与えたことを表示したものと認められる。そして、本件税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄は空欄であることからすれば、提出物件の留め置きに係る事実行為について税務代理の対象から除外する意図を有していたとは認められない。原告自身も、10月物件留め置きに先立ち、■税理士から、国税局が平成24年分・平成25年分の総勘定元帳等の関係書類を見たいと言っている旨の連絡を受け、■税理士に当該関係書類を預けたことからすれば、原告が■税理士に対して提出物件の留め置きに係る事実行為を含む税務代理権限を付与していたことは明らかである。

本件調査担当職員は、平成29年10月4日、■税理士の事務所に

おいて、通則法第74条の7の規定に基づく提出物件の留め置きを行ったところ、原告から税務代理権限を付与された [ ] 税理士は、[ ] に対し、電話で事前に物件の留め置きについて了承した。また、10月物件留め置きに当たり、本件調査担当職員は、[ ] 税理士からの指示を受けて同人に代わり物件を提出した [ ] 事務員に対し、通則法施行令第30条の3第1項で定められた事項を記載した10月交付用預り証を交付した上で、物件を留め置いた。[ ] 事務員は、[ ] 税理士が行うべき物件の提出を代行したものであるから、[ ] 事務員の行為は、原告から税務代理権限を付与された [ ] 税理士によってされた適法なものであるといえる。

10

したがって、10月物件留め置きの手続には、重大な違法は認められない。

(オ) 本件各調査報告書等の記載について

原告は、[ ] が本件車両に乗り込んだ際、[ ] がその場にいた事実ではなく、[ ] が本件車両に乗り込むことについて、原告が同意した事実もないことから、本件各調査報告書(甲3の1、4、5)や、本件調査経過記録書(乙3)の内容はいずれも虚偽である旨主張する。

15

しかし、これらの報告書に記載された内容はいずれも事実である。

したがって、本件各調査報告書等の作成には、重大な違法は認められない。

20

(カ) 本件調査担当職員の原告に対する説明について

原告は、本件調査担当職員が複数回にわたり本件調査の適法性について説明を求めたにもかかわらず、本件調査担当職員が十分な説明をしなかったことが違法である旨主張する。

25

しかし、本件調査担当職員が原告からの質問に回答すべき法的根拠はない。また、本件調査担当職員は、本件調査が違法であると主張する原

告及び [ ] 税理士に対し、原告の事実誤認を指摘したり、法的根拠を示したりするなど、真しに回答している。

そうすると、本件調査担当職員が原告からの質問に十分に回答しなかったとの原告の指摘は当たらない。

したがって、本件調査担当職員の原告に対する説明には、重大な違法は認められない。

## (2) 原告の主張

### ア 判断枠組み

税務調査の手続に重大な違法がある場合には、当該税務調査を基礎として行われた処分は、取消しを免れない。

### イ 本件調査手続

次のとおり、本件調査手続には重大な違法があるから、本件各処分は、取り消されるべきものである。

#### (ア) [ ] の本件車両への乗り込みについて

原告が、[ ]・[ ]・[ ]が本件マンションに臨場していることを知らず、駐車場から本件車両を運転して外出しようとしたところ、[ ]は、突然、本件車両の前に立ちはだかり、何の説明もしないまま、本件車両の助手席に許可なく乗り込んだ上、進行方向を指示し、原告に対して本件駐車場に戻るよう申し向けた。[ ]が本件車両に乗り込んだ際、[ ]は、その場にいなかった。

税務調査は事前通知を行うのが原則であり、仮に事前通知をすることなく調査を開始する場合でも、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、調査を行う旨や、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件等の事項を通知することとされている。また、税務調査を実施する場合には、身分証明書及び質問検査証を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者

に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行うこととされている。

しかし、[ ]は、本件車両に乗り込んだ際、身分証の提示、往訪した目的その他通知すべきこととされる事項について一切通知せず、名乗りもしなかった。また、車両内は自宅にも準じるプライベートな空間であり、所有者の許可なく乗り込むことは許されない。

したがって、[ ]の本件車両への乗り込みには、重大な違法が認められる。

(イ) [ ]が本件トイレに同行したこと等について

[ ]は、原告が本件トイレに立った際に付きまとい、原告が入った本件トイレの個室のドアに耳を当てて電話の内容を盗み聞きし、原告に対し、「口裏合わせをしただろう。」などとどう喝し、任意の税務調査であるにもかかわらず、犯罪捜査のような態様で調査を行った。

したがって、[ ]が本件トイレに同行したこと等には、重大な違法が認められる。

(ウ) 9月物件留め置きについて

a 通則法7.4条の2によれば、国税局の職員等は、調査について必要があるときは、帳簿書類等の提出を求めることができることとされているが、国税庁長官「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という。）によれば、提出を受けた帳簿書類等の留め置きは、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留め置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施することとされている（事務運営指針2章3）。また、預り証は、国税通則法施行規則1条1項に基づき送達が必要な書類であり、その上部には「整

理欄」があり、送達した場所、送達した時間及び受取人と名宛人との関係を記載することになっている。

- b しかし、本件調査担当職員は、原告に対し、物件の提出及び留め置きの必要性について説明しなかった。また、原告が9月控用預り証への署名押印を求められた際、9月控用預り証の「物件の名称又は種類」欄は空欄のままであった。さらに、9月控用預り証の「整理欄」には、「次の通り『預り証（交付用）』を送達した。」として、「送達した場所」欄に本件医院の所在地の記載が、「受取人と名宛人との関係」欄に「本人」との記載が、「送達した時間」欄に「13時」との記載がそれぞれされているが、原告は9月交付用預り証を受け取っていない。  
9月交付用預り証は、後日、本件調査担当職員から [ ] 税理士に渡されたものであり、9月控用預り証の「整理欄」の記載は虚偽である。  
したがって、9月物件留め置きの手続には、重大な違法が認められる。

(エ) 10月物件留め置きについて

原告は、10月物件留め置きについて、物件の留め置きは承諾していないかった。

原告は、[ ] 税理士から、国税局が平成24年分・平成25年分の帳簿書類も見たいと言っている旨の連絡を受け、[ ] 税理士と国税局との話合いに必要であるなどと説得され、話合いの資料として提示する程度であればやむを得ないと考え、平成29年10月2日に平成24年分・平成25年分の帳簿類を [ ] 税理士の事務所に提出した。

税務調査における物件の提出は、税理士法2条1項1号の税務代理に該当せず、物件の提出をするには本人からの別途の委任が必要である。

原告は、[ ] 税理士に対し、本件調査担当職員に物件を提示することは承諾したもの、物件の留め置きは承諾していないかった。

本件調査担当職員は、物件の留め置きについて別途の委任があるか否

かを [ ] 税理士に確認しないまま、[ ] 事務員に物件の留め置きについて説明したのみで、物件を留め置いた。また、権限のない [ ] 事務員から預り証を受領したことは、国税通則法施行規則1条1項に反するものである。

したがって、10月物件留め置きの手続には、通則法等に違反する重大な違法が認められる。

(オ) 本件各調査報告書等の記載について

本件各調査報告書（甲3の1，4，5）及び本件調査経過記録書（乙3）には、平成29年9月19日の調査に関し、本件マンションから本件車両を運転して出てきた原告に対し、[ ] が原告本人である旨確認し、税務調査である旨説明し、[ ] を本件車両に乗せることの許可を得た旨の記載がされているが、これは全くの虚偽である。[ ]・[ ]・[ ]は、口裏合わせをして虚偽の報告書を作成しており、この行為は刑法156条の虚偽公文書作成罪等に当たるものである。

したがって、本件調査手続には、重大な違法が認められる。

(カ) 本件調査担当職員の原告に対する説明について

原告は、本件調査担当職員に対し、複数回にわたり本件調査に係る違法行為について説明を求めた。しかし、本件調査担当職員は、原告に対し、十分な説明をしなかった。

したがって、本件調査担当職員の原告に対する説明には、重大な違法が認められる。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、次のとおりである。

##### (1) 本件調査1－平成29年9月19日の税務調査

ア 本件調査に至る経緯

本件調査担当職員は、本件調査に先立ち、原告が、[REDACTED]（[REDACTED]  
[REDACTED]が代表取締役を務める会社）や[REDACTED]（[REDACTED]の妻）の名義の預金口  
座を利用して、実際に[REDACTED]や[REDACTED]に対して支払った事  
実がない費用を事業所得の必要経費として計上している疑いがある旨把握  
していた。

また、本件調査担当職員は、原告が納税地を頻繁に変更し、居住の実態  
がない場所を住所として登録している事実も把握しており、原告が税務調  
査を免れる目的で納税地を頻繁に変更している疑いがあると考えていた。

さらに、本件調査担当職員は、原告が国税調査に非協力的であるとの情  
報を得ていた。

そこで、本件調査担当職員は、仮に原告に対して本件調査に係る事前通  
知を行えば、帳簿書類等の破棄、隠ぺい又は改ざんのおそれがあると判断  
し、原告に対し、事前に通知することなく、本件調査に着手した。

[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]は、平成29年9月19日、原告と接触することを主  
たる目的として、本件マンションに臨場した。[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]は、同日以  
前に、原告の顔写真や本件車両の車種・色・ナンバーを把握していた。（以  
上につき、乙3, 15, 20, 54, 55, 証人[REDACTED]〔3, 4頁〕, 証人[REDACTED]  
〔4, 10, 20, 21頁〕）。

イ 本件マンションの形状等

本件マンションは、地下に駐車場（本件駐車場）、1階東側に玄関（オ一  
トロック式の自動ドアで、インターフォン機器が設置されている。）、1  
階南側に駐車場出口が設けられており、玄関から本件マンションの南東の  
角までの距離は約20m、同南東の角から駐車場出口までの距離は約15  
mである。（甲12の1・2, 13, 証人[REDACTED]〔2頁〕, 証人[REDACTED]〔2頁〕,  
証人[REDACTED]〔2頁〕, 原告本人〔3頁〕）

本件駐車場の出口は一方通行となっており、その出口の先には感知式のチェーンが設けられている。上記チェーンは、本件駐車場から出てきた車両の接近を自動的に感知して下がる仕組みになっている。（甲13、14、16、乙54、証人 [8頁]、原告本人 [3頁]）

5 ウ [ ] の本件車両への乗り込み

[ ] は、平成29年9月19日午前9時35分頃、本件マンションの玄関にあるインターフォンを用いて [ ] を呼び出した。その後、[ ] は、原告が本件マンションから徒歩又は本件車両で外に出るかもしれないと考え、本件マンションの玄関及び本件駐車場出口を見通すことができる本件マンションの南東の角に移動した。[ ] は、その頃、本件駐車場出口の付近で待機していた。

10

15

20

25

[ ] は、平成29年9月19日午前10時25分頃、原告が本件車両を運転して本件駐車場出口から外に出ようとしているのを発見した。そこで、[ ] は、本件車両の前に立ちはだかって本件車両を停止させ、[ ] の応援を求めた。その後、[ ] は、本件車両に近づき、原告に税務調査である旨説明をした上で、調査への協力を依頼し、本件車両に[ ] を同乗させて本件車両を本件駐車場に戻すことについて原告の同意を得た。そこで、[ ] は、本件車両の助手席に乗り込んだ。原告は、[ ] の指示に従い、公道を経由して、数分後に本件車両を本件駐車場に戻した。その後、原告は、[ ] と共に、本件マンションの1階に移動した。そして、原告は、本件応接セットにおいて、[ ] ・ [ ] ・ [ ] から、本件質問検査を受けた。[ ] は、最初は本件質問検査に同席していたが、緊張して疲れたことや質問の対象者が原告であることから、途中で自宅に戻った。（以上につき、前記前提事実、甲5、14～16、乙3、4、54、55、証人 [8頁]、証人 [7、9、11～14、17頁]、証人 [8頁]、原告本人 [3頁]）

エ [REDACTED] が本件トイレに同行したこと等

- (ア) 原告は、本件質問検査の途中で、本件トイレに行ったが、その際、[REDACTED]  
[REDACTED] が本件トイレに同行した。[REDACTED] が本件トイレに同行することについて  
は、[REDACTED] 又は [REDACTED] が事前に原告の同意を得ていた。本件トイレには、入  
口から向かって右側に個室があった。本件トイレは、本件マンションの  
共用スペース内に設置されているものである。（前記前提事実③、乙5  
4、55、証人 [REDACTED] [13~15頁]、証人 [REDACTED] [18頁]）
- (イ) 原告は、本件トイレの個室内で携帯電話を使って [REDACTED] に電話をかけ、  
本件質問検査に関する会話をした。原告が本件トイレ内に入っている間、  
[REDACTED] は、本件トイレの入口付近にいた。[REDACTED] は、本件トイレの個室内で  
原告が何者かと電話で会話をしているのを聞いた。（甲14、16、乙  
54、証人 [REDACTED] [15~17頁]、原告本人 [10、11頁]）
- (ウ) 原告及び [REDACTED] が本件トイレから本件応接セットに戻ってきた際、原告  
が本件トイレ内で電話をしたことを [REDACTED] がとがめたことをきっかけに、  
[REDACTED] と原告との間で口論になった。そこで、[REDACTED] は、原告に対し、「すみ  
ません。」などと謝罪的な言葉を発してその場を収めた。原告は、当時、  
[REDACTED] が本件車両に乗り込んできたことや [REDACTED] に本件トイレ内での電話を  
とがめられたことについて不満を抱いたものの、[REDACTED] の若気の至りとも  
思っており、それを殊更に問題視するつもりはなく、税務調査に応じよ  
うと考えており、その気持ちは平成29年9月22日頃においても同様  
であった（このような原告の気持ちは変化が生じたのは、同年10月4  
日頃以降のことである。）。（甲14、16、乙54、55、証人 [REDACTED]  
[17、18頁]、証人 [REDACTED] [18、19頁]、原告本人 [45、49  
頁]）
- オ 本件質問検査後の状況
- [REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED] は、本件応接セットでの本件質問検査を終え、平成2

9年9月19日午後2時頃、原告と共に本件医院に向けて移動し、その後、本件医院付近で待機していた別の本件調査担当職員と合流して、本件医院又はその付近において、原告が本件医院内において保管していた帳簿書類を確認するなどした。（前記前提事実(3)エ）

5 (2) 本件調査2－平成29年9月19日より後の税務調査

ア 9月物件留め置き

(ア) 原告は、本件質問検査の後である平成29年9月20日頃、■税理士に対し、本件調査への対応を依頼した。（前記前提事実(4)ア）

10 (イ) 原告は、平成29年9月22日、本件医院において、■税理士立会いの下に、■を含む本件調査担当職員から、税務調査を受けた。本件調査担当職員は、同日、■税理士から、本件税務代理権限証書の提出を受けた。

15 また、本件調査担当職員は、原告から、平成26年分～平成28年分の事業所得に係る総勘定元帳等の関係資料の提出を受け、これらの物件を留め置いた（9月物件留め置き）。原告は、9月物件留め置きについては、同意していた。

20 その際、本件調査担当職員は、複写式になっている預り証の所定の欄に留め置く物件の名称や数量等を記載した後、その記載内容と実際に留め置く物件とが一致していることについて■税理士の確認を受け、更に原告の確認も受けようとしたところ、■税理士が「私が確認したから。」などと言ったことから、原告に対しては、留め置く物件を指し、これらの物件を預かる旨の説明のみを行った。その後、原告又は■税理士は、本件調査担当職員から、所定の欄に記載のある預り証（9月交付用預り証）を受領し、原告は、これと複写式になっている控え（9月控用預り証）の氏名欄に署名押印してこれを本件調査担当職員に交付した。本件調査担当職員は、提示された物件の中に原告が当時使用していた金

錢出納帳があつたことから、原告に対し、金錢出納帳の写しを取りたい旨説明したところ、原告はこれを承諾し、本件調査担当職員を本件医院に設置されたコピー機まで案内した。本件調査担当職員は、上記コピー機を使って、金錢出納帳の写しを取つた。（以上につき、前記前提事実(4)イ、甲3の2、14、16、乙3、50、51、原告本人〔15～17頁〕、弁論の全趣旨）

イ 10月物件留め置き

(ア) 原告は、平成29年10月2日、[ ]税理士から、国税局が本件調査の対象に平成24年分・平成25年分の申告所得税を追加したので、同各年分の帳簿書類も見たいと言つてゐる旨の連絡を受け、帳簿書類を提示することについて同意し、[ ]税理士の事務所に帳簿書類を提出した。（前記前提事実(4)ウ、エ、甲14、16、乙3、6の1、原告本人〔37頁〕）

(イ) [ ]税理士は、平成29年10月3日、[ ]に対し、電話で、「平成24年分・平成25年分の帳簿書類を提示する準備ができたので、同月4日午前10時に[ ]税理士の事務所に来てほしい。」旨伝えた。[ ]が、[ ]税理士に対し、「準備してもらった帳簿書類については留め置きが必要になる。」旨伝えたところ、[ ]税理士は、「同日は不在であるが、帳簿書類の提示及び提出については、事務員に指示しておく。」旨答えた。（前記前提事実(4)エ、甲3の2、乙3）

(ウ) 本件調査担当職員は、平成29年10月4日午前10時頃、[ ]税理士の事務所を訪れ、[ ]事務員から、原告の平成24年分・平成25年分の事業所得に係る帳簿書類の提出を受け、これらの物件を留め置いた（10月物件留め置き）。本件調査担当職員は、10月物件留め置きに先立ち、10月物件留め置きについて、原告の承諾は得ていなかつた。原告は、事後的に10月物件留め置きの事実を知り、本件調査担当職員

と [ ] 税理士に対し、強い不信感を抱いた。（前記前提事実(4)エ、甲14、16、乙3、51、原告本人〔18、37、38、46、47頁〕）

ウ 本件調査担当職員の原告に対する説明

(ア) 原告と本件調査担当職員との面談等

a 平成29年12月1日

原告は、平成29年12月1日、[ ] 税理士、[ ] 及び助手の[ ] の同席の下、大阪国税局において、[ ] を含む本件調査担当職員3名と約2時間にわたり面談を行った。その際、原告は、本件調査担当職員に対し、本件マンションにおける質問検査の開始前に[ ] が原告の運転する本件車両に乗り込んだことや、9月物件留め置き及び10月物件留め置き等について、その手続に違法があるなどと指摘した。また、[ ] 税理士は、同日付けで、大阪国税局長に対し、「申入書」と題する書面を提出し、本件調査は違法であり、直ちに中止すべきである旨申し入れた。（前記前提事実(4)カ）

b 平成29年12月20日

原告は、平成29年12月20日、[ ] 税理士、[ ] 及び助手の[ ] の同席の下、大阪国税局において、[ ] 及び[ ] を含む本件調査担当職員3名と約3時間半にわたり面談を行った。

その際、9月物件留め置きに関し、原告が、「物件の名称又は種類」欄に何も記入されていない預り証に署名押印した旨主張し、[ ] 税理士が、本件調査担当職員に9月控用預り証の写しを交付するよう要求し、9月控用預り証を手に取ったところ、[ ] は、「なんでやねん、返せや。」、「とるなや。」などと発言し、原告は、「ちょっと待ってください。」、「ちょっと落ち着いてください。」、「とってません、とってません、返す返す。」などと発言した。（以上につき、前記前提事実(4)キ）

(イ) 原告の本件調査担当職員に対する質問状の提出等

原告は、平成30年1月17日付け、同月18日付け及び19日付けで、本件調査担当職員に対し、9月物件留め置き及び10月物件留め置き等に関する質問を提出し、書面で回答するよう求めた。[ ]は、同年2月23日、原告に対し、原告の質問に書面で回答することはないと口頭で回答するとともに、原告からの質問のうち、9月控用預り証及び10月控用預り証に誰が署名押印しているかとの質問に対し、9月控用預り証については原告の署名押印が、10月控用預り証については[ ]税理士の署名がある旨回答した。また、[ ]は、同年4月20日、本件医院において原告と面談し、原告に対し、10月物件留め置きについて、[ ]税理士から物件の提出を受け、預り証に署名してもらっていることから、調査手続に違法はない旨口頭で説明した。（前記前提事実(4)ケ）

エ 本件各調査報告書等の作成

(ア) 本件各調査報告書の作成

南税務署個人課税第1部門の財務事務官である[ ]は、平成30年12月4日付け及び同月6日付けで、南税務署個人課税第1部門統括官に対し、平成29年9月19日の本件マンションでの調査に関し、[ ]が[ ]から聴取した内容や[ ]が[ ]・[ ]から聴取した内容をまとめた3通の調査報告書（本件各調査報告書）を作成した。本件各調査報告書には、[ ]が、本件車両を運転して駐車場から出てきた原告に対し、原告本人である旨を確認し、身分証を提示の上、原告に対し税務調査を行う旨説明し、[ ]を本件車両に乗せることについて許可を得た後、[ ]が本件車両の助手席に同乗した旨の記載がある。（前記前提事実(8)ア）

(イ) 本件調査経過記録書の作成

本件調査の経過について本件調査担当職員が記録した調査経過記録書

(本件調査経過記録書)には、本件調査担当職員が、本件車両を運転していた原告に対し、税務調査である旨を告げ、協力を要請したところ了承を得た旨の記載がある。(前記前提事実(8)イ)

## 2 事実認定の補足説明

### 5 (1) 上記認定事実(1)ウ (■の本件車両への乗り込み)について

上記認定事実(1)ウ (■の本件車両への乗り込み)のうち、■が本件車両の助手席に乗り込んだ際に乗車することについて原告の同意を得たか否かや、■がその場にいたか否かについては、原告本人の供述・陳述内容と■・■の証言・陳述内容が対立しているので、以下検討する。

#### 10 ア 原告本人の供述・陳述部分の概要

(ア) 原告は、本件車両を運転し、本件駐車場出口から外に出ようとしてチェーンが下がるのを待っていたところ、見知らぬ男性がチェーンを飛び越えて本件マンション敷地内に入り、原告に対し「下がってください。」などと言った。原告が「下がられへんやん、危ないやん。」などと答えると、その男性は、勝手に助手席のドアを開けて車に乗り込み、「じゃあ、駐車場に戻ってください。」などと言った。その男性が本件車両に乗り込んだ際、■はその場にいなかつた。(甲14, 16, 原告本人〔3~8, 28頁〕)

20 (イ) 原告は、見知らぬ男性がいきなり乗車してきたことについて、恐怖心よりも、その男性に何かあったのかもしれない; 災害か何かがあつて助けを求めているのかもしれないなどと想像し、また、本件駐車場は出入りが激しいため、停車させていると後ろから来る人に迷惑がかかるかもしれないなどと考え、その男性を同乗させたまま本件車両を発進させた。

(甲14, 16, 原告本人〔4, 28~31, 41頁〕)

25 (ウ) 見知らぬ男性は、本件車両が動き出してから20~30秒くらい経ったところで、原告に対し、自分は国税局の職員である旨伝えた。原告は、

その男性に何度も車から降りるように言ったが、その男性から「取りあえず駐車場に行ってください。」などと言われ、交通量が多い道路を走行しており停車させるのが難しかったため、仕方なく本件車両を運転して本件駐車場に戻った。（甲14、16；原告本人〔6、7、29～31、42頁〕）

イ [■]・[■]の証言・陳述部分の概要

(ア) [■]の証言・陳述部分

a [■]は、本件駐車場出口付近で待機していたところ、本件駐車場出口から出てくる本件車両に気付いた。本件車両は、本件駐車場出口のチェーンの前で一旦停止し、チェーンが下がるのを待って発進した。

[■]は、本件車両の正面に立ちはだかり、本件車両を運転していた原告に対し、停車を求める旨の身振りをした。本件車両は停止したが、[■]が本件車両の正面から動くと逃亡されるかもしれない、1人では対応できないと判断し、大きく手を振って[■]を呼んだ。[■]は走ってきて本件車両に近づき、運転席に座っていた原告と話をしていた。その際、[■]は、身分証や質問検査証を提示していたと思う。また、[■]

[■]は、原告と話をしている途中で、[■]の方を指差すなどしていたので、自分のことについても話していると感じた。[■]は、[■]と原告との会話について、周囲の騒音等もあって、全ては聞き取れなかった。

[■]は、[■]と原告が会話をしている間、本件車両の正面に立っていた。（乙54、証人[■]〔7～11、35、37頁〕）

b その後、[■]は、[■]から、税務調査について原告の協力が得られたので、本件車両に同乗して本件車両を本件駐車場入口に回すよう指示されたので、本件車両の助手席に乗り込んだ。[■]は、本件車両に乗り込む際、原告に対し、身分証を提示して名乗ったが、自らの所属官署を「[■]国税局」と言い間違えた。（乙54、証人[■]〔11、1

3, 33, 34, 38頁])

c [ ] は、本件車両に乗り込んだ後、原告から本件車両に同乗したことについて抗議や苦情を言われたことはなかった。[ ] は、車内では、「原告に対し「突然すみません。」などと話した記憶があるが、会話の内容はよく覚えていない。[ ] には土地勘がなかったので、本件駐車場に戻る道のりを原告に指示したことはない。(乙54, 証人 [ ] [11~13, 37, 38頁])

d [ ] は、原告の運転で本件駐車場に戻った後、原告と一緒にエレベーターを使って本件駐車場(地下)から1階に上がった。(乙54, 証人 [ ] [13頁])

(イ) [ ] の証言・陳述部分

a [ ] は、本件マンションの南東角で待機していたところ、[ ] が自分を呼ぶ大きな声が聞こえ、[ ] の方を見ると、[ ] が本件車両の前に立ちはだかっていた。(乙55, 証人 [ ] [7~10頁])

b [ ] は、本件車両に駆け寄り、運転席にいた原告に対し、「[ ] [ ] さんですか。」などと尋ね、身分証を提示して名前と所属を伝えた上で、税務調査への協力を依頼した。原告は、「ジムに行く予定がある。」などと言っていたが、再度税務調査への協力を依頼し、[ ] を本件車両に同乗させて本件駐車場に戻るよう頼んだところ、原告は、これを拒絶することなく了承した。(乙55, 証人 [ ] [11~13, 37, 38頁])

c [ ] が [ ] に対して原告の協力が得られたことを伝えたところ、[ ] [ ] は、本件車両の助手席に乗車した。その際、[ ] は、「[ ] です。」などと名乗り、身分証を提示したと思う。原告は、[ ] が本件車両に乗車することに異議があるような様子もなく、当日、原告から苦情や抗議は特になかった。(乙55, 証人 [ ] [12~14, 19, 38,

ウ 検討

そこで検討すると、① [ ]・[ ]の証言・陳述部分は、本件マンションの形状等（上記認定事実(1)イ）や、本件調査の対象者は [ ]ではなく原告であり、[ ]・[ ]・[ ]は原告と接触することを主たる目的として本件マンションに臨場していたこと（上記認定事実(1)ア）と整合的であるといえる。②また、仮に、原告本人の供述・陳述部分を前提にすると、原告は、いきなり見知らぬ男性が本件車両の助手席に乗り込んできたにもかかわらず、大声で周囲に助けを求めたりするなどすることなく、見知らぬ男性を乗せたまま本件車両を発進させて、再び本件マンションの駐車場に戻つたことになるが、このような行動は不自然であるということができる。③さらに、原告は、平成29年9月19日の段階で、[ ]が本件車両に乗り込んできたことについては[ ]の若気の至りと思っており、それを殊更に問題視するつもりはなく、税務調査に応じようと考えており、その気持ちは同月22日頃においても同様であったというのである（上記認定事実(1)エ(ウ)）。

これらの事情を考慮すると、[ ]・[ ]の証言・陳述部分は、上記認定事実(1)ウに沿う限度で採用することができ、原告本人の供述・陳述部分（及び[ ]の証言・陳述部分）は上記認定事実(1)ウに反する限度で採用することができない。

- (2) 上記認定事実(1)エ（[ ]が本件トイレに同行したこと等）について  
上記認定事実(1)エ（[ ]が本件トイレに同行したこと等）のうち、[ ]が本件トイレに同行した際に[ ]が待っていた位置等については、原告本人の供述・陳述内容と[ ]の証言・陳述内容が対立しているので、以下検討する。

ア 原告本人の供述・陳述部分の概要

(ア) 原告は、本件質問検査の途中で、2回本件トイレに行った。1回目に

本件トイレに行ったときは [ ] が無言で付いて来て、仕方がないから黙って我慢していた。2回目も同様に [ ] が付いて来たが、早く本件トイレに行きたかったので、特に抗議はしなかった。（甲14、16、原告本人〔10、32頁〕）

(イ) 原告は、本件トイレの個室に入り、用を足してから、個室内で [ ] に電話をかけて会話をした。本件トイレはドアが閉まっていたので、そのときに [ ] がどこに立っていたかは全く分からぬ。（甲14、16、原告本人〔11、32頁〕）

#### イ [ ] の証言・陳述部分の概要

(ア) [ ] は、[ ] 又は [ ] の指示により、原告が本件トイレに行く際に付いて行った。[ ] は、本件トイレに同行することについては原告の許可を得ており、原告からそのことについて文句を言われたことはなかった。

(乙54、証人 [ ] 〔13、14頁〕）

(イ) [ ] は、原告が本件トイレに入っている間、本件トイレの入口付近で待っており、本件トイレの中には入っていない。[ ] は、原告の声が聞こえ、原告が本件トイレの中で電話をしているのが分かった。[ ] は、会話の内容が全て聞き取れたわけではないが、原告の「税務署がそちらに行くから、しらを切つとけ。」という強い口調が聞こえ、電話の相手は [ ] であると思った。（乙54、証人 [ ] 〔15、16頁〕）

#### ウ 検討

そこで検討すると、①原告が本件トイレの個室にいる間に [ ] のいた位置について、原告本人の供述・陳述部分は、分からないとするものであるのに対し、[ ] の証言・陳述部分は、本件トイレの形状等（上記認定事実(1)エ(ア)）と整合しているということがいえる。②また、原告は、平成29年9月19日の段階で、本件トイレから戻った後の [ ] の発言については [ ] の謝罪的な発言もあったこともあり、それを殊更に問題視するつもり

はなく、税務調査に応じようと考えており、その気持ちは同月 22 日頃においても同様であったというのである（上記認定事実(1)エ(ウ)）。

これらの事情を考慮すると、■の証言・陳述部分は、上記認定事実(1)エに沿う限度で採用することができ、原告本人の供述・陳述部分は上記認定事実(1)エに反する限度で採用することができない。

5 (3) 上記認定事実(2)ア（9月物件留め置き）について

上記認定事実(2)ア（9月物件留め置き）のうち、原告が平成29年9月22日に本件調査担当職員から9月交付用預り証を受領したか否かや、原告が9月控用預り証に署名押印した時点において「物件の名称又は種類」欄が記載されていたか否かについては争いがあるので、以下検討する。

10 ア 検討

この点に関し、①9月物件留め置きに関与した本件調査担当職員は、原告から提出された帳簿書類等を留め置くに当たり、交付用と控用が複写式になっている預り証の「物件の名称又は種類」欄等に留め置く物件の内容等を記載した後、その記載内容と実際に留め置く物件とが一致していることについて■税理士の確認を受け、原告に物件を留め置く旨説明した上で、控用の預り証に署名押印するよう求め、9月交付用預り証は原告に交付した旨述べているところ（甲3の2、乙50）、その供述内容は、一般的な税務調査の方法や手順に照らして、不自然なものとはいえない。②また、前記前提事実(4)のとおり、原告は、「『預り証（交付用）』を、確かに受領しました。」と印字されている9月控用預り証に自ら署名押印した上で、本件調査担当職員が金銭出納帳の写しを作成することに承諾し、本件調査担当職員をコピー機まで案内するなど、本件調査に協力しており（原告が当時このような意向であったことは原告も自認するところである〔上記認定事実(1)エ(ウ)〕。），9月物件留め置きについて手続の瑕疵を指摘したり異議を述べたりした状況はうかがわれない。③さらに、9月物件留め置き

の現場には [ ] 税理士が同席しており、そのような状況において、本件調査担当職員があえて「物件の名称又は種類」欄が空白の9月控用預り証に署名押印させるといった瑕疵のある手続を行うことも考え難い。これらの事情に照らせば、9月物件留め置きは、本件調査担当職員が供述する方法・手順で行われたものと認められる。

イ 原告本人の供述・陳述部分について

これに対し、原告は、①平成29年9月22日に本件調査担当職員から9月交付用預り証を受領しておらず（9月交付用預り証が [ ] 税理士から [ ] 税理士に引き継がれていることからすれば、9月交付用預り証は原告に交付されておらず、[ ] 税理士に交付されたものと考えられる。）、②原告が9月控用預り証に署名押印した時点において「物件の名称又は種類」欄をはじめ、所定の事項が何も記載されていなかった旨供述・陳述する。

しかし、上記①については、[ ] 税理士が同日当時原告の税務代理権限を有していたこと（上記認定事実(2)ア(ア)）、9月控用預り証に記載された物件と実際に留置された物件の同一性の確認は [ ] 税理士が行っていること（乙50）に照らせば、仮に、[ ] 税理士が本件調査担当職員から直接9月交付用預り証を受領したとしても、9月交付用預り証は原告に交付されたと評価されることになる（この点は、事後的に [ ] 税理士の税務代理権限が消滅したことによって左右されない。）。

また、上記②については、[ ] 税理士が同席し、9月控用預り証に記載された物件と実際に留置された物件の同一性の確認を行っている状況において（乙50、原告本人〔16、17頁〕），本件調査担当職員があえて原告に対し「物件の名称又は種類」欄が空白の9月控用預り証に署名押印させるという瑕疵のある手続を行う必要性に乏しい上に、原告が「『預り証（交付用）』を、確かに受領しました。」と印字されている9月控用預り証に自ら署名押印しており、その際に手続の瑕疵を指摘したり異議を述べた

りした状況はうかがわれないこと（上記認定事実(2)ア(イ)）に照らせば、原告本人の上記供述・陳述部分は採用することができない。

### 3 爭点（本件調査手続の適法性）について

#### (1) 判断枠組み

質問検査を始めとする税務調査は、課税庁が課税標準及び税額等を認定するに当たり、その資料を収集するための手続であるにとどまり、それ自体が客観的な課税要件ではないから、調査手続が違法であるからといって、そのことのみで直ちに課税処分が違法になるとはいえないが、調査手続の違法性の程度が刑罰法令に触れたり、公序良俗に反する程度に至ったりするなど重大である場合において、当該調査手続によって収集された資料を課税処分の資料として用いることが許されない結果、当該処分を維持することができないときは、処分が違法なものとして取り消され得るものと解される。

そして、所得税又は所得税等の税務調査に関し、実定法上特段の定めのない実施の具体的な方法等の細目については、調査の必要性があり、かつ、その必要性と相手方の権利・利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、違法とは認められないと解される。

これを前提に、以下、本件調査手続の適法性について検討する。

#### (2) [REDACTED] の本件車両への乗り込みについて

##### ア 検討

[REDACTED] が本件車両の助手席に乗っていたのは原告が本件車両を本件駐車場に戻すまでの数分程度にとどまること（上記認定事実(1)ウ）に加え、原告には、架空の費用を必要経費として計上したり、税務調査を免れる目的で納税地を頻繁に変更したりしている疑いがあったこと（上記認定事実(1)ア）等の事情も踏まえると、[REDACTED] が原告の同意を得た上で本件車両に乗り込んだ行為は、本件車両の所有者である[REDACTED] の明示的な許可を得ていないことを考慮しても（もっとも、本件車両の原告の使用状況等については、前記

前提事実(3)イ(エ)のとおりである。），原告の逃亡や関係資料の破棄等を防止し、本件質問検査を適切に実施するために必要なものであったといえる。また、[REDACTED]による本件車両への乗り込みは、原告及び[REDACTED]の権利・利益を不当に侵害するものとはいえず、任意での税務調査として社会通念上相当な限度にとどまるものというべきである。

したがって、[REDACTED]が本件車両に乗り込んだ行為には、重大な違法は認められない。

#### イ 原告の主張について

これに対し、原告は、[REDACTED]が本件車両の助手席に乗り込んだ際に乗車することについて原告の同意を得ておらず、また、[REDACTED]はその場にいなかつたことから、[REDACTED]の本件車両への乗り込み行為には重大な違法がある旨主張する。

しかし、原告主張に係る認定事実は上記認定事実(1)ウのとおりであり、その補足説明は上記2(1)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

#### ウ 小括

以上によれば、[REDACTED]が本件車両に乗り込んだ行為には、重大な違法は認められない。

### (3) [REDACTED]が本件トイレに同行したこと等について

#### ア 検討

[REDACTED]は、本件質問検査の途中で原告が本件トイレに行く際に原告に同行したが、本件トイレに同行することについては事前に原告の同意を得ていたこと、原告が本件トイレの個室内に入っている間は本件トイレの入り口付近にいたこと、[REDACTED]が同行した本件トイレは本件マンションの共用スペース内に設置されているものであること（上記認定事実(1)エ）等の事情に照らせば、[REDACTED]の上記の行為は、任意での税務調査として社会通念上相当

な限度にとどまるものというべきである。また、原告には、架空の費用を必要経費として計上したり、税務調査を免れる目的で納税地を頻繁に変更したりしている疑いがあったこと（上記認定事実(1)ア）等の事情も踏まえると、[REDACTED]が本件マンションの本件トイレ入口付近まで同行した行為は、原告の逃亡や関係資料の破棄等を防止し、本件質問検査を適切に実施するために必要なものであったということができる。

5

10

15

また、本件トイレから本件応接セットに戻ってきた際、原告が本件トイレ内で電話をしたかどうかをめぐって[REDACTED]と原告との間で口論になったものの（上記認定事実(1)エ）、[REDACTED]が原告に対して謝罪的な言葉を発してその場を收めており、原告も、平成29年9月19日の段階で、本件トイレから戻った後の[REDACTED]の上記発言については[REDACTED]の謝罪的な発言もあったこともあり、それを殊更に問題視するつもりはなく、税務調査に応じようと考えていたこと（上記認定事実(1)エ）等の事情に照らせば、[REDACTED]の上記発言は、任意での税務調査として社会通念上相当な限度にとどまるものというべきである。

したがって、[REDACTED]が本件トイレに同行したこと等には、重大な違法は認められない。

#### イ 原告の主張について

20

これに対し、原告は、[REDACTED]が、本件トイレの個室のドアに耳を当てて電話の内容を盗み聞きし、その後、原告に対して「口裏合わせをしただろう。」などとどう喝した旨主張する。

しかし、原告主張に係る認定事実は上記認定事実(1)エのとおりであり、その補足説明は上記2(2)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

25

#### ウ 小括

以上によれば、[REDACTED]が本件トイレに同行したこと等には、重大な違法は

認められない。

(4) 9月物件留め置きについて

ア 検討

原告は、9月物件留め置きについて同意していたところ、原告又は [ ]  
税理士が本件調査担当職員から9月交付用預り証を受領したこと、原告が  
9月控用預り証に署名押印した時点において「物件の名称又は種類」欄が  
記載されていたことが認められること（上記認定事実(2)ア）等の事情を踏  
まえると、9月物件留め置きの手続には、重大な違法は認められない。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、9月物件留め置きの手続には重大な違法がある旨  
主張する。

しかし、原告主張に係る認定事実は上記認定事実(2)アのとおりであり、  
その補足説明は上記2(3)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 小括

以上によれば、9月物件留め置きの手続には、重大な違法は認められな  
い。

(5) 10月物件留め置きについて

ア 検討

(ア) 上記認定事実(2)イ(ウ)のとおり、本件調査担当職員は、10月物件留  
め置きに先立ち、10月物件留め置きについて、直接原告の承諾を得てい  
なかつた。

(イ)a しかし、税理士法2条は税理士の行う業務について規定しているが、  
税理士は、納税者に代わって申告等の法律行為を行うのみでなく、納  
税者の納税義務に関して、税務当局との間で、事実認定や法解釈等に  
について折衝を行うことも重要な業務となると考えられる。このような

実情を踏まえると、税理士法における税務代理の範囲は、法律行為の代理にとどまらず、法律行為に付随して行われる事実行為の代行も含まれるものと解される（税理士法2条1項1号参照）。また、税理士法31条は、税理士が税務代理をする場合において、①不服申立ての取下げ又は②代理人の選任をするときに限り特別の委任を要する旨規定していることからすれば、質問検査権の行使の一環として通則法74条の7に基づき行われる提出物件の留め置きについて、これに同意することに特別の委任は必要とせず、納税者が特に留め置きへの同意を税務代理の範囲から除外する旨の意思を表示しない限り、税理士法2条1項1号の税務代理に含まれると解される。以上のこととは、その後に納税者・税理士間の委任契約が解除されるなどして事後的に税務代理権限が消滅した場合であっても変わらない。

b 本件においては、前記前提事実(4)イのとおり、10月物件留め置きに先立ち、■税理士から、原告を依頼者とし、税務代理の対象を平成26年分～平成28年分の所得税等とする本件税務代理権限証書が提出されている。

また、原告がこの税務代理の範囲から提出物件の留め置きへの同意を除外する意思を表示していたという事情は認められない。

加えて、上記認定事実(2)イ(ア)で認定したとおり、原告が、■税理士に対し、平成24年分・平成25年分の帳簿書類を提出し、税務調査への対応を依頼していることからすれば、■税理士から改めて税務代理権限証書は提出されていないものの、平成24年分・平成25年分の所得税又は所得税等についても、提出物件の留め置きへの同意も含め、原告が■税理士に税務代理権限を付与していたものと認めるのが相当である。

そして、上記認定事実(2)イ(イ)で認定したとおり、■税理士があら

かじめ [ ] に対し帳簿書類の留め置きについて電話で承諾していたこと、 [ ] 事務員は、 [ ] 税理士からの指示に基づき、同人に代わって帳簿書類を提出し、10月控用預り証に [ ] 税理士の記名と押印をしていること、本件調査担当職員は、 [ ] 事務員に対し、10月交付用預り証を交付した上で物件を留め置いていることからすれば、[ ] 事務員の行為は、原告から税務代理権限を付与された [ ] 税理士の行為と同視することができる。

(ウ) したがって、10月物件留め置きは、原告の平成24年分・平成25年分の所得税又は所得税等に係る税務代理権限を有する [ ] 税理士の承諾を得てされたものであつて、10月物件留め置きには、重大な違法は認められない。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、10月物件留め置きは原告の承諾を得ずにされたものであり、違法である旨主張する。

しかし、この点については、既に上記アで説示したとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 小括

以上によれば、10月物件留め置きには、重大な違法は認められない。

(6) 本件各調査報告書等の記載について

ア 検討

本件各調査報告書等に対応する事実関係については、上記認定事実のとおりであると認められる。そうすると、本件各調査報告書等の記載には、重大な違法は認められない。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、本件各調査報告書等には虚偽の事実が記載されている旨主張する。

しかし、上記(2)～(5)（特に、上記(2)）において説示したとおり、本件調査報告書等に虚偽の事実の記載は見当たらない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

#### ウ 小括

以上によれば、本件各調査報告書等の記載には、重大な違法は認められない。

### (7) 本件調査担当職員の原告に対する説明について

#### ア 検討

本件調査担当職員の原告に対する説明は、前記前提事実(4)カ、キ、ケ、上記認定事実(2)ウのとおりである。平成29年12月20日における原告に対する説明に際して、█████が「なんでやねん、返せや。」、「どるなや。」などと発言したことは、税務調査を担当する公務員として適切さに欠ける対応であるといわざるを得ないが、上記の各事実によれば、本件調査担当職員が複数回にわたり、相当な時間をかけて原告に対して本件調査に関する一定程度の説明をしていたといえるから、█████の上記発言があったことを踏まえても、本件調査担当職員の原告に対する説明には、重大な違法は認められない。

#### イ 原告の主張について

これに対し、原告は、本件調査担当職員に対し、複数回にわたり本件調査に係る違法行為について説明を求めたが、本件調査担当職員が十分な説明をしなかった旨主張する。

しかし、前記前提事実(4)カ、キ、ケ、上記認定事実(2)ウのとおり、本件調査担当職員は、平成29年12月1日に約2時間、同月20日に約3時間半にわたり、原告と面談し、原告の質問に対して回答を行ったほか、平成30年2月23日及び同年4月20日にも、原告の質問に回答しており、これらの本件調査担当職員の対応に少なくとも違法な点は見当たらない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

#### ウ 小括

以上によれば、本件調査担当職員の原告に対する説明には、重大な違法は認められない。

#### (8) 爭点についてのまとめ

以上によれば、本件調査手続には、重大な違法は認められない。

#### 4 まとめ

以上検討したとおり、本件調査手続には、重大な違法は認められない。

そして、本件各処分の課税の根拠及び計算は別紙「本件各処分における課税の計算」のとおりとなるから、本件各処分は、適法である。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないのでこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

15

裁判長裁判官 山 地 修

20

裁判官 太 田 章 子

25

裁判官 山 田 慎 悟

(別紙)

指定代理人目録

布目武, 小泉雄寛, 石田隆邦, 松本真理子, 辰巳博恵, 植西直美

以 上

5

(別紙)

## 関係法令等の定め

### 1 国税通則法（以下「通則法」という。）

- 5 (1) 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、所得税法の規定による所得税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。（74条の2第1項1号）
- 10 (2) 国税庁等又は税關の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。（74条の7）
- 15 (3) 税務署長等は、国税庁等又は税關の当該職員に納税義務者に対し実地の調査において通則法74条の2から通則法74条の6までの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。（74条の9第1項）

#### 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）

を開始する日時

二 調査を行う場所

20 三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

- 25 (4) 通則法74条の9第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条3項1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又

はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。（74条の10）

## 2 国税通則法施行令（以下「通則法施行令」という。）

国税庁、国税局若しくは税務署又は税關の当該職員は、通則法74条の7の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留め置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。（30条の3第1項）

## 3 税理士法

(1) 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することを業とする。（2条1項1号）

(2) 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

（30条）

(3) 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。（31条）

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

（25） 4 所得税法

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする。（37条1項）

以上

## 課税の経緯

区分 項目		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決	更正の請求	取下げ	更正の請求 (再提出)
年月日		平成25年3月15日	平成30年5月14日	平成30年8月2日	令和元年5月28日			
平成 24 年 分	総所得金額	9,810,949	65,108,496	全部取消し	棄却			
	事業所得の金額	9,756,906	65,054,463					
	雑所得の金額	54,043	54,043					
	所得控除額の合計	2,259,470	2,259,470					
	所得税等の額	1,100,730	22,343,600					
	源泉徴収税額	9,853,304	9,853,304					
	納付すべき税額	△ 8,752,574	12,490,200					
	過少申告加算税の額		2,411,000					
	重加算税の額		1,680,000					
	年月日	平成26年3月17日	平成30年5月14日					
平成 25 年 分	総所得金額	10,298,921	78,847,841	全部取消し	棄却			
	事業所得の金額	10,238,420	78,787,340					
	雑所得の金額	60,501	60,501					
	所得控除額の合計	2,912,670	2,912,670					
	所得税等の額	1,085,098	28,157,138					
	源泉徴収税額	10,408,862	10,408,862					
	納付すべき税額	△ 9,323,764	17,748,200					
	過少申告加算税の額		3,136,000					
	重加算税の額		2,026,500					
	年月日	平成27年3月14日	平成30年5月14日					
平成 26 年 分	総所得金額	11,437,565	72,274,646	全部取消し	棄却			
	事業所得の金額	11,381,726	72,218,807					
	雑所得の金額	55,839	55,839					
	所得控除額の合計	3,042,250	3,042,250					
	所得税等の額	1,322,041	25,419,632					
	源泉徴収税額	10,354,762	10,354,762					
	納付すべき税額	△ 9,032,721	15,064,800					
	過少申告加算税の額		2,635,000					
	重加算税の額		2,128,000					
	年月日	平成28年3月15日	平成30年5月14日					
平成 27 年 分	総所得金額	9,104,093	52,366,707	全部取消し	棄却			
	事業所得の金額	9,046,810	52,309,424					
	雑所得の金額	57,283	57,283					
	所得控除額の合計	2,945,760	2,945,760					
	所得税等の額	820,986	17,809,303					
	源泉徴収税額	9,104,007	9,104,007					
	納付すべき税額	△ 8,283,021	8,705,200					
	過少申告加算税の額		1,755,000					
	重加算税の額		1,750,000					
	年月日	平成29年3月15日	平成30年5月14日					
平成 28 年 分	総所得金額	9,298,473	42,453,544	全部取消し	棄却			
	事業所得の金額	9,238,473	42,453,544					
	所得控除額の合計	3,195,760	3,195,760					
	所得税等の額	797,298	13,177,842					
	源泉徴収税額	7,545,494	7,545,494					
	納付すべき税額	△ 6,748,196	5,632,300					
	過少申告加算税の額		1,277,500					
	重加算税の額		1,256,500					
	年月日	平成30年3月15日	平成30年5月14日					
	総所得金額	9,298,473	42,453,544					

(注) 納付すべき税額の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別紙)

本件各処分における課税の計算

第1 平成24年分の所得税

5 1 更正処分の根拠

(1) 事業所得の金額 6505万4453円

上記金額は、後記アの総収入金額1億8302万4761円から後記イの必要経費1億1732万0308円及び後記ウの青色申告特別控除額65万円をそれぞれ控除した金額である。

10 ア 総収入金額 1億8302万4761円

上記金額は、原告が平成24年分の所得税の確定申告書（以下「平成24年分所得税申告書」といい、他の年分についても同様に記載する。）に記載した売上（収入）金額と同額である。

15 イ 必要経費 1億1732万0308円

必要経費は、次の(ア)～(ニ)の合計金額である。

(ア) 売上原価 5807万9126円

上記金額は、平成24年分決算書「差引原価」欄に記載された金額5310万8562円に、次のa及びbをそれぞれ加算した金額である。

a [REDACTED]からの仕入れに係る金額 434万9550円

20 上記金額は、本件医院が平成24年12月に[REDACTED]からの仕入に伴い支払った金額である。

b 本件金銭出納帳に記載した売上原価 62万1014円

上記金額は、本件医院の従業員が記載していた小口経費に係る金銭出納帳と題する帳簿（以下「本件金銭出納帳」という。）に個別の取引に係る記載があった売上原価の合計金額である。

25 イ) 租税公課 5万2000円

上記金額は、平成24年分決算書「租税公課」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 荷造運賃 4320円

上記金額は、平成24年分決算書「荷造運賃」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 水道光熱費 9199円

上記金額は、平成24年分決算書「水道光熱費」欄に記載された金額と同額である。

(オ) 旅費交通費 164万4454円

上記金額は、平成24年分決算書「旅費交通費」欄に記載された金額162万3964円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった旅費交通費の合計金額2万0490円を加算した金額である。

(カ) 通信費 43万4326円

上記金額は、平成24年分決算書「通信費」欄に記載された金額39万2376円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった通信費の合計金額4万1950円を加算した金額である。

(キ) 広告宣伝費 175万6773円

原告は、平成24年分決算書「広告宣伝費」欄に775万6773円と記載し、当該金額を平成24年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、このうち [REDACTED] に対して支払ったとする金額600万円については、原告が、[REDACTED]銀行 [REDACTED] 支店の [REDACTED] 名義の普通預金口座（以下「[REDACTED]名義の預金口座」という。）に振り込んでいたものの、[REDACTED]が本件医院に関する業務を行っていたとは認められず、業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記600万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができ

ない。

したがって、平成24年分の広告宣伝費の金額は、平成24年分決算書「広告宣伝費」欄の775万6773円から、上記600万円を減算した金額175万6773円である。

5 (ク) 接待交際費 0円

10

15

原告は、平成24年分決算書「接待交際費」欄に1427万1675円と記載し、当該金額を平成24年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、本件医院の本件総勘定元帳（平成24年）（以下、本件医院の事業に係る平成24年分から平成28年分までの総勘定元帳を「本件総勘定元帳」といい、年分を特定する場合には「本件総勘定元帳（平成24年）」などと記載する。）の勘定科目が交際費の頁には各月ごとに支払った金額の合計が記載されていたのによどまり、各支払の日付、相手先、支払場所、支払金額等の具体的な内容が明らかにされておらず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出であった事実が認められない。

20

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、接待交際費に係るものとして別表1記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は1359万9573円であり、本件総勘定元帳（平成24年）に記載された接待交際費の合計金額1427万1675円との差額67万2102円は、その支払があった事実が認められることから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

25

また、原告は、平成24年分の接待交際費に係るものとして別表1の合計金額1359万9573円の領収書等を提出したが、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経

費に算入することができない。

したがって、平成24年分の接待交際費の金額は、平成24年分決算書「接待交際費」欄に記載された金額1427万1675円から、上記67万2102円及び1359万9573円をそれぞれ減算した金額0円である。

5 (イ) 損害保険料 41万2120円

上記金額は、平成24年分決算書「損害保険料」欄に記載された金額と同額である。

10 (ロ) 修繕費 34万3910円

上記金額は、平成24年分決算書「修繕費」欄に記載された金額と同額である。

15 (ハ) 消耗品費 193万5444円

原告は、平成24年分決算書「消耗品費」欄に1765万8561円と記載し、当該金額を平成24年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成24年分の消耗品費の金額は、平成24年分決算書「消耗品費」欄に記載された金額1765万8561円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

20 a 本件総勘定元帳（平成24年）に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費 1565万7026円

原告は、平成24年分の消耗品費のうち、現金で支払ったものとして合計1565万7026円を本件総勘定元帳（平成24年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成24年）の当該頁には、月1回又は2回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が

25

個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、消耗品費に係るものとして別表2及び別表3記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は1511万7253円であり、本件総勘定元帳（平成24年）に記載された消耗品費の合計金額1565万7026円との差額53万9773円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成24年分の消耗品費に係るものとして別表2及び別表3記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、当該領収書等に記載された金額の合計1511万7253円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成24年）に [ ] 銀行又は [ ] の各普通預金口座から支払ったとして記載している消耗品費

22万9711円

原告は、平成24年分の消耗品費のうち、[ ] 銀行 [ ] 支店の[ ]  
[ ] 名義の普通預金口座（口座番号 [ ]  
[ ] 以下「原告名義の預金口座（[ ]）」という。）又は  
[ ] 銀行 [ ] 支店の同名義の普通預金口座（以下「原告名義の預  
金口座（[ ]）」という。）から支払ったものとして、合計200  
万1535円を本件総勘定元帳（平成24年）の勘定科目が消耗品費  
の頁に記載している。しかし、そのうち別表4記載の22万9711  
円については、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及  
び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所

得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した消耗品費 16万3620円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった消耗品費の合計金額である。

(シ) 減価償却費 294万4993円

原告は、平成24年分決算書「減価償却費」欄に617万1589円と記載しており、このうち、322万6596円は、平成24年1月に取得した [ ] 1台及び [ ] 1台並びに平成22年5月に取得した [ ] 1台の各車両に係るものである。

しかし、本件調査の結果、原告が上記各車両を本件医院の業務の用に供していることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記各車両に係る減価償却費は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成24年分の減価償却費の金額は、平成24年分決算書「減価償却費」欄に記載された金額617万1589円から、322万6596円を減算した金額294万4993円である。

(ス) 福利厚生費 24万6548円

原告は、平成24年分決算書「福利厚生費」欄に921万3254円と記載し、当該金額を平成24年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成24年分の福利厚生費の金額は、平成24年分決算書「福利厚生費」欄に記載された金額921万3254円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

なお、原告は、本件総勘定元帳（平成24年）の勘定科目が福利厚生

費の頁に記載している合計金額921万3527円よりも273円少ない金額921万3254円を平成24年分決算書「福利厚生費」欄に記載して申告していることから、次のa及びbを減算するに当たっては、申告額921万3254円を上限として減算を行う。

a 本件総勘定元帳（平成24年）に現金で支払ったものとして記載されている福利厚生費 912万5327円

原告は、平成24年分の福利厚生費のうち、現金で支払ったものとして合計912万5327円を本件総勘定元帳（平成24年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成24年）の当該頁には、毎月1回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、福利厚生費に係るものとして別表5記載の領収書等を提出した。当該領収書等に記載された金額の合計は977万7715円であり、本件総勘定元帳（平成24年）に記載された福利厚生費の合計金額912万5327円を上回るものであるが、本件調査の結果、別表5記載の領収証等に係る支出は、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成24年）に[ ]銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している福利厚生費 8万8200円

原告は、平成24年分の福利厚生費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から支払ったものとして、別表6の合計8万8200円を本件総勘定元帳（平成24年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び

業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c. 本件金銭出納帳に記載した福利厚生費 24万6548円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった福利厚生費の合計金額である。

(七) 給料賃金 3744万7993円

上記金額は、平成24年分決算書「給料賃金」欄に記載された金額4104万7993円から、原告の妻に対して支払ったとする青色専従者給与360万円を減算した金額である。

(八) 地代家賃 722万9479円

上記金額は、平成24年分決算書「地代家賃」欄に記載された金額と同額である。

(タ) 検査料 17万7159円

上記金額は、平成24年分決算書「検査料」欄に記載された金額と同額である。

(チ) 燃料費 24万1983円

上記金額は、平成24年分決算書「燃料費」欄に記載された金額と同額である。

(ツ) 支払手数料 128万3095円

原告は、平成24年分決算書「支払手数料」欄に629万9250円と記載し、当該金額を平成24年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成24年分の支払手数料の金額は、平成24年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額629万9250円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算した金額である。

a [REDACTED] に対して支払った支払手数料 600万円

上記金額は、原告が [REDACTED] に対して平成24年中に支払ったとする金額であるが、本件調査の結果、原告は、[REDACTED]銀行 [REDACTED]支店の [REDACTED]名義の普通預金口座（以下「[REDACTED]名義の預金口座」という。）へ平成24年中に合計600万円を振り込んでいたものの、[REDACTED]が本件医院に関する業務を行っていたとは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b [REDACTED] に対して支払った支払手数料 96万円

上記金額は、原告が [REDACTED]に対し、[REDACTED]が本件医院に係る経理事務に従事した対価として平成24年中に支払った金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した支払手数料 2万3845円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった支払手数料の合計金額である。

(ア) 諸会費 255万5976円

上記金額は、平成24年分決算書「諸会費」欄に記載された金額254万4756円に、原告が平成24年分の消耗品費として提出した領収証のうち、同年3月2日に [REDACTED] に対して支払った9220円及び同月3日に [REDACTED]

20 に対して支払った2000円の合計1万1220円を加算した金額である。

(ト) 新聞図書費 39万4110円

上記金額は、平成24年分決算書「新聞図書費」欄に記載された金額33万1632円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった新聞図書費の合計金額6万2478円を加算した金額である。

(ナ) 雑費 1.2万7300円

上記金額は、平成24年分決算書「雑費」欄に記載された金額と同額である。

(二) 青色専従者給与 0円

原告は、平成24年分決算書「専従者給与」欄に、原告の妻に対して支払ったとして360万円を計上していたが、本件調査の結果、原告の妻が本件医院に係る業務に専従していたとは認められないことから、上記360万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

ウ 青色申告特別控除額 65万円

原告は、青色申告書を提出することにつき処分行政の承認を受けてい  
る個人であるところ、平成24年分の青色申告特別控除額は、租税特別措  
置法25条の2第3項1号（平成30年法律第7号による改正前のもの。  
以下同じ。）の規定により計算した金額であり、平成24年分決算書「青  
色申告特別控除額」欄に記載された金額と同額である。

(2) 雑所得の金額 5万4043円

上記金額は、平成24年分所得税申告書第一表「雑」欄に記載された金額と同額である。

(3) 総所得金額 6510万8496円

上記金額は、上記(1)の事業所得の金額6505万4453円及び上記(2)の  
20 雜所得の金額5万4043円の合計金額である。

(4) 所得から差し引かれる金額（所得控除） 225万9470円

上記金額は、平成24年分所得税申告書第一表「合計」欄に記載された金額と同額である。

(5) 課税される所得金額 6284万9000円

上記金額は、上記(3)の総所得金額6510万8496円から上記(4)の所得  
25 から差し引かれる金額225万9470円を控除した金額（ただし、通則法

118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(6) 課税される所得金額に対する税額 2234万3600円

上記金額は、上記(5)の課税される所得金額6284万9000円に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの)の規定を適用して算出した金額である。

(7) 源泉徴収税額 985万3304円

上記金額は、平成24年分所得税申告書第一表「源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

(8) 納付すべき税額 1249万0200円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額2234万3600円から上記(7)の源泉徴収税額985万3304円を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

## 15 2 更正処分の適法性

被告が主張する平成24年分の所得税に係る課税される所得金額及び納付すべき税額は、上記1のとおりであるところ、これらの額はいずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成24年分の所得税の更正処分における課税される所得金額及び申告納税額と同額であるから、同更正処分は適法である。

## 20 第2 平成25年分の所得税等

### 1 更正処分の根拠

(1) 事業所得の金額 7878万7340円

上記金額は、後記アの総収入金額1億9037万6915円から後記イの必要経費1億1093万9575円及び後記ウの青色申告特別控除額65万円をそれぞれ控除した金額である。

ア 総収入金額 1億9037万6915円

上記金額は、平成25年分所得税等申告書第一表「営業等」欄及び平成25年分決算書「売上（収入）金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 必要経費 1億1093万9575円

必要経費は、次の(ア)～(ナ)の合計金額である。

(ア) 売上原価 6426万8134円

上記金額は、平成25年分決算書「差引原価」欄に記載された金額6725万9080円から、次のaを減算し、bを加算した金額である。

a 平成25年12月31日に仕入れを行ったとして本件総勘定元帳（平成25年）に記載している金額 358万2893円

上記金額は、平成25年12月31日に仕入れを行ったとして本件総勘定元帳の勘定科目が仕入高の頁に記載があるが、具体的な内容が明らかにされない上、原始記録等の保存もなく、支払があった事実が明らかでない金額である。

b 本件金銭出納帳に記載した売上原価 59万1947円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった売上原価の合計金額である。

(イ) 租税公課 4万8500円

上記金額は、平成25年分決算書「租税公課」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 荷造運賃 8850円

上記金額は、平成25年分決算書「荷造運賃」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 水道光熱費 8688円

上記金額は、平成25年分決算書「水道光熱費」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 旅費交通費 162万5899円

上記金額は、平成25年分決算書「旅費交通費」欄に記載された金額160万7749円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった旅費交通費の合計金額1万8150円を加算した金額である。

(カ) 通信費 37万6036円

上記金額は、平成25年分決算書「通信費」欄に記載された金額32万5216円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった通信費の合計金額5万0820円を加算した金額である。

(キ) 広告宣伝費 165万5263円

原告は、平成25年分決算書「広告宣伝費」欄に504万2497円と記載し、当該金額を平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成25年分の広告宣伝費の金額は、平成25年分決算書の広告宣伝費欄の504万2497円から、次のa～cをそれぞれ減算した金額である。

a [REDACTED] に対して支払った広告宣伝費 120万円

原告が、[REDACTED] に対して支払ったとする金額120万円については、原告が、[REDACTED] 名義の預金口座に振り込んでいたものの、[REDACTED] が本件医院に関する業務を行っていたとは認められず、業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b [REDACTED] に対して支払った広告宣伝費 170万円

原告が、[REDACTED] に対して支払ったとする金額170万円については、原告が、[REDACTED] 名義の預金口座に振り込んでいたものの、[REDACTED] が本件医院に関する業務を行っていたとは認め

られないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件総勘定元帳（平成25年）に [REDACTED] に対して支払ったものと記載されている広告宣伝費 48万7234円

原告は、[REDACTED] に対して、平成25年中に合計60万3617円（内訳は、①平成25年5月29日に36万円、②同年9月6日に24万3617円）を支払ったものとして、本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が広告宣伝費の頁に記載している。しかし、本件調査の結果、②の24万3617円は、[REDACTED] から原告名義の預金口座（[REDACTED]）に振込入金を受けたものであって、[REDACTED]への支払ではなく、また、当該24万3617円は、①の36万円の一部の返金として、原告名義の預金口座（[REDACTED]）に振込入金されたものであるから、これらの合計金額48万7234円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

(イ) 接待交際費 0円

原告は、平成25年分決算書「接待交際費」欄に1513万1680円と記載し、当該金額を平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、次のa及びbの各事実が認められたことから、平成25年分の接待交際費の金額は、平成25年分決算書の「接待交際費」欄に記載された金額1513万1680円から、次のa及びbをそれぞれ減算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成25年）に現金で支払ったものとして記載している接待交際費 1426万1221円

原告は、平成25年分の接待交際費のうち、現金で支払ったものとして合計1426万1221円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘

定科目が接待交際費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳の当該頁には、各月に支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各支払の日付、相手先、支払場所、支払金額等の具体的な内容が明らかにされておらず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出であった事実が認められない。

この点に関し、原告は、平成25年分の接待交際費に係るものとして別表7記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は707万7944円であり、本件総勘定元帳（平成25年）の当該頁に記載された接待交際費のうち、現金で支払ったものとして記載している金額の合計1426万1221円との差額718万3277円は、その支払があった事実が認められないとから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成25年分の接待交際費に係るものとして別表7の合計金額707万7944円の領収書等を提出したが、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないとから、当該領収書等に記載された金額の合計707万7944円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成25年）に [ ] 銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している接待交際費 87万0459円

原告は、平成25年分の接待交際費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から支払ったものとして、別表8の合計87万0459円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が交際費の頁に記載している。しかし、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性

及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

④ 損害保険料 230万2640円

上記金額は、平成25年分決算書「損害保険料」欄に記載された金額と同額である。

⑤ 修繕費 34万2730円

原告は、平成25年分決算書「修繕費」欄に365万4730円と記載しており、このうち、331万2000円は、本件マンションの修繕に係る費用である。しかし、本件調査の結果、原告が本件マンションを本件医院の業務の用に供していることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記331万2000円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成25年分の修繕費の金額は、平成25年分決算書「修繕費」欄に記載された金額365万4730円から、331万2000円を減算した金額34万2730円である。

⑥ 消耗品費 18.4万0945円

原告は、平成25年分決算書「消耗品費」欄に1371万0199円と記載し、当該金額を平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成25年分の消耗品費の金額は、平成25年分決算書「消耗品費」欄に記載された金額1371万0199円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

a. 本件総勘定元帳（平成25年）に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費 1204万1187円

原告は、平成25年分の消耗品費のうち、現金で支払ったものとして合計1204万1187円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成25年）の当該頁には、月数回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、消耗品費に係るものとして別表9及び別表10記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は767万3158円であり、本件総勘定元帳（平成25年）に記載された消耗品費の合計金額1204万1187円との差額436万8029円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成25年分の消耗品費に係るものとして別表9及び別表10記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、当該領収書等に記載された金額の合計767万3158円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成25年）に[ ]銀行又は[ ]銀行の各普通預金口座から支払ったとして記載している消耗品費

1万5000円

原告は、平成25年分の消耗品費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）又は原告名義の預金口座（[ ]）から支払ったものとして、合計166万9012円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、そのうち1万5000円（別

表11順号1)については、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した消耗品費 18万6933円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった消耗品費の合計金額である。

(シ) 減価償却費 291万3578円

原告は、平成25年分決算書「減価償却費」欄に936万6772円と記載しており、このうち、645万3194円は、平成24年1月に取得した [ ] 1台及び [ ] 1台並びに平成22年5月に取得した [ ] 1台の各車両に係るものである。

しかし、本件調査の結果、原告が上記各車両を本件医院の業務の用に供していることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記各車両に係る減価償却費は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成25年分の減価償却費の金額は、平成25年分決算書「減価償却費」欄に記載された金額936万6772円から、645万3194円を減算した金額291万3578円である。

(ス) 福利厚生費 80万5884円

原告は、平成25年分決算書「福利厚生費」欄に1001万8158円と記載し、当該金額を平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成25年分の福利厚生費の金額は、平成25年分決算書「福利厚生費」欄に記載された金額1001万8158円から、次のa及びbをそれぞ

れ減算し、cを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成25年）に現金で支払ったものとして記載されている福利厚生費 982万0758円

原告は、平成25年分の福利厚生費のうち、現金で支払ったものとして合計982万0758円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成25年）の当該頁には、月数回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、福利厚生費に係るものとして別表12記載の領収書等を提出した。当該領収書等に記載された金額の合計は920万3277円であり、本件総勘定元帳（平成25年）に記載された福利厚生費の合計金額982万0758円との差額61万7481円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成25年分の福利厚生費に係るものとして、別表12記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、別表12記載の領収書等の総合計920万3277円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成25年）に [ ] 銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している福利厚生費 19万7400円

原告は、平成25年分の福利厚生費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から支払ったものとして、別表13の合計19万7400円を本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載し

ている。しかし、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した福利厚生費 80万5884円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった福利厚生費の合計金額である。

(七) 給料賃金 2370万0354円

原告は、平成25年分決算書「給料賃金」欄に2870万0354円と記載しており、このうち500万円は、[REDACTED]の妻に対して平成25年内に支払ったとする給料の金額である。

しかし、本件調査の結果、原告は、[REDACTED]銀行[REDACTED]支店の[REDACTED]の妻名義の普通預金口座（以下「[REDACTED]の妻名義の預金口座」という。）へ平成25年中に500万円を振り込んでいたものの、[REDACTED]の妻が本件医院の業務に従事していた事実は認められず、業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記500万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成25年分の給料賃金の金額は、平成25年分決算書「給料賃金」欄に記載された金額2870万0354円から、500万円を減算した金額2370万0354円である。

(八) 地代家賃 772万5895円

上記金額は、平成25年分決算書「地代家賃」欄に記載された金額と同額である。

(九) 検査料 15万7175円

上記金額は、平成25年分決算書「検査料」欄に記載された金額13万8268円に、原告が、同年2月26日に[REDACTED]に支払った金額1万8907円を加算した金額である。

④ 支払手数料 177万1780円

原告は、平成25年分決算書「支払手数料」欄に715万8050円と記載し、当該金額を平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成25年分の支払手数料の金額は、平成25年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額715万8050円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算した金額である。

a [ ]に対して支払った支払手数料 630万円

上記金額は、原告が[ ]に対して平成25年中に支払ったとする金額であるが、本件調査の結果、原告は、[ ]名義の預金口座へ平成25年中に上記金額を振り込んでいたものの、[ ]が本件医院に関する業務を行っていたとは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b [ ]に対して支払った支払手数料 88万円

上記金額は、原告が[ ]に対し、[ ]が本件医院に係る経理事務に従事した対価として平成25年中に支払った金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した支払手数料 3万3730円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった支払手数料の合計金額である。

⑤ 諸会費 92万7794円

上記金額は、平成25年分決算書「諸会費」欄に記載された金額88万5794円に、原告が平成25年分の消耗品費として提出した領収証のうち、同年3月2日に[ ]

[ ]に対して支払った2000円及び同年6月14日に[ ]

██████████に対して支払った4万円の合計4万2000円を加算した金額である。

(ア) 新聞図書費 34万9705円

上記金額は、平成25年分決算書「新聞図書費」欄に記載された金額28万5650円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった新聞図書費の合計金額6万4055円を加算した金額である。

(ト) 雑費 10万9725円

上記金額は、平成25年分決算書「雑費」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 青色専従者給与 0円

原告は、平成25年分決算書「専従者給与」欄に、原告の妻に対して支払ったとして600万円を計上していたが、本件調査の結果、原告の妻が本件医院に係る業務に専従していたとは認められないことから、上記600万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

(ウ) 青色申告特別控除額 65万円

原告は、青色申告書を提出することにつき処分行政庁の承認を受けている個人であるところ、上記金額は、租税特別措置法25条の2第3項1号の規定により計算した金額であり、平成25年分決算書「青色申告特別控除額」欄に記載された金額と同額である。

(2) 雜所得の金額 6万0501円

上記金額は、平成25年分所得税等申告書第一表「雑」欄に記載された金額と同額である。

(3) 総所得金額 7884万7841円

上記金額は、上記(1)の事業所得の金額7878万7340円及び上記(2)の雑所得の金額6万0501円の合計金額である。

(4) 所得から差し引かれる金額（所得控除） 291万2670円

上記金額は、平成25年分所得税等申告書第一表「合計」欄に記載された金額と同額である。

(5) 課税される所得金額 7593万5000円

上記金額は、上記(3)の総所得金額7884万7841円から上記(4)の所得から差し引かれる金額291万2670円を控除した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(6) 課税される所得金額に対する税額 2757万8000円

上記金額は、上記(5)の課税される所得金額7593万5000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

(7) 復興特別所得税額 57万9138円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額2757万8000円に、東日本大震災からの復興のための施設を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条の規定を適用して計算した金額である。

(8) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 1040万8862円

上記金額は、平成25年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

(9) 納付すべき税額 1774万8200円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額2757万8000円と、上記(7)の復興特別所得税額57万9138円を合計した金額から、上記(8)の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額1040万8862円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 2 更正処分の適法性

被告が主張する平成25年分の所得税等に係る課税される所得金額及び納付すべき税額は、上記1のとおりであるところ、これらの額はいずれも処分行政  
5 庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成25年分の所得税等の更正処分における課税される所得金額並びに所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同額であるから、同更正処分は適法である。

## 第3 平成26年分の所得税等

### 1 更正処分の根拠

(1) 事業所得の金額 7221万8807円

10 上記金額は、後記アの総収入金額1億8341万1013円から後記イの必要経費1億1054万2206円及び後記ウの青色申告特別控除額65万円をそれぞれ控除した金額である。

ア 総収入金額 1億8341万1013円

15 上記金額は、平成26年分所得税等申告書第一表「営業等」欄及び平成26年分決算書「売上（収入）金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 必要経費 1億1054万2206円

必要経費は、次の(ア)～(ニ)の合計金額である。

(ア) 売上原価 6061万0850円

20 上記金額は、平成26年分決算書「差引原価」欄に記載された金額6683万7448円から、次のa及びcをそれぞれ減算し、b及びdをそれぞれ加算した金額である。

a 平成26年1月27日に仕入れを行ったとして本件総勘定元帳（平成26年）に記載している金額 502万7468円

25 上記金額は、本件調査の結果、平成25年12月31日に仕入れを行っていたにもかかわらず、本件総勘定元帳（平成25年）の勘定科目が仕入高の頁と本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が仕入高

の頁に重複して計上されていたものであり、平成25年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていた金額である。

b [REDACTED] からの仕入れに係る金額 455万0916円

上記金額は、本件調査の結果、平成26年12月に [REDACTED]

[REDACTED] から仕入れを行っていたにもかかわらず、誤って本件総勘定元帳(平成27年)の勘定科目が仕入高の頁に記載されていたものであり、平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていなかった金額である。

c 平成26年中に仕入れを行ったとして本件総勘定元帳(平成26年)に記載している金額 642万9506円

上記金額は、平成26年中に別表14のとおり仕入れを行ったとして、本件総勘定元帳(平成26年)の勘定科目が仕入高の頁に記載があるが、うち同別表順号1、2及び5の各支出については、具体的な内容が明らかにされない上、原始記録等の保存もなく支払があった事実が明らかでない金額である。

d 本件金銭出納帳に記載した売上原価 67万9460円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった売上原価の合計金額である。

(イ) 租税公課 5万7500円

上記金額は、平成26年分決算書「租税公課」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 荷造運賃 1万0550円

上記金額は、平成26年分決算書「荷造運賃」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 水道光熱費 9039円

上記金額は、平成26年分決算書「水道光熱費」欄に記載された金額

と同額である。

(イ) 旅費交通費 223万0221円

上記金額は、平成26年分決算書「旅費交通費」欄に記載された金額220万9461円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった旅費交通費の合計金額2万0760円を加算した金額である。

(カ) 通信費 49万9312円

上記金額は、平成26年分決算書「通信費」欄に記載された金額44万2463円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった通信費の合計金額5万6849円を加算した金額である。

(キ) 広告宣伝費 137万4716円

原告は、平成26年分決算書「広告宣伝費」欄に1027万8716円と記載し、当該金額を平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が広告宣伝費の頁に記載された広告宣伝費の合計金額1027万8716円のうち、██████████に対して支払ったとする金額890万4000円については、原告が██████████名義の預金口座に振り込んでいたものの、██████████が本件医院に関する業務を行っていたとは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成26年分の広告宣伝費の金額は、平成26年分決算書「広告宣伝費」欄に記載された金額1027万8716円から、890万4000円を減算した137万4716円である。

(ク) 接待交際費 0円

原告は、平成26年分決算書「接待交際費」欄に1061万2103円と記載し、当該金額を平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認めら

れたことから、平成26年分の接待交際費の金額は、平成26年分決算書の「接待交際費」欄に記載された金額1061万2103円から、次のa～cをそれぞれ減算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成26年）の接待交際費に加算した金額

200万円

原告は、総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が交際費の頁に記載している接待交際費の合計額861万2103円に、200万円を加算した金額である1061万2103円を、平成26年分決算書「接待交際費」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した200万円に係る接待交際費の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成26年）に現金で支払ったものとして記載している接待交際費

798万1953円

原告は、平成26年分の接待交際費のうち、現金で支払ったものとして合計798万1953円を本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が交際費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳の当該頁には、各月に支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各支払の日付、相手先、支払場所、支払金額等の具体的な内容が明らかにされておらず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出であった事実が認められない。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、平成26年分の接待交際費に係るものとして別表15記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は286万8721円であり、本件総勘定元帳（平成26年）の当該頁に記載された接待交際費のう

ち、現金で支払ったものとして記載している金額の合計798万1953円との差額511万3232円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

5 また、原告は、平成26年分の接待交際費に係るものとして別表1  
5の合計金額286万8721円の領収書等を提出したが、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、  
本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の  
必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算  
10 上、必要経費に算入することができない。

c 本件総勘定元帳（平成26年）に■銀行の普通預金口座から支  
15 払ったとして記載している接待交際費 63万0150円

原告は、平成26年分の接待交際費のうち、原告名義の預金口座（■  
■）から支払ったものとして、別表16の合計63万0150円を  
本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が交際費の頁に記載して  
いる。しかし、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な  
事実が明らかでなく、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関  
連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、  
事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

20 ゲ 損害保険料 51万0220円

原告は、本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が保険料の頁に記  
載している51万0220円に、150万円を加算した金額である20  
1万0220円を、平成26年分決算書「損害保険料」欄に記載して申  
告している。しかし、本件調査の結果、加算した150万円に係る損害  
25 保険料の支払を証する書類はなく、その支払があった事実は認められ  
ないことから、平成26年分の損害保険料の金額は、平成26年分決算書

「損害保険料」欄に記載された金額201万0220円から、150万円を減算した金額51万0220円である。

(コ) 修繕費 62万8324円

上記金額は、平成26年分決算書「修繕費」欄に記載された金額と同額である。

(サ) 消耗品費 195万5907円

原告は、平成26年分決算書「消耗品費」欄に1111万5691円と記載し、当該金額を平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成26年分の消耗品費の金額は、平成26年分決算書「消耗品費」欄に記載された金額1111万5691円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成26年）の消耗品費の金額に加算して申告した金額 290万3000円

原告は、本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している消耗品費の合計金額821万2691円に、290万3000円を加算した金額1111万5691円を、平成26年分決算書「消耗品費」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した290万3000円に係る消耗品費の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、上記290万3000円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成26年）に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費 652万8401円

原告は、平成26年分の消耗品費のうち、現金で支払ったものとし

て合計652万8401円を本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成26年）の当該頁には、月数回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、消耗品費に係るものとして別表17及び別表18記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は633万4212円であり、本件総勘定元帳（平成26年）に記載された消耗品費のうち現金で支払ったものとして記載されている金額の合計652万8401円との差額19万4189円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成26年分の消耗品費に係るものとして別表17及び別表18記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、当該領収書等に記載された金額の合計633万4212円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した消耗品費 27万1617円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった消耗品費の合計金額のうち、科目欄に「消耗品費」と記載しているものの合計である。

(シ) 減価償却費 190万5834円

原告は、平成26年分決算書「減価償却費」欄に513万2430円と記載しており、このうち、322万6596円は、平成24年1月に取得した■1台及び■1台並びに平成22年5月に取得し

た [ ] 1台の各車両に係るものである。

しかし、本件調査の結果、原告が上記各車両を本件医院の業務の用に供じていることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記各車両に係る減価償却費は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成26年分の減価償却費の金額は、平成26年分決算書「減価償却費」欄に記載された金額513万2430円から、322万6596円を減算した金額190万5834円である。

10 (ス) 福利厚生費 90万3041円

原告は、平成26年分決算書「福利厚生費」欄に946万2888円と記載し、当該金額を平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～dの各事実が認められたことから、平成26年分の福利厚生費の金額は、平成26年分決算書「福利厚生費」欄に記載された金額946万2888円から、次のa～cをそれぞれ減算し、dを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成26年）の福利厚生費の金額に加算して申告した金額 130万円

原告は、本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している福利厚生費の合計金額816万2888円に、130万円を加算した金額946万2888円を、平成26年分決算書「福利厚生費」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した130万円に係る福利厚生費の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、上記130万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入

することができない。

- b 本件総勘定元帳（平成26年）に現金で支払ったものとして記載されている福利厚生費

798万0548円

原告は、平成26年分の福利厚生費のうち、現金で支払ったものとして合計798万0548円を本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成26年）の当該頁には、月2回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、福利厚生費に係るものとして別表19記載の領収書等を提出した。当該領収書等に記載された金額の合計は796万6519円であり、本件総勘定元帳（平成26年）に記載された福利厚生費の合計金額798万0548円との差額1万4029円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成26年分の福利厚生費に係るものとして、別表19記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、別表19の合計金額796万6519円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

- c 本件総勘定元帳（平成26年）に[ ]銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している福利厚生費

18万2340円

原告は、平成26年分の福利厚生費のうち、原告名義の預金口座（[ ]）から支払ったものとして、合計18万2340円を本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂

行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

d 本件金銭出納帳に記載した福利厚生費 90万3041円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった福利厚生費の合計金額である。

(七) 給料賃金 2357万8684円

原告は、平成26年分決算書「給料賃金」欄に2952万8684円と記載して申告していた。しかし、本件調査の結果、次のa及びbの各事実が認められたことから、平成26年分の給料賃金の金額は、平成26年分決算書「給料賃金」欄に記載された金額2952万8684円から、次のaを減算し、bを加算した金額である。

a ■の妻に対する給料賃金 600万円

原告は、■の妻に対して平成26年中に600万円を支払ったとしている。

しかし、本件調査の結果、■は、■の妻名義の預金口座へ平成26年中に合計600万円を振り込んでいたものの、■の妻が本件医院の業務に従事していた事実は認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 賞与の金額 5万円

上記金額は、実際に支給した事実が認められるが、平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていなかった金額である。

(八) 地代家賃 727万3525円

上記金額は、平成26年分決算書「地代家賃」欄に記載された金額と

同額である。

(イ) 検査料 10万968.9円

上記金額は、平成26年分決算書「検査料」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 燃料費 31万5228円

上記金額は、平成26年分決算書「燃料費」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 支払手数料 536万3838円

原告は、平成26年分決算書「支払手数料」欄に573万8018円と記載し、当該金額を平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成26年分の支払手数料の金額は、平成26年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額573万8018円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成26年）の支払手数料に加算した金額

400万円

原告は、総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が支払手数料の頁に記載している支払手数料の合計額173万8018円に、400万円を加算した金額である573万8018円を、平成26年分決算書「支払手数料」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した400万円に係る支払手数料の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b ■に対する支払った支払手数料 360万円

上記金額は、原告が [ ] に対し、[ ] が本件医院に係る経理事務に従事した対価として平成26年中に支払った金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した支払手数料 2万5820円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった支払手数料の合計金額である。

(ア) 諸会費 276万0639円

上記金額は、平成26年分決算書「諸会費」欄に記載された金額268万5639円に、原告が同年3月1日に [ ]

[ ] に支払った2000円、同年5月30日に [ ]

[ ] に対して支払った4万円、同年6月18日に [ ]

[ ] に対して支払った3000円及び同年10月25日

に [ ] に対して支払った3万円の合計7万5000円を加算した金額である。

(ト) 新聞図書費 41万8638円

上記金額は、平成26年分決算書「新聞図書費」欄に記載された金額31万5220円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった新聞図書費の合計金額10万3418円を加算した金額である。

(ナ) 雑費 2万6451円

原告は、本件総勘定元帳（平成26年）の勘定科目が雑費の頁に記載されている雑費の合計金額2万6451円に、10万円を加算した金額である12万6451円を、平成26年分決算書「雑費」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した10万円に係る雑費の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、上記10万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

(二) 青色専従者給与 0円

原告は、平成26年分決算書「専従者給与」欄に、原告の妻に対して支払ったとして648万円を計上していたが、本件調査の結果、原告の妻が本件医院に係る業務に専従していたとは認められないことから、上記648万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

ウ 青色申告特別控除額 65万円

原告は、青色申告書を提出することにつき処分行政庁の承認を受けている個人であるところ、上記金額は、租税特別措置法25条の2第3項1号の規定により計算した金額であり、平成26年分決算書「青色申告特別控除額」欄に記載された金額と同額である。

(2) 雑所得の金額 5万5839円

上記金額は、平成26年分所得税等申告書第一表「雑」欄に記載された金額と同額である。

(3) 総所得金額 7227万4646円

上記金額は、上記(1)の事業所得の金額7221万8807円及び上記(2)の雑所得の金額5万5839円の合計金額である。

(4) 所得から差し引かれる金額(所得控除) 304万2250円

上記金額は、平成26年分所得税等申告書第一表「合計」欄に記載された金額と同額である。

(5) 課税される所得金額 6923万2000円

上記金額は、上記(3)の総所得金額7227万4646円から上記(4)の所得から差し引かれる金額304万2250円を控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(6) 課税される所得金額に対する税額 2489万6800円

上記金額は、上記(5)の課税される所得金額6923万2000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

(7) 復興特別所得税額 52万2832円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額2489万6800円に、復興財源確保法13条の規定を適用して計算した金額である。

(8) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 1035万4762円

上記金額は、平成26年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

(9) 納付すべき税額 1506万4800円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額2489万6800円と、上記(7)の復興特別所得税額52万2832円を合計した金額から、上記(8)の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額1035万4762円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 2 更正処分の適法性

被告が主張する平成26年分の所得税等に係る課税される所得金額及び納付すべき税額は、上記1のとおりであるところ、これらの額はいずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成26年分の所得税等の更正処分における課税される所得金額並びに所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同額であるから、同更正処分は適法である。

## 第4 平成27年分の所得税等

### 1 更正処分の根拠

(1) 事業所得の金額 5230万9424円

上記金額は、後記アの総収入金額1億5987万5258円から後記イの必要経費1億0691万5834円及び後記ウの青色申告特別控除額65万

円をそれぞれ控除した金額である。

ア 総収入金額 1億5987万5258円

上記金額は、平成27年分所得税等申告書第一表「営業等」欄及び平成27年分決算書「売上（収入）金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 必要経費 1億0691万5834円

必要経費は、次の(ア)～(ニ)の合計金額である。

(ア) 売上原価 5594万0421円

上記金額は、平成27年分決算書「差引原価」欄に記載された金額5548万0104円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算した金額である。

a [REDACTED]からの仕入れに係る金額 455万0916円

上記金額は、本件調査の結果、平成26年12月に[REDACTED]  
[REDACTED]から仕入れを行っていたにもかかわらず、誤って本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が仕入高の頁に平成27年1月26日に仕入れたとして記載されていたものであり、平成26年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなる金額である。

b [REDACTED]からの仕入れに係る金額 450万5952円

上記金額は、本件調査の結果、平成27年12月に[REDACTED]  
[REDACTED]から仕入れを行っているにもかかわらず、誤って本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が仕入高の頁に記載されていたものであり、平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていなかった金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した売上原価 50万5281円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった売上原価の合計金額である。

(イ) 租税公課 11万1000円

上記金額は、平成27年分決算書「租税公課」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 荷造運賃 1万2150円

上記金額は、平成27年分決算書「荷造運賃」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 水道光熱費 9137円

上記金額は、平成27年分決算書「水道光熱費」欄に記載された金額と同額である。

(オ) 旅費交通費 197万4187円

上記金額は、平成27年分決算書「旅費交通費」欄に記載された金額195万0407円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった旅費交通費の合計金額2万3780円を加算した金額である。

(カ) 通信費 56万2979円

上記金額は、平成27年分決算書「通信費」欄に記載された金額50万1602円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった通信費の合計金額6万1377円を加算した金額である。

(キ) 広告宣伝費 138万8988円

原告は、平成27年分決算書「広告宣伝費」欄に538万4776円と記載し、当該金額を平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していたが、本件調査の結果、次のa及びbの各事実が認められたことから、平成27年分の広告宣伝費の金額は、平成27年分決算書の広告宣伝費欄の538万4776円から、次のaを減算し、bを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成27年）に記載がなく、その支払事実が確認できない広告宣伝費 400万円

原告は、本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が広告宣伝費の

頁に記載している広告宣伝費の合計金額138万4776円に、40  
0万円を加算した金額である538万4776円を、平成27年分決  
算書「広告宣伝費」欄に記載して申告している。

しかし、本件調査の結果、加算した400万円に係る広告宣伝費の  
支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないこと  
から、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入するこ  
とができない。

b 本件金銭出納帳（平成27年）に記載されている広告宣伝費

4212円

原告は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった広告宣伝  
費の金額である。

(グ) 接待交際費 0円

原告は、平成27年分決算書「接待交際費」欄に873万5809円  
と記載し、当該金額を平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経  
費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目  
が接待交際費の頁には、各月に支払った金額の合計が記載されているに  
とどまり、各支払の日付、相手先、支払場所、支払金額等の具体的な内  
容が明らかにされておらず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務  
遂行上の必要性がある支出であった事実が認められない。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、平成27年分の接  
待交際費に係るものとして別表21記載の領収書等を提出したが、当該  
領収書等に記載された金額の合計は513万5179円であり、本件総  
勘定元帳（平成27年）の当該頁に記載された接待交際費の合計873  
万5809円との差額360万0630円は、その支払があった事実が  
認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する

5 ことができない。

10 また、原告は、平成27年分の接待交際費に係るものとして別表21記載の合計金額513万5179円の領収書等を提出したが、接待の相手方やその内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

15 したがって、平成27年分の接待交際費の金額は、平成27年分決算書「接待交際費」欄に記載された金額873万5809円から、360万0630円と513万5179円をそれぞれ減算した金額0円である。

(イ) 損害保険料 55万3380円

20 原告は、本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が保険料の頁に記載している損害保険料の合計金額55万3380円に、100万円を加算した金額である155万3380円を、平成27年分決算書「損害保険料」欄に記載して申告している。しかし、本件調査の結果、加算した100万円に係る損害保険料の支払を証する書類はなく、その支払があった事実は認められないことから、平成27年分の損害保険料の金額は、平成27年分決算書「損害保険料」欄に記載された金額155万3380円から、100万円を減算した金額55万3380円である。

(ロ) 修繕費 52万7650円

25 上記金額は、平成27年分決算書「修繕費」欄に記載された金額と同額である。

(ハ) 消耗品費 258万2196円

原告は、平成27年分決算書「消耗品費」欄に1022万2897円と記載し、当該金額を平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経

費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成27年分の消耗品費の金額は、平成27年分決算書「消耗品費」欄に記載された金額1022万2897円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成27年）に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費 806万5457円

原告は、平成27年分の消耗品費のうち、現金で支払ったものとして合計806万5457円を本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成27年）の当該頁には、月1回、支払った金額の合計が記載されるとともに、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、消耗品費に係るものとして別表22及び別表23記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は805万9168円であり、本件総勘定元帳（平成27年）の当該頁に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費の金額の合計806万5457円との差額6289円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成27年分の消耗品費に係るものとして別表22及び別表23記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、当該領収書等に記載された金額の合計805万9168円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成27年）に [ ] 銀行の普通預金口座から支  
払ったとして記載している消耗品費 14万8447円

原告は、平成27年分の消耗品費のうち、原告名義の預金口座（[ ]

[ ]) から支払ったものとして、合計215万7440円を本件総勘

定元帳（平成27年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。し  
かし、そのうち別表24記載の合計14万8447円については、本  
件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必  
要性がある支出とは認められることから、事業所得の金額の計算上、  
必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した消耗品費 57万3203円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった消耗  
品費の合計金額のうち、科目欄に「消耗品費」と記載しているものの  
合計である。

(シ) 減価償却費 167万8010円

原告は、平成27年分決算書「減価償却費」欄に490万0433円  
と記載しており、このうち、322万2423円は、平成24年1月に  
取得した [ ] 1台及び [ ] 1台並びに平成22年5月に取得し  
た [ ] 1台の各車両に係るものである。

しかし、本件調査の結果、原告が上記各車両を本件医院の業務の用に  
供していることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業  
務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記各車両に  
係る減価償却費は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入するこ  
とができるない。

したがって、平成27年分の減価償却費の金額は、平成27年分決算  
書「減価償却費」欄に記載された金額490万0433円から、322  
万2423円を減算した金額167万8010円である。

(ス) 福利厚生費 94万3694円

原告は、平成27年分決算書「福利厚生費」欄に609万0908円と記載し、当該金額を平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa及びbの各事実が認められたことから、平成27年分の福利厚生費の金額は、平成27年分決算書「福利厚生費」欄に記載された金額609万0908円から、次のaを減算し、bを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成27年）に記載されている福利厚生費

609万0908円

原告は、平成27年分の福利厚生費として、合計609万0908円を本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成27年）の当該頁には、月1回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、福利厚生費に係るものとして別表25記載の領収書等を提出した。当該領収書等に記載された金額の合計は665万7910円であり、本件総勘定元帳（平成27年）に記載された福利厚生費の合計金額609万0908円を上回るものである。

しかし、本件調査の結果、別表25記載の領収書等に係る支出は、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行所の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件金銭出納帳に記載した福利厚生費 94万3694円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった福利

厚生費の合計金額である。

(セ) 給料賃金 2364万3386円

原告は、平成27年分決算書「給料賃金」欄に2964万3386円と記載して申告しており、このうち600万円は、[ ]の妻に対して平成27年中に支払ったとする金額である。

しかし、本件調査の結果、原告は、[ ]の妻名義の預金口座に600万円を振り込んでいたものの、[ ]の妻が本件医院の業務に従事していた事実は認められず、業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記600万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成27年分の給料賃金の金額は、平成27年分決算書「給料賃金」欄に記載された金額2964万3386円から、上記600万円を減算した金額2364万3386円である。

(ソ) 地代家賃 896万8507円

上記金額は、平成27年分決算書「地代家賃」欄に記載された金額と同額である。

(タ) 検査料 11万2403円

上記金額は、平成27年分決算書「検査料」欄に記載された金額と同額である。

(チ) 燃料費 32万3522円

上記金額は、平成27年分決算書「燃料費」欄に記載された金額と同額である。

(ツ) 支払手数料 352万5573円

原告は、平成27年分決算書「支払手数料」欄に516万8008円と記載し、当該金額を平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～dの各事実が認められたことから、平成27年分の支払手数料の金額は、平成27年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額516万8008円から、次のbを減算し、a、c及びdをそれぞれ加算した金額である。

a 平成27年分決算書と本件総勘定元帳（平成27年）における各支払手数料の額の差額 400万円

上記金額は、平成27年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額516万8008円と本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が支払手数料の頁に記載された支払手数料の合計額916万8008円の差額である。

b [REDACTED]に対して支払った支払手数料 907万2000円

上記金額は、原告が[REDACTED]に対して平成27年中に支払ったとする金額であるが、本件調査の結果、原告は、[REDACTED]名義の預金口座へ平成27年中に上記金額を振り込んでいたものの、[REDACTED]

[REDACTED]が本件医院に関する業務を行っていたとは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c [REDACTED]に対して支払った支払手数料 336万円

上記金額は、原告が[REDACTED]に対し、[REDACTED]が本件医院に係る経理事務に従事した対価として平成27年中に支払った金額である。

d 本件金銭出納帳に記載した支払手数料 6万9565円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった支払手数料の合計金額である。

(ア) 諸会費 360万6392円

上記金額は、平成27年分決算書「諸会費」欄に記載された金額353万4132円に、原告が同年2月21日に[REDACTED]に

支払った1万円、同年3月14日に [REDACTED]  
[REDACTED]に支払った2000円、同年5月29日に [REDACTED]  
[REDACTED]に支払った4万円及び同年6月8日に [REDACTED]  
[REDACTED]に対して支払った2万0260円の合計7万2260円を加算した金額である。

5 (ト) 新聞図書費 43万0659円

上記金額は、平成27年分決算書「新聞図書費」欄に記載された金額36万6982円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった新聞図書費の合計金額6万3677円を加算した金額である。

10 (ナ) 雑費 2万1600円

原告は、本件総勘定元帳（平成27年）の勘定科目が雑費の頁に記載されている雑費の合計金額2万1600円に、7万9655円を加算した金額である10万1255円を、平成27年分決算書「雑費」欄に記載して申告している。

15 しかし、本件調査の結果、加算した7万9655円に係る雑費の支払を証する書類はなく、その支払があった事実が認められないことから、平成27年分の雑費の合計は、上記10万1255円から、7万9655円を減算した金額2万1600円である。

(ニ) 青色専従者給与 0円

20 原告は、平成27年分決算書「専従者給与」欄に、原告の妻に対して支払ったとして648万円を計上していたが、本件調査の結果、原告の妻が本件医院に係る業務に専従していたとは認められないことから、上記648万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

25 ウ 青色申告特別控除額 65万円

原告は、青色申告書を提出することにつき処分庁の承認を受けてい

る個人であるところ、上記金額は、租税特別措置法25条の2第3項1号の規定により計算した金額であり、平成27年分決算書「青色申告特別控除額」欄に記載された金額と同額である。

(2) 雑所得の金額 5万7283円

上記金額は、平成27年分所得税等申告書第一表「雑」欄に記載された金額と同額である。

(3) 総所得金額 5236万6707円

上記金額は、上記(1)の事業所得の金額5230万9424円及び上記(2)の雑所得の金額5万7283円の合計金額である。

(4) 所得から差し引かれる金額(所得控除) 294万5760円

上記金額は、平成27年分所得税等申告書第一表「合計」欄に記載された金額と同額である。

(5) 課税される所得金額 4942万円

上記金額は、上記(3)の総所得金額5236万6707円から上記(4)の所得から差し引かれる金額294万5760円を控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(6) 課税される所得金額に対する税額 1744万3000円

上記金額は、上記(5)の課税される所得金額4942万円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

(7) 復興特別所得税額 36万6303円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額1744万3000円に、復興財源確保法13条の規定を適用して計算した金額である。

(8) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 910万4007円

上記金額は、平成27年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別税の源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

(9) 納付すべき税額 870万5200円

上記金額は、上記(6)の課税される所得金額に対する税額1744万3000円と、上記(7)の復興特別所得税額36万6303円を合計した金額から、上記(8)の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額910万4007円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 2 更正処分の適法性

被告が主張する平成27年分の所得税等に係る課税される所得金額及び納付すべき税額は、上記1のとおりであるところ、これらの額はいずれも処分行政  
10 庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成27年分の所得税等の更正処分における課税される所得金額並びに所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同額であるから、同更正処分は適法である。

## 第5 平成28年分の所得税等

### 1 更正処分の根拠

(1) 事業所得の金額 4245万3544円

上記金額は、後記アの総収入金額1億3473万1109円から後記イの必要経費9162万7565円及び後記ウの青色申告特別控除額65万円をそれぞれ控除した金額である。

ア 総収入金額 1億3473万1109円

上記金額は、平成28年分所得税等申告書第一表「営業等」欄及び平成28年分決算書「売上（収入）金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 必要経費 9162万7565円

必要経費は、次の(ア)～(ニ)の合計金額である。

(ア) 売上原価 4720万5669円

上記金額は、平成28年分決算書「差引原価」欄に記載された金額4817万5104円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算し

た金額である。

a [REDACTED]からの仕入れに係る金額 450万5952円

上記金額は、本件調査の結果、平成27年12月に[REDACTED]

[REDACTED]から仕入れを行っているにもかかわらず、誤って本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が仕入高の頁に平成28年1月26日に仕入れたとして記載されていたものであり、平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなる金額である。

b [REDACTED]からの仕入れに係る金額 311万0555円

上記金額は、本件調査の結果、平成28年12月に[REDACTED]

[REDACTED]から仕入れを行っているにもかかわらず、本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が仕入高の頁に記載がなく、平成28年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されていなかった金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した売上原価 42万5962円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった売上原価の合計金額である。

(イ) 租税公課 15万5000円

上記金額は、平成28年分決算書「租税公課」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 荷造運賃 1万8640円

上記金額は、平成28年分決算書「荷造運賃」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 水道光熱費 8940円

上記金額は、平成28年分決算書「水道光熱費」欄に記載された金額と同額である。

(オ) 旅費交通費 34万9040円

上記金額は、平成28年分決算書「旅費交通費」欄に記載された金額

33万3540円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった  
旅費交通費の合計金額1万5500円を加算した金額である。

(カ) 通信費 52万2630円

上記金額は、平成28年分決算書「通信費」欄に記載された金額47  
万1632円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった通信  
費の合計金額5万0998円を加算した金額である。

(キ) 広告宣伝費 113万8428円

上記金額は、平成28年分決算書「広告宣伝費」欄に記載された金額  
と同額である。

(ク) 接待交際費 0円

原告は、平成28年分決算書「接待交際費」欄に30万7774円と  
記載し、当該金額を平成28年分の事業所得の金額の計算上、必要経費  
に算入していた。

しかし、本件調査の結果、本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目  
が接待交際費の頁には、各月に支払った金額の合計が記載されているに  
とどまり、各支払の日付、相手先、支払場所、支払金額等の具体的な内  
容が明らかにされておらず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務  
遂行上の必要性がある支出であった事実が認められない。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、平成28年分の接  
待交際費に係るものとして別表26及び別表27記載の領収書等を提出  
したが、当該領収書等に記載された金額の合計は224万0573円で  
あり、本件総勘定元帳（平成28年）の当該頁に記載された接待交際費  
の合計30万7774円を上回るものである。しかし、接待の相手方や  
その内容等、経費該当性に係る具体的な事実が明らかでなく、本件調査  
の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性があ  
る支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費

に算入することができない。

(イ) 損害保険料 68万0760円

上記金額は、平成28年分決算書「損害保険料」欄に記載された金額と同額である。

(ロ) 修繕費 4万8600円

上記金額は、平成28年分決算書「修繕費」欄に記載された金額と同額である。

(ハ) 消耗品費 137万7894円

原告は、平成28年分決算書「消耗品費」欄に723万7142円と記載し、当該金額を平成28年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成28年分の消耗品費の金額は、平成28年分決算書「消耗品費」欄に記載された金額723万7142円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

a 本件総勘定元帳（平成28年）に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費 622万1310円

原告は、平成28年分の消耗品費のうち、現金で支払ったものとして合計622万1310円を本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成28年）の当該頁には、月1回、支払った金額を2区分に合計し、その区分ごとの合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、消耗品費に係るものとして別表28及び別表29記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は616万8300円であり、本件

総勘定元帳（平成28年）の当該頁に現金で支払ったものとして記載されている消耗品費の金額の合計622万1310円との差額5万30.10円は、その支払があった事実が認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

また、原告は、平成28年分の接待交際費に係るものとして別表28及び別表29記載の領収書等を提出したが、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、当該領収書等に記載された金額の合計616万8300円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成28年）に[ ]銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している消耗品費 6万6000円

原告は、平成28年分の消耗品費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から支払ったものとして、合計101万5832円を本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が消耗品費の頁に記載している。しかし、そのうち別表30記載の6万6000円については、本件調査の結果、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した消耗品費 42万8062円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった消耗品費の合計金額のうち、科目欄に「消耗品費」と記載しているものの合計である。

(シ) 減価償却費 163万3542円

原告は、平成28年分決算書「減価償却費」欄に433万9047円と記載しており、このうち、270万5505円は、平成28年4月に

取得した [REDACTED] 1台及び平成24年1月に取得した [REDACTED] 1台の各車両に係るものである。

しかし、本件調査の結果、原告が上記各車両を本件医院の業務の用に供していることが認められず、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記各車両に係る減価償却費は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

したがって、平成28年分の減価償却費の金額は、平成28年分決算書「減価償却費」欄に記載された金額433万9047円から、270万5505円を減算した金額163万3542円である。

(ス) 福利厚生費 84万6077円

原告は、平成28年分決算書「福利厚生費」欄に637万7645円と記載し、当該金額を平成28年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、平成28年分の福利厚生費の金額は、平成28年分決算書「福利厚生費」欄に記載された金額637万7645円から、次のa及びbをそれぞれ減算し、cを加算した金額である。

a 総勘定元帳（平成28年）に現金で支払ったものとして記載されている福利厚生費 611万4125円

原告は、平成28年分の福利厚生費のうち、現金で支払ったものとして合計611万4125円を本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件総勘定元帳（平成28年）の当該頁には、月1回、支払った金額の合計が記載されているにとどまり、各取引の具体的な支払年月日、支払金額等が個別に記載されていなかった。

この点に関し、原告は、本件調査担当職員に対し、平成28年分の福利厚生費に係るものとして別表31記載の領収書等を提出したが、当該領収書等に記載された金額の合計は615万3624円であり、本件総勘定元帳（平成28年）に記載された福利厚生費の合計金額611万4125円を上回るものである。

しかし、本件調査の結果、別表31記載の領収書等に係る支出は、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 本件総勘定元帳（平成28年）に [ ] 銀行の普通預金口座から支払ったとして記載している接待交際費 26万3520円

原告は、平成28年分の接待交際費のうち、原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から支払ったものとして、合計26万3520円を本件総勘定元帳（平成28年）の勘定科目が福利厚生費の頁に記載している。しかし、本件調査の結果、上記金額は、本件医院の業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

c 本件金銭出納帳に記載した福利厚生費 84万6077円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった福利厚生費の合計金額である。

(七) 給料賃金 2440万1339円

原告は、平成28年分決算書「給料賃金」欄に3190万1339円と記載している。しかし、本件調査の結果、次のa及びbの各事実が認められたことから、平成28年分の給料賃金の金額は、平成28年分決算書「給料賃金」欄に記載された金額3190万1339円から、次のa及びbをそれぞれ減算した金額である。

a [ ] の妻に対して支払った給料賃金 350万円

上記金額は、原告が [ ] の妻に対して平成28年中に支払ったとする給料の金額である。しかし、本件調査の結果、原告は、 [ ] の妻名義の預金口座へ平成28年中に合計350万円を振り込んでいたものの、 [ ] の妻が本件医院の業務に従事していた事実は認められず、業務との直接の関連性及び業務遂行上の必要性がある支出とは認められないことから、上記350万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b 原告が原告名義の預金口座に振り込んだ給料賃金 400万円

上記金額は、平成28年9月29日、原告が原告名義の預金口座（[ ] [ ]）から、原告名義の預金口座（[ ]）に400万円を振り込んでいるものであり、給料賃金として支払った事実は認められない。

(イ) 地代家賃 813万0453円

上記金額は、平成28年分決算書「地代家賃」欄に記載された金額と同額である。

(タ) 検査料 8万2470円

上記金額は、平成28年分決算書「検査料」欄に記載された金額と同額である。

(チ) 燃料費 30万9850円

上記金額は、平成28年分決算書「燃料費」欄に記載された金額と同額である。

(ツ) 支払手数料 139万9301円

原告は、平成28年分決算書「支払手数料」欄に541万9000円と記載し、当該金額を平成28年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

しかし、本件調査の結果、次のa～cの各事実が認められたことから、

平成28年分の支払手数料の金額は、平成28年分決算書「支払手数料」欄に記載された金額541万9000円から、次のaを減算し、b及びcをそれぞれ加算した金額である。

a [ ]に対して支払った支払手数料 529万2000円

上記金額は、原告が[ ]に対して平成28年中に支払ったとする金額であるが、本件調査の結果、原告は、[ ]名義の預金口座へ平成28年中に合計529万2000円を振り込んでいたものの、[ ]が本件医院に関する業務を行っていたとは認められないことから、上記金額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

b [ ]に対して支払った支払手数料 120万円

上記金額は、原告が[ ]に対し、[ ]が本件医院に係る経理事務に従事した対価として平成28年中に支払った金額である。

c 本件金銭出納帳に記載した支払手数料 7万2301円

上記金額は、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった支払手数料の合計金額である。

(イ) 諸会費 295万0652円

上記金額は、平成28年分決算書「諸会費」欄に記載された金額290万9722円に、原告が同年2月13日に[ ]

[ ]に支払った2000円、同年10月22日に第67回[ ]に支払った3万円及び同年1月2月1日に[ ]に対して支払った8930円の合計4万0930円を加算した金額である。

(ト) 新聞図書費 34万9272円

上記金額は、平成28年分決算書「新聞図書費」欄に記載された金額29万8542円に、本件金銭出納帳に個別の取引に係る記載があった

新聞図書費の合計金額 9 7 9 8 円及び原告が同年 9 月 2 1 日に [ ]  
[ ] に支払った 4 万 0 9 3 2 円を加算した金額である。

(ナ) 雑費 1万9008円

上記金額は、平成 28 年分決算書「雑費」欄に記載された金額と同額である。

(ニ) 青色専従者給与 0円

原告は、平成 28 年分決算書「専従者給与」欄に、原告の妻に対して支払ったとして 6 4 8 万円を計上していたが、本件調査の結果、原告の妻が本件医院に係る業務に専従していたとは認められないことから、上記 6 4 8 万円は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができない。

(ウ) 青色申告特別控除額 6 5 万円

原告は、青色申告書を提出することにつき処分行政府の承認を受けている個人であるところ、上記金額は、租税特別措置法 25 条の 2 第 3 項 1 号の規定により計算した金額であり、平成 28 年分決算書「青色申告特別控除額」欄に記載された金額と同額である。

(2) 総所得金額 4245万3544円

上記金額は、上記(1)の事業所得の金額 4 2 4 5 万 3 5 4 4 円と同額である。

(3) 所得から差し引かれる金額（所得控除） 319万5760円

上記金額は、平成 28 年分所得税等申告書第一表「合計」欄に記載された金額と同額である。

(4) 課税される所得金額 3925万円7000円

上記金額は、上記(2)の総所得金額 4 2 4 5 万 3 5 4 4 円から上記(3)の所得から差し引かれる金額 3 1 9 万 5 7 6 0 円を控除した金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(5) 課税される所得金額に対する税額 1290万6800円

上記金額は、上記(4)の課税される所得金額3925万7000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

(6) 復興特別所得税額 27万1042円

上記金額は、上記(5)の課税される所得金額に対する税額1290万6800円に、復興財源確保法13条の規定を適用して計算した金額である。

(7) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 754万5494円

上記金額は、平成28年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別税の源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

(8) 納付すべき税額 563万2300円

上記金額は、上記(4)の課税される所得金額に対する税額1290万6800円と、上記(6)の復興特別所得税額27万1042円を合計した金額から、上記(7)の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額754万5494円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

## 2 更正処分の適法性

被告が主張する平成28年分の所得税等に係る課税される所得金額及び納付すべき税額は、上記1のとおりであるところ、これらの額はいずれも処分行政  
20 府が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成28年分の所得税等の更正処分における課税される所得金額並びに所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同額であるから、同更正処分は適法である。

## 第6 本件各賦課決定処分の適法性

### 1 過少申告加算税及び重加算税に係る法令の定め

#### (1) 過少申告加算税

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正又は更正に

基づき同法35条2項の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨定める。

## (2) 重加算税

通則法68条1項は、同法65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定する。

そして、通則法68条1項の委任を受けた通則法施行令28条1項は、通則法68条1項（重加算税）に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があったものとした場合におけるその申告又は更正に基づき通則法35条2項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額とする旨定める。

## 2 平成24年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分は適法であること

### (1) 本件についてのあてはめ

ア [REDACTED] に対して支払った宣伝広告費

前記第1の1(1)イ(キ)で述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預金口座に対して、平成24年中に合計600万円を振り込み、[REDACTED]に対して当該金額を事業所得の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税の確定申告を行っていた。

しかし、原告は、本件調査において、本件調査担当職員に対し、[REDACTED]

████████との取引を証する書類を一切提示しなかった。

また、████████の代表者である████████は、原告と████████との間には何ら取引関係はない旨供述しており（乙15），████████は本件医院に係る業務を行っていなかったことが認められる。

5 イ ██████████に対して支払った支払手数料

前記第1の1(1)イ(イ)で述べたとおり、原告は、████████名義の預金口座に対して平成24年中に合計600万円を振り込み、████████に対して当該金額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税の確定申告を行っていた。

10 しかし、原告は、本件調査において、本件調査担当職員に対し、████████との取引を証する書類を一切提示しなかった。

また、████████は、原告と████████との間には取引関係はない旨供述しており（乙1），████████は本件医院に係る業務を行っていなかったことが認められる。

15 ウ 小括

以上のどおり、原告は、████████に対し、上記ア及びイの各支払について、何ら取引がなかったにもかかわらず、これを必要経費として計上した本件総勘定元帳（平成24年）を作成させ、これに基づいて平成24年分所得税申告書を作成し、████████税務署長に提出したのであるから、このことは、通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）に該当するというべきである。

したがって、平成24年分の所得税に係る更正処分により新たに納付すべき税額のうち、上記ア及びイの必要経費を過大に計上していた部分以外の事実に基づいて計算した納付すべき税額に対し過少申告加算税が課され、その余の納付すべき税額に対し、重加算税が課されることとなる。

25 (2) 過少申告加算税及び重加算税の計算の基礎となる税額

ア 新たに納付すべき税額 2124万2700円

上記金額は、前記第1の1(8)で述べた納付すべき税額1249万020円から、平成24年分所得税申告書第一表「申告納税額」欄に記載された金額△875万2574円を減算し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

イ 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1644万2700円

上記金額は、前記第1の1(3)で述べた総所得金額6510万8496円から、上記(1)アの宣伝広告費の減算に伴って増加する事業所得600万円及び上記(1)イの支払手数料の減算に伴って増加する事業所得600万円の合計1200万円を控除した残額5310万8496円について、通則法施行令28条1項に基づいて計算した税額である。

ウ 重加算税の計算の基礎となる税額 480万円

上記金額は、上記アから上記イを控除した金額である。

(3) 過少申告加算税の額 241万1000円

上記金額は、①上記(2)イの過少申告加算税の計算の基礎となる税額1644万2700円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1644万円に対し、通則法65条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額164万4000円と、②上記1644万2700円のうち期限内申告税額に相当する税額110万0730円を超える部分に相当する税額1534万1970円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1534万円に対し、通則法65条2項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の5を乗じて計算した金額76万7000円とを合計した金額である。

(4) 重加算税の額 168万円

上記金額は、上記(2)ウの重加算税の計算の基礎となる税額480万円を基

基礎として、通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。

#### (5) 過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分の適法性

平成24年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、それぞれ上記(3)及び(4)のとおりであるところ、これらの額は、いずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成24年分の所得税に係る加算税の賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、同賦課決定処分は適法である。

### 3 平成25年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分は適法であること

#### (1) 本件についてのあてはめ

##### ア [REDACTED] に対して支払った宣伝広告費

前記第2の1(1)イ(イ)aで述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預金口座に対して、平成25年中に合計120万円を振り込み、[REDACTED]に対して当該金額を事業所得の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税の確定申告を行っていた。

しかし、上記2(1)アで述べたとおり、原告と[REDACTED]との間には何ら取引関係はなく、[REDACTED]は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

##### イ [REDACTED] に対して支払った支払手数料

前記第2の1(1)イ(イ)b及び同(チ)aで述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預金口座に対して平成25年中に広告宣伝費170万円及び支払手数料630万円の合計800万円を振り込み、[REDACTED]に対して当該金額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税等の確定申告を行っていた。

しかし、上記2(1)イで述べたとおり、原告と[REDACTED]との間には

取引関係はなく、[REDACTED]は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

ウ [REDACTED]の妻に対して支払った給料賃金

前記第2の1(1)イ(セ)で述べたとおり、原告は、[REDACTED]の妻名義の預金口座に対して、平成25年中に合計500万円を振り込んでいる。

しかし、[REDACTED]の供述によれば、原告と[REDACTED]の妻との間には雇用関係はなく、[REDACTED]の妻は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

エ 小括

以上のとおり、原告は、[REDACTED]に対し、上記ア～ウの各支払について、何ら取引がなかつたにもかかわらず、これを必要経費として計上した本件総勘定元帳（平成25年）を作成させ、これに基づいて平成25年分所得税等申告書を作成し、[REDACTED]税務署長に提出したのであるから、このことは、通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）に該当するというべきである。

したがって、平成25年分の所得税等に係る更正処分により新たに納付すべき税額のうち、上記ア～ウの必要経費を過大に計上していた部分以外の事実に基づいて計算した納付すべき税額に対し過少申告加算税が課され、その余の納付すべき税額に対し、重加算税が課されることとなる。

(2) 過少申告加算税及び重加算税の計算の基礎となる税額

ア 新たに納付すべき税額

2707万1900円

上記金額は、前記第2の1(9)で述べた納付すべき税額1774万820円から、平成25年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄に記載された金額△932万3764円を減算し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

イ 過少申告加算税の計算の基礎となる税額

2127万2600円

上記金額は、前記第2の1(3)で述べた総所得金額7884万7841円から、上記(1)アの宣伝広告費の減算に伴って増加する事業所得120万円、上記(1)イの広告宣伝費及び支払手数料の減算に伴って増加する事業所得800万円並びに上記(1)ウの給料賃金の減算に伴って増加する事業所得500万円の合計1420万円を控除した残額6464万7841円について、通則法施行令28条1項に基づいて計算した税額である。

ウ 重加算税の計算の基礎となる税額 579万9300円

上記金額は、上記アから上記イを控除した金額である。

(3) 過少申告加算税の額 313万6000円

上記金額は、①上記(2)イの過少申告加算税の計算の基礎となる税額2127万2600円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額2127万円に対し、通則法65条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額212万7000円と、②上記2127万2600円のうち期限内申告税額に相当する税額108万5098円を超える部分に相当する税額2018万7502円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額2018万円に対し、通則法65条2項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の5を乗じて計算した金額100万9000円とを合計した金額である。

(4) 重加算税の額 202万6500円

上記金額は、上記(2)ウの重加算税の計算の基礎となる税額579万9300円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額579万円に対し、通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。

(5) 過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分の適法性

平成25年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、それ

それ上記(3)及び(4)のとおりであるところ、これらの額は、いずれも処分行政  
庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成25年分の所得税等  
に係る加算税の賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同  
額であるから、同賦課決定処分は適法である。

5 4 平成26年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分  
は適法であること

(1) 本件についてのあてはめ

ア [REDACTED] に対して支払った宣伝広告費

前記第3の1(1)イ(キ)で述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預  
金口座に対して平成26年中に合計890万4000円を振り込み、[REDACTED]  
に対して当該金額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するよう指示  
した上で、所得税の確定申告を行っていた。

しかし、上記2(1)イで述べたとおり、原告と[REDACTED]との間には  
取引関係はなく、[REDACTED]は本件医院に係る業務を行っていなかつ  
たことが認められる。

イ [REDACTED]の妻に対して支払った給料賃金

前記第3の1(1)イ(セ)aで述べたとおり、原告は、[REDACTED]の妻名義の預金口  
座に対して、平成26年中に合計600万円を振り込んでいる。

しかし、[REDACTED]の供述によれば、原告と[REDACTED]の妻との間には雇用関係はな  
く、[REDACTED]の妻は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

ウ 小括

以上のとおり、原告は、[REDACTED]に対し、上記ア及びイの各支払について、  
何ら取引がなかつたにもかかわらず、これを必要経費として計上した本件  
総勘定元帳（平成26年）を作成させ、これに基づいて平成26年分所得  
税等申告書を作成し、[REDACTED]税務署長に提出したのであるから、このことは、  
通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）に該当

するというべきである。

したがって、平成26年分の所得税等に係る更正処分により新たに納付すべき税額のうち、上記ア及びイの必要経費を過大に計上していた部分以外の事実に基づいて計算した納付すべき税額に対し過少申告加算税が課され、その余の納付すべき税額に対し、重加算税が課されることとなる。

(2) 過少申告加算税及び重加算税の計算の基礎となる税額

ア 新たに納付すべき税額 2409万7500円

上記金額は、前記第3の1(9)で述べた納付すべき税額1506万4800円から、平成26年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄に記載された金額△903万2721円を減算し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

イ 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1801万0700円

上記金額は、前記第3の1(3)で述べた総所得金額7227万4646円から、上記(1)アの宣伝広告費の減算に伴って増加する事業所得890万4000円、上記(1)イの給料賃金の減算に伴って増加する事業所得600万円の合計1490万4000円を控除した残額5737万0646円について、通則法施行令28条1項に基づいて計算した税額である。

ウ 重加算税の計算の基礎となる税額 608万6800円

上記金額は、上記アから上記イを控除した金額である。

(3) 過少申告加算税の額 263万5000円

上記金額は、①上記(2)イの過少申告加算税の計算の基礎となる税額1801万0700円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1801万円に対し、通則法65条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額180万1000円と、②上記1801万0700円の

うち期限内申告税額に相当する税額132万2041円を超える部分に相当する税額1668万8659円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1668万円に対し、通則法6・5条2項(平成28年法律第15号による改正前のもの)の規定により100分の5を乗じて計算した金額83万4000円とを合計した金額である。

5 (4) 重加算税の額 212万8000円

上記金額は、上記(2)ウの重加算税の計算の基礎となる税額608万680円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額608万円に対し、通則法6・8条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。

10 (5) 過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分の適法性

平成26年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、それぞれ上記(3)及び(4)のとおりであるところ、これらの額は、いずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成26年分の所得税等に係る加算税の賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、同賦課決定処分は適法である。

15 5 平成27年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分は適法であること

(1) 本件についてのあてはめ

20 ア [REDACTED] に対して支払った支払手数料

前記第4の1(1)イ(i)bで述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預金口座に対して平成27年中に合計907万2000円を振り込み、[REDACTED]に対して当該金額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税の確定申告を行っていた。

しかし、上記2(1)イで述べたとおり、原告と[REDACTED]との間には取引関係はなく、[REDACTED]は本件医院に係る業務を行っていなかつ

たことが認められる。

なお、原告は、[REDACTED]に対して支払ったとする907万2000円のうち507万2000円を、平成27年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入していた。

イ [REDACTED]の妻に対して支払った給料賃金

前記第4の1(1)イ(七)で述べたとおり、原告は、[REDACTED]の妻名義の預金口座に対して、平成27年中に合計600万円を振り込んでいる。

しかし、[REDACTED]の供述によれば、原告と[REDACTED]の妻との間には雇用関係はなく、[REDACTED]の妻は本件医院に係る業務を行っていなかったことが認められる。

ウ 小括

以上のとおり、原告は、[REDACTED]に対し、上記ア及びイの各支払について、何ら取引がなかったにもかかわらず、これを必要経費として計上した本件総勘定元帳（平成27年）を作成させ、これに基づいて平成27年分所得税等申告書を作成し、[REDACTED]税務署長に提出したのであるから、このことは、通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）に該当するというべきである。

したがって、平成27年分の所得税等に係る更正処分により新たに納付すべき税額のうち、上記ア及びイの必要経費を過大に計上していた部分以外の事実に基づいて計算した納付すべき税額に対し過少申告加算税が課され、その余の納付すべき税額に対し、重加算税が課されることとなる。

（2）過少申告加算税及び重加算税の計算の基礎となる税額

ア 新たに納付すべき税額

1698万8200円

上記金額は、前記第4の1(9)で述べた納付すべき税額870万5200円から、平成27年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄に記載された金額△828万3021円を減算し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものであ

る。

イ 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1198万5600円

上記金額は、前記第4の1(3)で述べた総所得金額5236万6707円から、上記(1)アの支払手数料の減算に伴って増加する事業所得507万2000円、上記(1)イの給料賃金の減算に伴って増加する事業所得600万円の合計1107万2000円を控除した残額4129万4707円について、通則法施行令28条1項に基づいて計算した税額である。

ウ 重加算税の計算の基礎となる税額 500万2600円

上記金額は、上記アから上記イを控除した金額である。

10 (3) 過少申告加算税の額 175万6000円

上記金額は、①上記(2)イの過少申告加算税の計算の基礎となる税額1198万5600円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1198万円に対し、通則法65条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額119万8000円と、②上記1198万5600円のうち期限内申告税額に相当する税額82万0986円を超える部分に相当する税額1116万4614円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額1116万円に対し、通則法65条2項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定により100分の5を乗じて計算した金額55万8000円とを合計した金額である。

20 (4) 重加算税の額 175万円

上記金額は、上記(2)ウの重加算税の計算の基礎となる税額500万2600円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額500万円に対し、通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。

25 (5) 過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分の適法性

平成27年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、それぞれ上記(3)及び(4)のとおりであるところ、これらの額は、いずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成27年分の所得税等に係る加算税の賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、同賦課決定処分は適法である。

6 平成28年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分は適法であること

(1) 本件についてのあてはめ

ア [REDACTED] に対して支払った支払手数料

前記第5の1(1)イツ)aで述べたとおり、原告は、[REDACTED]名義の預金口座に対して平成28年中に合計529万2000円を振り込み、[REDACTED]に対して当該金額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するよう指示した上で、所得税の確定申告を行っていた。

しかし、上記2(1)イで述べたとおり、原告と[REDACTED]との間には取引関係はなく、[REDACTED]は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

イ [REDACTED]の妻に対して支払った給料賃金

前記第5の1(1)イセ)aで述べたとおり、原告は、[REDACTED]の妻名義の預金口座に対して、平成28年中に合計350万円を振り込んでいる。

しかし、[REDACTED]の供述によれば、原告と[REDACTED]の妻との間には雇用関係はなく、[REDACTED]の妻は本件医院に係る業務を行っていなかつたことが認められる。

ウ 小括

以上のとおり、原告は、[REDACTED]に対し、上記ア及びイの各支払について、何ら取引がなかつたにもかかわらず、これを必要経費として計上した本件総勘定元帳（平成28年）を作成させ、これに基づいて平成28年分所得税等申告書を作成し、[REDACTED]税務署長に提出したのであるから、このことは、

通則法68条1項に該当するというべきである。

したがって、平成28年分の所得税等に係る更正処分により新たに納付すべき税額のうち、上記ア及びイの必要経費を過大に計上していた部分以外の事実に基づいて計算した納付すべき税額に対し過少申告加算税が課され、その余の納付すべき税額に対し、重加算税が課されることとなる。

(2) 過少申告加算税及び重加算税の計算の基礎となる税額

ア 新たに納付すべき税額 1238万0400円

上記金額は、前記第5の1(8)で述べた納付すべき税額563万2300円から、平成28年分所得税等申告書第一表「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄に記載された金額△674万8196円を減算し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

イ 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 878万9700円

上記金額は、前記第5の1(2)で述べた総所得金額4245万3544円から、上記(1)アの支払手数料の減算に伴って増加する事業所得529万2000円、上記(1)イの給料賃金の減算に伴って増加する事業所得350万円の合計879万2000円を控除した残額3366万1544円について、通則法施行令28条1項に基づいて計算した税額である。

ウ 重加算税の計算の基礎となる税額 359万0700円

上記金額は、上記アから上記イを控除した金額である。

(3) 過少申告加算税の額 127万7500円

上記金額は、①上記(2)イの過少申告加算税の計算の基礎となる税額878万9700円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額878万円に対し、通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額87万8000円と、②上記878万9700円のうち期限内申告税額に相当する税額79万7298円を超

える部分に相当する税額799万2402円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額799万円に対し、通則法6・5条2項の規定により100分の5を乗じて計算した金額39万9500円とを合計した金額である。

5 (4) 重加算税の額 125万6500円

上記金額は、上記(2)ウの重加算税の計算の基礎となる税額359万0700円を基礎として、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額359万円に対し、通則法6・8条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。

10 (5) 過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分の適法性

平成28年分の所得税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、それぞれ上記(3)及び(4)のとおりであるところ、これらの額は、いずれも処分行政庁が平成30年5月14日付けで原告に対してした平成28年分の所得税等に係る加算税の賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、同賦課決定処分は適法である。

別表1

## ○ 平成24年分接待交際費とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	23 1 7		18,400	28	24 2 5		4,200	55	24 4 16		10,000
2	24 1 2		5,250	29	24 2 5		27,848	56	24 4 16		1,500
3	24 1 4		47,701	30	24 2 5		24,500	57	24 4 25		2,000,000
4	24 1 6		40,100	31	24 2 10		47,775	58	24 5 30		2,000,000
5	24 1 7		27,405	32	24 2 11		27,080	59	24 6 5		11,200
6	24 1 8		57,750	33	24 2 11		38,985	60	24 6 11		64,440
7	24 1 8		21,900	34	24 2 12		39,250	61	24 7 7		22,713
8	24 1 9		108,000	35	24 2 26		416,582	62	24 8 3		38,000
9	24 1 9		6,300	36	24 2 28		3,204	63	24 8 18		292,750
10	24 1 11		3,717	37	24 3 4		2,000,000	64	24 9 2		33,550
11	24 1 13		30,850	38	24 3 14		11,970	65	24 9 30		1,000,000
12	24 1 13		38,000	39	24 3 16		81,000	66	24 10 1		14,636
13	24 1 14		115,000	40	24 3 17		200,000	67	24 10 2		5,250
14	24 1 14		42,630	41	24 3 18		31,300	68	24 10 3		4,260
15	24 1 15		34,020	42	24 3 22		8,900	69	24 10 6		19,700
16	24 1 15		38,660	43	24 3 25		10,000	70	24 10 7		19,400
17	24 1 23		2,650	44	24 4 2		2,514	71	24 10 7		7,322
18	24 1 22		26,107	45	24 4 2		10,800	72	24 10 11		29,300
19	24 1 23		5,137	46	24 4 3		3,800	73	24 10 12		1,670
20	24 1 25		11,340	47	24 4 3		16,900	74	24 10 14		9,700
21	24 1 29		30,800	48	24 4 4		13,400	75	24 11 3		2,000,000
22	24 2 3		100,000	49	24 4 6		26,800	76	24 12 1		32,400
23	24 2 3		27,400	50	24 4 7		2,470	77	24 12 9		2,000,000
24	24 2 4		5,000	51	24 4 7		11,165	78	24 12 11		10,396
25	24 2 4		4,545	52	24 4 8		10,000	79	23 12 29		4,087
26	24 2 5		6,195	53	24 4 8		10,000	80	(不明)		7,810
27	24 2 5		4,200	54	24 4 8		39,732		合計		13,599,573

別表2

## ○ 平成24年分消耗品費とされた領収書等一覧表(その1)

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	24 1 4		6,177	69	24 3 17		20,475	117	24 4 25		12,900
2	24 1 5		2,520	60	24 3 17		2,224	118	24 4 25		6,833
3	24 1 6		300	61	24 3 17		345,275	119	24 4 26		4,756
4	24 1 5		5,250	62	24 3 17		178,000	120	24 4 26		25,592
5	24 1 9		30,240	63	24 3 17		50,000	121	24 5 3		3,780
6	24 1 19		580,600	64	24 3 19		4,037	122	24 5 3		8,000
7	24 1 28		97,756	65	24 3 19		3,498	123	24 5 3		4,620
8	24 1 28		27,700	66	24 3 20		1,904	124	24 5 3		16,607
9	24 1 30		17,940	67	24 3 20		100,800	125	24 5 4		4,956
10	24 1 31		15,061	68	24 3 21		1,580	126	24 5 4		12,682
11	24 1 31		8,779	69	24 3 21		38,375	127	24 5 4		8,780
12	24 2 1		89,250	70	24 3 24		42,000	128	24 5 4		4,215
13	24 2 1		62,593	71	24 3 24		34,966	129	24 5 5		126,000
14	24 2 2		4,500	72	24 3 24		1,050	130	24 5 5		6,800
15	24 2 3		6,174	73	24 3 24		69,000	131	24 5 5		20,360
16	24 2 6		5,637	74	24 3 24		203,700	132	24 5 5		9,870
17	24 2 8		10,000	75	24 3 25		3,990	133	24 5 5		2,574
18	24 2 10		12,684	76	24 3 27		3,500	134	24 5 6		22,500
19	24 2 10		171,260	77	24 3 28		6,840	135	24 5 7		4,280
20	24 2 11		95,245	78	24 3 28		97,650	136	24 5 8		45,780
21	24 2 11		74,850	79	24 3 28		7,048	137	24 5 9		4,183
22	24 2 12		8,810	80	24 3 31		11,550	138	24 6 0		64,134
23	24 2 13		19,320	81	24 3 31		18,840	139	24 6 0		11,954
24	24 2 14		106,454	82	24 4 1		7,224	140	24 6 0		5,646
25	24 2 18		100,000	83	24 4 1		35,180	141	24 6 0		8,694
26	24 2 19		11,634	84	24 4 4		19,174	142	24 6 12		2,217
27	24 2 20		2,849	85	24 4 4		34,020	143	24 6 12		570
28	24 2 21		35,891	86	24 4 4		2,625	144	24 6 12		7,570
29	24 2 22		8,568	87	24 4 4		3,150	145	24 6 16		26,775
30	24 2 23		14,856	88	24 4 4		28,170	146	24 6 18		3,120
31	24 2 25		7,194	89	24 4 4		19,950	147	24 5 25		5,339
32	24 2 25		2,490	90	24 4 7		20,000	148	24 5 26		1,900
33	24 2 25		3,399	91	24 4 7		14,535	149	24 5 26		22,600
34	24 2 25		415,581	92	24 4 7		7,770	150	24 5 26		22,282
35	24 2 25		32,700	93	24 4 8		51,765	151	24 5 27		4,970
36	24 2 25		4,788	94	24 4 8		8,910	152	24 5 27		9,450
37	24 2 26		257,600	95	24 4 8		25,700	153	24 5 27		3,990
38	24 2 26		49,350	96	24 4 8		1,270	154	24 5 27		1,800
39	24 3 2		30,240	97	24 4 10		20,065	155	24 5 27		2,255
40	24 3 2		9,220	98	24 4 14		30,000	156	24 5 30		21,525
41	24 3 2		11,103	99	24 4 14		30,000	157	24 5 30		42,800
42	24 3 4		301,360	100	24 4 14		10,790	158	24 5 30		13,029
43	24 3 4		5,523	101	24 4 14		7,203	159	24 5 30		508,200
44	24 3 4		200,550	102	24 4 14		9,460	160	24 5 31		3,000
45	24 3 5		11,127	103	24 4 14		2,730	161	24 5 2		253,060
46	24 3 6		5,730	104	24 4 14		17,850	152	24 5 2		1,730
47	24 3 5		22,650	105	24 4 14		30,000	163	24 6 2		262,500
48	24 3 7		76,099	106	24 4 15		38,800	164	24 6 3		9,005
49	24 3 8		29,506	107	24 4 15		5,081	166	24 6 6		1,168
50	24 3 8		7,465	108	24 4 21		17,021	165	24 6 6		2,344
51	24 3 10		205,210	109	24 4 21		11,340	167	24 6 6		5,292
52	24 3 11		3,412	110	24 4 21		21,300	168	24 6 7		8,925
53	24 3 11		21,519	111	24 4 22		5,775	169	24 6 9		6,280
54	24 3 11		30,450	112	24 4 22		11,770	170	24 6 13		49,000
55	24 3 11		249,900	113	24 4 24		13,697	171	24 6 14		4,042
56	24 3 14		73,580	114	24 4 24		3,150	172	24 6 16		32,500
57	24 3 14		84,480	115	24 4 25		2,671	173	24 6 16		9,280
58	24 3 16		93,870	116	24 4 25		14,175	174	24 6 16		4,415

※ 順号40に係る支出は、別途、賃金費として記載している。

別表2  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
175	24 6 20		111,300	233	24 6 18		4,892	291	24 11 15		4,228
176	24 6 20		9,785	234	24 6 18		17,640	292	24 11 17		690
177	24 6 24		37,909	235	24 6 21		3,622	293	24 11 17		14,717
178	24 6 26		3,328	236	24 6 26		10,935	294	24 11 17		47,581
179	24 6 29		12,127	237	24 6 26		3,410	295	24 11 18		2,199
180	24 6 30		10,688	238	24 6 28		6,762	296	24 11 18		600
181	24 6 30		1,810	239	24 9 1		15,960	297	24 11 22		85,365
182	24 7 1		262,867	240	24 9 1		1,400	298	24 11 20		3,000
183	24 7 1		308,422	241	24 9 2		1,036	299	24 11 23		2,047
184	24 7 1		3,960	242	24 9 2		1,918	300	24 11 24		1,208
185	24 7 4		142,432	243	24 9 3		5,193	301	24 11 25		36,750
186	24 7 5		184,400	244	24 9 5		22,027	302	24 11 26		8,141
187	24 7 5		242,650	245	24 9 8		7,107	303	24 11 30		6,494
188	24 7 5		6,059	246	24 9 9		3,570	304	24 12 2		27,300
189	24 7 7		7,250	247	24 9 10		8,399	305	24 12 7		4,400
190	24 7 8		30,020	248	24 9 10		1,399	306	24 12 8		70,991
191	24 7 8		6,860	249	24 9 11		12,576	307	24 12 8		3,990
192	24 7 8		3,280	250	24 9 19		3,360	308	24 12 8		2,595
193	24 7 8		12,180	251	24 9 12		2,300	309	24 12 8		20,440
194	24 7 9		2,420	252	24 9 13		19,216	310	24 12 9		2,400
195	24 7 10		18,018	253	24 9 15		3,700	311	24 12 9		1,800
196	24 7 11		104,056	254	24 9 18		1,600	312	24 12 9		2,625
197	24 7 14		1,780	255	24 9 18		4,620	313	24 12 10		4,600
198	24 7 16		194,040	256	24 9 16		8,350	314	24 12 11		7,116
199	24 7 16		3,430	257	24 9 21		9,739	315	24 12 11		12,180
200	24 7 18		63,472	258	24 9 29		28,580	316	24 12 12		200,000
201	24 7 21		63,485	259	24 9 30		5,168	317	24 12 12		13,931
202	24 7 21		21,427	260	24 9 30		27,980	318	24 12 13		17,000
203	24 7 21		10,720	261	24 10 2		4,762	319	24 12 14		16,120
204	24 7 22		5,830	262	24 10 6		8,380	320	24 12 16		(不明)
205	24 7 28		4,710	263	24 10 0		6,070	321	24 12 16		9,818
206	24 7 27		44,688	264	24 10 10		5,961	322	24 12 19		8,620
207	24 8 1		8,828	265	24 10 12		9,406	323	24 12 19		13,000
208	24 8 1		12,480	266	24 10 14		1,890	324	24 12 18		4,850
209	24 8 4		9,104	267	24 10 17		7,320	325	24 12 21		73,890
210	24 8 5		3,489	268	24 10 18		8,202	326	24 12 22		1,710
211	24 8 6		4,401	269	24 10 20		10,840	327	24 12 22		76,862
212	24 8 6		4,027	270	24 10 21		2,328	328	24 12 22		10,000
213	24 8 6		10,610	271	24 10 22		2,828	329	24 12 22		339,675
214	24 8 7		5,086	272	24 10 23		6,373	330	24 12 22		164,640
215	24 8 11		14,017	273	24 10 24		9,150	331	24 12 22		9,061
216	24 8 12		2,000	274	24 10 26		72,450	332	24 12 23		3,890
217	24 8 12		6,639	275	24 10 27		46,780	333	24 12 24		32,207
218	24 8 12		12,495	276	24 10 27		6,460	334	24 12 24		8,860
219	24 8 12		93,850	277	24 10 30		3,700	335	24 12 25		12,309
220	24 8 12		11,540	278	24 10 31		3,150	336	24 12 28		945
221	24 8 14		105,726	279	24 10 31		2,990	337	24 12 28		24,160
222	24 8 14		700	280	24 11 1		21,420	338	24 12 28		64,365
223	24 8 14		5,215	281	24 11 3		474,180	339	24 12 28		5,236
224	24 8 14		2,000	282	24 11 3		195,562	340	24 12 30		10,360
225	24 8 14		9,650	283	24 11 3		7,453	341	24 12 30		2,760
226	24 8 15		4,345	284	24 11 7		5,500	342	24 12 31		970
227	24 8 15		8,900	285	24 11 7		23,018	343	(不明)		(不明)
228	24 8 17		4,330	286	24 11 10		2,205	344	(不明)		20,790
229	24 8 17		12,000	287	24 11 11		267,650	345	(不明)		25,172
230	24 8 18		7,335	288	24 11 11		279,400	346	(不明)		11,950
231	24 8 18		248,000	289	24 11 11		16,000	347	(不明)		3,960
232	24 8 18		9,240	290	24 11 12		100,000	348	(不明)		12,200

別表2の総合計

13,444,409

別表3

(単位:円)

## ○ 平成24年分消耗品費とされた領収書等一覧表(その2)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	24 1 5		200	76	24 3 7		1,790	151	24 4 19		1,232
2	24 1 5		980	77	24 3 7		2,100	152	24 4 19		2,585
3	24 1 5		850	78	24 3 7		2,970	153	24 4 19		2,143
4	24 1 5		434	79	24 3 9		9,127	154	24 4 20		369
5	24 1 1		1,180	80	24 3 9		1,240	155	24 4 20		2,138
6	24 1 1		1,640	81	24 3 10		1,290	156	24 4 20		523
7	24 1 1		630	82	24 3 10		3,150	157	24 4 21		960
8	24 1 1		440	83	24 3 10		1,029	158	24 4 21		1,260
9	24 1 1		2,048	84	24 3 10		2,940	159	24 4 21		3,466
10	24 1 1		823	85	24 3 11		640	160	24 4 21		513
11	24 1 1		1,580	86	24 3 11		950	161	24 4 21		2,949
12	24 1 1		559	87	24 3 11		1,482	162	24 4 21		5,450
13	24 1 1		490	88	24 3 11		680	163	24 4 21		880
14	24 1 1		2,860	89	24 3 11		840	164	24 4 22		420
15	24 1 1		1,685	90	24 3 12		1,140	165	24 4 22		12,410
16	24 1 1		540	91	24 3 13		198	166	24 4 22		2,506
17	24 1 1		787	92	24 3 14		3,078	167	24 4 22		1,827
18	24 1 2		700	93	24 3 14		450	168	24 4 22		3,514
19	24 1 2		1,000	94	24 3 16		2,068	169	24 4 23		815
20	24 1 2		900	95	24 3 16		880	170	24 4 23		5,700
21	24 1 2		1,500	96	24 3 16		1,230	171	24 4 24		1,488
22	24 1 2		1,500	97	24 3 17		1,500	172	24 4 25		1,061
23	24 1 2		6,153	98	24 3 17		1,200	173	24 4 25		148
24	24 1 2		3,725	99	24 3 18		1,542	174	24 4 26		5,148
25	24 1 2		1,390	100	24 3 21		1,785	176	24 4 26		960
26	24 1 2		2,410	101	24 3 21		1,003	176	24 4 27		1,225
27	24 1 2		996	102	24 3 22		8,047	177	24 4 28		1,180
28	24 1 3		1,180	103	24 3 22		1,443	178	24 4 28		1,100
29	24 2 1		315	104	24 3 23		1,460	179	24 4 28		500
30	24 2 1		1,050	105	24 3 23		200	180	24 4 28		2,720
31	24 2 2		1,197	106	24 3 24		2,619	181	24 4 28		3,410
32	24 2 2		9,122	107	24 3 24		2,725	182	24 4 28		300
33	24 2 2		793	108	24 3 24		1,417	183	24 4 28		356
34	24 2 3		8,820	109	24 3 25		1,669	184	24 4 28		1,195
35	24 2 3		1,220	110	24 3 26		1,165	185	24 4 28		88,882
36	24 2 3		833	111	24 3 27		1,420	186	24 4 29		500
37	24 2 5		1,680	112	24 3 27		298	187	24 4 29		1,790
38	24 2 6		1,664	113	24 3 28		1,070	188	24 4 29		125
39	24 2 6		714	114	24 3 28		263	189	24 4 29		700
40	24 2 7		1,464	115	24 3 29		3,105	190	24 4 29		500
41	24 2 8		1,727	116	24 3 29		1,320	191	24 4 29		1,008
42	24 2 9		350	117	24 3 31		1,780	192	24 4 30		1,042
43	24 2 10		4,600	118	24 3 31		2,730	193	24 4 30		500
44	24 2 1		5,265	119	24 3 31		2,000	194	24 4 30		360
45	24 2 1		650	120	24 4 1		5,241	195	24 4 30		550
46	24 2 1		6,517	121	24 4 2		1,237	196	24 4 30		823
47	24 2 1		2,650	122	24 4 2		693	197	24 4 30		1,366
48	24 2 1		5,916	123	24 4 3		611	198	24 4 30		1,230
49	24 2 1		890	124	24 4 5		1,698	199	24 4 30		1,880
50	24 2 1		833	125	24 4 6		2,127	200	24 4 30		710
51	24 2 1		5,237	126	24 4 7		3,525	201	24 5 1		2,400
52	24 2 10		807	127	24 4 9		2,338	202	24 5 1		863
53	24 2 20		3,151	128	24 4 9		890	203	24 5 2		1,075
54	24 2 22		7,998	129	24 4 10		396	204	24 5 2		375
55	24 2 22		1,431	130	24 4 11		833	205	24 5 2		1,760
56	24 2 22		8,254	131	24 4 12		791	206	24 5 3		1,676
57	24 2 23		2,143	132	24 4 12		3,286	207	24 5 3		3,000
58	24 2 23		1,604	133	24 4 12		2,346	208	24 5 3		300
59	24 2 23		380	134	24 4 12		1,640	209	24 5 4		1,050
60	24 2 23		190	135	24 4 13		1,501	210	24 5 4		840
61	24 2 26		935	136	24 4 13		5,228	211	24 5 4		4,260
62	24 2 26		893	137	24 4 13		630	212	24 5 4		1,816
63	24 2 28		2,016	138	24 4 14		1,941	213	24 5 4		840
64	24 3 1		16,580	139	24 4 14		272	214	24 5 4		659
65	24 3 1		1,197	140	24 4 15		1,502	215	24 5 4		872
66	24 3 1		880	141	24 4 15		1,260	216	24 5 5		980
67	24 3 2		630	142	24 4 15		621	217	24 5 5		1,730
68	24 3 2		611	143	24 4 15		550	218	24 5 5		378
69	24 3 3		1,000	144	24 4 16		200	219	24 5 5		1,010
70	24 3 3		1,000	145	24 4 17		580	220	24 5 5		1,490
71	24 3 3		2,120	146	24 4 17		900	221	24 5 5		6,397
72	24 3 4		2,332	147	24 4 17		2,721	222	24 5 5		1,781
73	24 3 6		200	148	24 4 18		1,180	223	24 5 5		1,200
74	24 3 6		2,350	149	24 4 18		400	224	24 5 5		620
75	24 3 6		14,700	150	24 4 18		600	225	24 5 5		147

※ 順号6 9及び7 0に係る各支出は、別途、賃会費として認容している。

別表3

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
226	24 5 5		160	301	24 6 11		1,190	376	24 7 20		770
227	24 5 5		600	302	24 6 13		756	377	24 7 21		4,594
228	24 5 5		2,614	303	24 6 13		2,260	378	24 7 21		1,464
229	24 5 5		2,822	304	24 6 13		652	379	24 7 21		2,206
230	24 5 6		1,339	305	24 6 13		4,478	380	24 7 22		3,094
231	24 5 6		2,556	306	24 6 14		6,784	381	24 7 23		973
232	24 5 7		161	307	24 6 14		2,358	382	24 7 23		1,360
233	24 5 8		6,216	308	24 6 15		1,398	383	24 7 25		2,347
234	24 5 8		5,642	309	24 6 16		980	384	24 7 25		1,849
235	24 5 8		606	310	24 6 16		1,050	385	24 7 26		1,071
236	24 5 9		1,051	311	24 6 16		2,838	386	24 7 25		1,880
237	24 5 9		308	312	24 6 16		1,000	387	24 7 26		1,286
238	24 5 10		1,140	313	24 6 16		5,046	388	24 7 26		1,243
239	24 5 10		1,760	314	24 6 16		1,500	389	24 7 26		2,850
240	24 5 12		1,203	315	24 6 17		4,203	390	24 7 27		922
241	24 5 12		1,558	316	24 6 17		1,000	391	24 7 29		2,006
242	24 5 13		860	317	24 6 17		1,801	392	24 7 29		2,450
243	24 5 14		672	318	24 6 18		1,051	393	24 7 29		3,680
244	24 5 14		268	319	24 6 20		734	394	24 7 30		2,698
245	24 5 14		1,100	320	24 6 21		1,190	395	24 7 30		2,210
246	24 5 15		6,996	321	24 6 21		6,010	396	24 7 31		734
247	24 5 15		670	322	24 6 21		6,310	397	24 7 31		754
248	24 5 16		1,050	323	24 6 23		1,309	398	24 8 1		667
249	24 5 16		1,492	324	24 6 23		2,075	399	24 8 1		2,958
250	24 5 16		798	325	24 6 23		352	400	24 8 1		11,422
251	24 5 16		4,400	326	24 6 24		1,260	401	24 8 2		2,068
252	24 5 18		460	327	24 6 26		2,040	402	24 8 2		860
253	24 5 17		780	328	24 6 28		1,538	403	24 8 3		556
254	24 5 17		3,000	329	24 6 28		3,042	404	24 8 3		2,070
255	24 5 17		856	330	24 6 28		310	405	24 8 5		1,092
256	24 5 17		1,128	331	24 6 27		2,059	405	24 8 5		603
257	24 5 18		1,000	332	24 6 28		1,456	407	24 8 5		1,880
258	24 5 18		4,398	333	24 6 29		600	408	24 8 5		11,666
259	24 5 19		5,010	334	24 6 29		280	409	24 8 6		1,089
260	24 5 20		628	335	24 7 1		2,208	410	24 8 6		1,470
261	24 5 21		6,930	336	24 7 2		1,237	411	24 8 6		658
262	24 5 22		1,649	337	24 7 3		1,275	412	24 8 6		1,490
263	24 5 22		1,400	338	24 7 3		301	413	24 8 6		651
264	24 5 23		4,652	339	24 7 3		2,317	414	24 8 9		1,778
265	24 5 23		1,398	340	24 7 5		4,894	415	24 8 9		3,100
266	24 5 23		7,980	341	24 7 5		7,524	416	24 8 9		1,051
267	24 5 23		660	342	24 7 6		1,181	417	24 8 9		1,010
268	24 5 23		14,647	343	24 7 6		980	418	24 8 10		1,398
269	24 5 23		14,680	344	24 7 6		973	419	24 8 11		4,310
270	24 5 24		2,228	345	24 7 7		330	420	24 8 11		687
271	24 5 25		1,051	346	24 7 7		973	421	24 8 13		407
272	24 5 26		954	347	24 7 7		2,308	422	24 8 13		1,992
273	24 5 25		1,000	348	24 7 7		600	423	24 8 14		645
274	24 5 27		3,288	349	24 7 7		2,508	424	24 8 14		4,460
275	24 5 27		3,980	350	24 7 7		620	425	24 8 14		616
276	24 5 27		4,453	351	24 7 7		3,652	426	24 8 15		1,691
277	24 5 28		2,850	352	24 7 8		2,425	427	24 8 16		7,560
278	24 5 28		2,372	353	24 7 8		3,012	428	24 8 16		1,390
279	24 5 28		1,051	354	24 7 9		1,605	429	24 8 16		1,077
280	24 5 30		810	355	24 7 9		880	430	24 8 16		1,050
281	24 5 30		1,086	356	24 7 10		3,800	431	24 8 17		890
282	24 5 1		2,472	357	24 7 11		2,308	432	24 8 17		1,433
283	24 5 1		1,394	358	24 7 12		973	433	24 8 17		1,398
284	24 5 1		1,160	359	24 7 12		1,512	434	24 8 18		2,629
285	24 5 2		3,179	360	24 7 12		5,478	435	24 8 18		4,290
286	24 5 2		2,028	361	24 7 14		1,203	436	24 8 18		2,030
287	24 5 2		2,090	352	24 7 14		1,982	437	24 8 18		2,540
288	24 5 2		570	363	24 7 14		1,556	438	24 8 18		2,936
289	24 5 2		1,485	364	24 7 15		2,835	439	24 8 19		1,937
290	24 5 2		810	365	24 7 16		3,321	440	24 8 20		2,193
291	24 5 4		1,078	366	24 7 17		4,441	441	24 8 20		1,398
292	24 5 5		1,237	367	24 7 17		15,777	442	24 8 20		1,848
293	24 5 5		3,467	368	24 7 18		1,160	443	24 8 21		3,650
294	24 5 5		2,591	369	24 7 18		13,650	444	24 8 22		857
295	24 5 6		840	370	24 7 19		1,213	445	24 8 22		1,398
296	24 5 6		2,982	371	24 7 19		2,422	446	24 8 22		5,954
297	24 5 7		1,976	372	24 7 19		2,047	447	24 8 23		541
298	24 5 9		1,280	373	24 7 19		5,300	448	24 8 23		892
299	24 5 10		2,886	374	24 7 20		2,111	449	24 8 24		1,398
300	24 5 10		1,674	375	24 7 20		1,479	450	24 8 24		1,566

別表3  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
451	24 8 25		33,862	524	24 10 6		3,118	697	24 11 16		3,953
452	24 8 25		1,200	525	24 10 7		1,741	698	24 11 16		2,362
453	24 8 25		3,650	526	24 10 7		2,960	599	24 11 16		4,140
454	24 8 26		3,416	527	24 10 8		1,566	600	24 11 16		900
455	24 8 26		3,584	528	24 10 8		2,022	601	24 11 17		1,050
456	24 8 26		3,160	529	24 10 8		1,000	602	24 11 17		2,216
457	24 8 26		1,491	530	24 10 8		1,208	603	24 11 17		2,588
458	24 8 27		6,610	531	24 10 10		5,328	604	24 11 16		1,282
459	24 8 27		833	532	24 10 10		833	605	24 11 16		6,166
460	24 8 27		1,010	533	24 10 10		960	606	24 11 16		2,024
461	24 8 27		2,453	534	24 10 11		1,213	607	24 11 18		2,700
462	24 8 28		1,178	535	24 10 12		2,114	608	24 11 19		833
463	24 8 28		780	536	24 10 12		2,613	609	24 11 19		2,143
464	24 8 29		836	537	24 10 12		6,007	610	24 11 20		945
465	24 8 29		3,700	538	24 10 13		1,620	611	24 11 21		1,333
466	24 8 29		7,412	539	24 10 13		3,549	612	24 11 21		736
467	24 8 30		3,450	540	24 10 13		1,880	613	24 11 22		7,696
468	24 8 30		641	541	24 10 14		682	614	24 11 22		31,500
469	24 8 30		760	542	24 10 15		1,917	615	24 11 24		410
470	24 8 30		780	543	24 10 16		17,448	616	24 11 24		1,129
471	24 8 31		2,608	544	24 10 17		2,361	617	24 11 24		4,200
472	24 9 1		1,670	545	24 10 17		973	618	24 11 25		1,450
473	24 9 3		1,275	546	24 10 18		2,165	619	24 11 26		483
474	24 9 3		1,414	547	24 10 18		2,168	620	24 11 27		1,724
475	24 9 3		1,398	548	24 10 18		1,170	621	24 11 27		580
476	24 9 4		5,193	549	24 10 19		1,398	622	24 11 27		420
477	24 9 5		644	550	24 10 19		695	623	24 11 28		2,184
478	24 9 7		1,233	551	24 10 19		3,090	624	24 11 28		1,675
479	24 9 10		1,026	552	24 10 20		2,122	625	24 11 28		483
480	24 9 10		830	553	24 10 21		1,170	626	24 11 30		1,478
481	24 9 10		9,049	554	24 10 22		1,701	627	24 12 2		2,448
482	24 9 11		3,279	555	24 10 22		953	628	24 12 4		11,423
483	24 9 11		3,050	556	24 10 23		1,407	629	24 12 5		2,125
484	24 9 11		878	557	24 10 23		840	630	24 12 5		736
485	24 9 12		1,153	558	24 10 23		5,226	631	24 12 5		3,632
486	24 9 12		3,528	559	24 10 24		3,325	632	24 12 5		5,090
487	24 9 14		1,912	560	24 10 25		1,316	633	24 12 5		2,410
488	24 9 14		3,972	561	24 10 25		1,163	634	24 12 5		290
489	24 9 16		380	562	24 10 26		1,300	635	24 12 6		2,080
490	24 9 16		1,050	563	24 10 26		672	636	24 12 7		1,870
491	24 9 16		430	564	24 10 26		1,705	637	24 12 7		2,404
492	24 9 16		4,124	565	24 10 27		1,554	638	24 12 8		3,120
493	24 9 16		8,600	566	24 10 27		2,364	639	24 12 8		850
494	24 9 16		735	567	24 10 28		1,365	640	24 12 9		12,821
495	24 9 16		5,880	568	24 10 28		1,384	641	24 12 11		826
496	24 9 16		7,304	569	24 10 30		529	642	24 12 11		200
497	24 9 17		600	570	24 10 31		1,338	643	24 12 12		2,462
498	24 9 20		1,546	571	24 11 1		999	644	24 12 12		3,854
499	24 9 22		16,689	572	24 11 1		833	645	24 12 12		715
500	24 9 23		982	573	24 11 2		6,302	646	24 12 13		1,048
501	24 9 23		1,103	574	24 11 2		2,792	647	24 12 13		465
502	24 9 24		2,884	575	24 11 2		1,646	648	24 12 16		2,038
503	24 9 24		1,559	576	24 11 3		1,550	649	24 12 16		2,613
504	24 9 26		49,350	577	24 11 3		766	650	24 12 16		420
505	24 9 28		3,490	578	24 11 4		2,616	651	24 12 18		3,110
506	24 9 29		2,234	579	24 11 5		200	652	24 12 18		1,390
507	24 9 29		1,899	580	24 11 6		1,058	653	24 12 19		1,250
508	24 9 29		1,819	581	24 11 7		1,083	654	24 12 19		3,652
509	24 9 30		1,887	582	24 11 7		1,223	655	24 12 19		1,700
510	24 9 30		306	583	24 11 8		3,760	656	24 12 21		2,313
511	24 10 1		1,247	584	24 11 8		2,100	657	24 12 22		299
512	24 10 2		1,000	585	24 11 8		1,169	658	24 12 22		2,154
513	24 10 3		863	586	24 11 8		1,316	659	24 12 25		490
514	24 10 3		5,050	587	24 11 9		833	660	24 12 26		790
515	24 10 3		16,806	588	24 11 9		1,398	661	24 12 26		5,263
516	24 10 3		1,978	589	24 11 10		5,601	662	24 12 26		2,022
517	24 10 4		1,040	590	24 11 11		420	663	24 12 25		6,343
518	24 10 4		956	591	24 11 12		3,099	664	24 12 27		1,463
519	24 10 4		623	592	24 11 13		1,301	665	24 12 29		4,898
520	24 10 5		1,115	593	24 11 14		1,820	666	24 12 30		3,706
521	24 10 5		844	594	24 11 14		1,131	667	24 12 31		2,100
522	24 10 5		1,460	595	24 11 14		1,415	668	24 12 31		861
523	24 10 6		399	596	24 11 14		8,797				1,672,944

別表3の総合計

## 別表4

○ 平成24年分消耗品費(銀行口座引落分)とされたものの経費性が  
認められなかったものの一覧表 (単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	24 2 27			22,050	
2	24 4 10			73,580	
3	24 5 10			4,294	
4	24 6 11			64,499	
5	24 7 10			2,549	
6	24 7 10			50,000	
7	24 8 10			2,549	
8	24 9 10			2,549	
9	24 10 10			2,547	
10	24 11 12			2,547	
11	24 12 10			2,547	
合 計				229,711	

○ 平成24年分福利厚生費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)							
順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	24 1 6		100,000	70	24 3 26		17,200
2	24 1 6		15,000	71	24 3 29		18,050
3	24 1 7		7,550	72	24 3 31		26,800
4	24 1 8		3,400	73	24 4 1		19,650
5	24 1 10		9,210	74	24 4 6		14,500
6	24 1 11		9,800	75	24 4 7		20,750
7	24 1 12		3,900	76	24 4 7		60,355
8	24 1 12		41,700	77	24 4 8		146
9	24 1 14		9,650	78	24 4 9		3,270
10	24 1 18		18,465	79	24 4 10		38,000
11	24 1 19		21,600	80	24 4 10		14,700
12	24 1 20		28,000	81	24 4 11		32,500
13	24 1 21		31,642	82	24 4 13		24,800
14	24 1 22		31,000	83	24 4 13		160
15	24 1 22		12,000	84	24 4 16		157,170
16	24 1 26		103,050	85	24 4 16		11,800
17	24 1 31		53,679	86	24 4 16		21,700
18	24 2 1		44,000	87	24 4 17		156
19	24 2 3		17,600	88	24 4 18		156
20	24 2 8		15,000	89	24 4 18		168
21	24 2 8		51,280	90	24 4 19		17,840
22	24 2 8		14,828	91	24 4 20		160
23	24 2 14		31,700	92	24 4 20		6,252
24	24 2 15		16,100	93	24 4 21		160
25	24 2 16		210,460	94	24 4 21		166
26	24 2 17		39,050	95	24 4 22		166
27	24 2 18		41,600	96	24 4 22		166
28	24 2 19		27,200	97	24 4 22		166
29	24 2 19		9,380	98	24 4 23		166
30	24 2 22		49,930	99	24 4 23		166
31	24 2 23		18,700	100	24 4 24		166
32	24 2 24		1,827	101	24 4 25		166
33	24 2 24		27,200	102	24 4 26		171
34	24 2 25		11,400	103	24 4 27		172
35	24 2 25		14,000	104	24 4 29		172
36	24 2 26		13,702	105	24 4 29		173
37	24 2 26		7,100	106	24 4 29		174
38	24 2 27		25,700	107	24 4 30		175
39	24 2 28		54,500	108	24 4 30		175
40	24 2 29		53,800	109	24 5 1		176
41	24 3 2		27,700	110	24 5 1		176
42	24 3 2		10,395	111	24 5 1		176
43	24 3 3		31,080	112	24 5 2		176
44	24 3 4		15,730	113	24 5 2		176
45	24 3 4		1,410	114	24 5 2		176
46	24 3 6		27,900	115	24 5 2		176
47	24 3 7		35,000	116	24 5 2		176
48	24 3 8		62,920	117	24 5 2		186
49	24 3 9		11,300	118	24 5 3		186
50	24 3 9		13,600	119	24 5 3		186
51	24 3 10		5,650	120	24 5 3		186
52	24 3 10		10,000	121	24 5 3		186
53	24 3 10		24,800	122	24 5 3		190
54	24 3 11		15,200	123	24 5 3		191
55	24 3 13		35,540	124	24 5 4		192
56	24 3 14		20,300	125	24 5 4		192
57	24 3 16		13,387	126	24 5 4		195
58	24 3 18		22,850	127	24 5 4		196
59	24 3 18		9,400	128	24 5 4		197
60	24 3 19		9,000	129	24 5 5		198
61	24 3 20		26,600	130	24 5 5		199
62	24 3 21		32,651	131	24 5 6		200
63	24 3 21		26,200	132	24 5 7		201
64	24 3 22		59,800	133	24 5 8		202
65	24 3 23		41,370	134	24 5 9		203
66	24 3 24		- 27,200	135	24 5 10		204
67	24 3 24		60,390	136	24 5 11		205
68	24 3 27		46,280	137	24 5 11		206
69	24 3 28		6,000	138	24 5 12		207

別表5  
(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
208	24 7 8		6,500	277	24 9 1		18,330	346	24 11 2		33,957
209	24 7 8		5,054	278	24 9 2		14,000	347	24 11 3		10,900
210	24 7 8		17,000	279	24 9 3		17,750	348	24 11 4		2,095
211	24 7 9		17,710	280	24 9 4		24,600	349	24 11 4		13,800
212	24 7 10		43,860	281	24 9 5		36,000	350	24 11 4		2,050
213	24 7 11		28,000	282	24 9 6		11,000	351	24 11 4		20,800
214	24 7 12		28,900	283	24 9 7		31,600	352	24 11 6		17,246
215	24 7 13		28,200	284	24 9 8		32,800	353	24 11 6		29,600
216	24 7 13		24,500	285	24 9 9		16,400	354	24 11 7		23,000
217	24 7 14		11,000	286	24 9 9		7,720	355	24 11 8		18,000
218	24 7 15		6,520	287	24 9 10		7,000	356	24 11 10		1,900
219	24 7 19		20,000	290	24 9 11		19,014	357	24 11 10		26,700
220	24 7 16		15,980	290	24 9 15		40,000	358	24 11 11		3,270
221	24 7 16		31,700	290	24 9 15		25,322	359	24 11 11		20,900
222	24 7 17		10,400	291	24 9 15		10,946	360	24 11 12		20,260
223	24 7 18		12,400	292	24 9 16		16,170	361	24 11 13		80,000
224	24 7 20		22,500	293	24 9 16		65,526	362	24 11 14		26,000
225	24 7 20		57,109	294	24 9 16		26,880	363	24 11 15		20,000
226	24 7 21		18,000	295	24 9 16		13,384	364	24 11 16		15,000
227	24 7 21		10,000	296	24 9 16		5,465	365	24 11 17		13,387
228	24 7 22		2,350	297	24 9 16		6,900	366	24 11 17		31,489
229	24 7 22		29,200	298	24 9 17		4,560	367	24 11 18		11,000
230	24 7 24		70,485	298	24 9 17		125,985	368	24 11 18		27,300
231	24 7 24		10,000	300	24 9 17		2,400	369	24 11 21		33,000
232	24 7 25		8,000	301	24 9 17		3,780	370	24 11 22		12,900
233	24 7 26		11,080	302	24 9 17		7,625	371	24 11 23		3,270
234	24 7 27		26,600	303	24 9 19		25,666	372	24 11 23		2,580
235	24 7 28		44,500	304	24 9 20		20,000	373	24 11 23		42,273
236	24 7 30		6,650	305	24 9 23		1,890	374	24 11 24		20,085
237	24 7 30		82,630	306	24 9 26		20,464	375	24 11 26		12,563
238	24 7 30		19,800	307	24 9 26		16,000	376	24 11 28		15,160
239	24 7 31		79,600	308	24 9 28		6,772	377	24 11 28		2,800
240	24 8 1		22,300	309	24 9 28		4,170	378	24 11 28		10,884
241	24 8 2		11,930	310	24 9 28		1,260	379	24 11 30		15,850
242	24 8 5		102,456	311	24 9 29		11,280	380	24 12 2		17,840
243	24 8 5		20,650	312	24 9 29		26,400	381	24 12 3		10,493
244	24 8 5		9,700	313	24 9 29		680	382	24 12 7		42,740
245	24 8 6		4,480	314	24 9 30		10,385	383	24 12 8		22,528
246	24 8 6		13,850	315	24 10 12		59,930	384	24 12 8		11,000
247	24 8 7		38,400	316	24 10 12		24,000	385	24 12 8		2,380
248	24 8 8		12,500	317	24 10 13		35,870	386	24 12 8		6,090
249	24 8 9		14,800	318	24 10 14		8,840	387	24 12 8		9,000
250	24 8 10		95,500	319	24 10 15		21,450	388	24 12 9		756
251	24 8 11		8,800	320	24 10 16		1,270	389	24 12 9		23,208
252	24 8 12		23,020	321	24 10 18		51,160	390	24 12 9		2,656
253	24 8 12		17,700	322	24 10 17		28,500	391	24 12 11		7,650
254	24 8 13		11,240	323	24 10 18		20,000	392	24 12 13		5,200
255	24 8 13		14,950	324	24 10 18		10,400	393	24 12 14		99,060
256	24 8 14		10,980	325	24 10 19		15,500	394	24 13 14		70,600
257	24 8 14		16,650	326	24 10 20		21,600	395	24 12 16		33,700
258	24 8 15		13,800	327	24 10 20		28,500	396	24 12 16		10,200
259	24 8 16		15,067	328	24 10 21		32,718	397	24 12 16		19,560
260	24 8 16		24,466	329	24 10 21		6,800	398	24 12 17		18,900
261	24 8 18		7,150	330	24 10 22		9,600	399	24 12 19		14,044
262	24 8 18		19,600	331	24 10 23		9,700	400	24 12 21		22,500
263	24 8 19		66,205	332	24 10 25		11,100	401	24 12 22		12,500
264	24 8 21		10,700	333	24 10 26		18,600	402	24 12 23		27,800
265	24 8 22		19,930	334	24 10 27		3,100	403	24 12 24		47,400
266	24 8 23		17,700	335	24 10 27		9,500	404	24 12 25		45,864
267	24 8 24		8,880	336	24 10 27		11,000	405	24 12 26		4,280
268	24 8 25		29,000	337	24 10 27		5,880	406	24 12 26		12,400
269	24 8 26		7,310	338	24 10 28		1,620	407	24 12 27		166,840
270	24 8 26		20,500	339	24 10 28		10,770	408	24 12 28		47,124
271	24 8 27		920	340	24 10 29		10,652	409	24 12 29		24,890
272	24 8 27		12,600	341	24 10 30		25,600	410	24 12 30		7,668
273	24 8 28		30,000	342	24 10 30		7,404	411	24 12 30		27,200
274	24 8 29		7,340	343	24 10 31		1,480	412	24 12 31		16,400
275	24 8 30		21,500	344	24 10 31		25,880	413	24 12 31		40,000
276	24 8 31		18,800	345	24 11 1		50,250	414	(不明)		

別表5の総合計

9,777,715

別表6

## ○ 平成24年分福利厚生費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	24 4 27			14,700	(会費)
2	24 8 27			14,700	(会費)
3	24 9 27			14,700	(会費)
4	24 10 29			14,700	(会費)
5	24 11 27			14,700	(会費)
6	24 12 26			14,700	(会費)
合 計				88,200	

別表7

## ○ 平成25年分接待交際費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	25 1 5		100,000	30	25 5 26		108,240
2	25 1 5		441,420	31	25 6 2		154,350
3	25 1 26		31,800	32	25 6 2		110,000
4	25 2 6		69,720	33	25 6 8		630,000
5	25 2 9		16,000	34	25 6 13		150,000
6	25 2 24		50,000	35	25 6 14 26 6 16		20,000
7	25 2 25		110,000	36	25 6 14 25 6 16		20,000
8	25 2 28		100,315	37	25 6 29		85,200
9	25 3 3		1,000	38	25 6 30		9,500
10	25 3 2		1,000	39	25 7 1		1,230,000
11	25 3 6		15,855	40	25 7 5		60,000
12	25 3 6		32,000	41	25 7 19		510,000
13	25 3 9		11,781	42	25 8 3		44,692
14	25 3 10		100,000	43	25 8 4		29,295
15	25 3 13		52,500	44	25 8 6		33,084
16	25 3 19		28,360	45	25 9 4		5,972
17	25 4 3		110,000	46	25 9 6		310,000
18	25 4 15		110,000	47	25 10 2		100,000
19	25 4 17		30,000	48	25 10 22		300,000
20	25 4 19		100,000	49	25 10 23		766,500
21	25 4 27		570	50	25 11 3		10,000
22	25 4 27		270	51	25 11 24		52,500
23	25 4 27		2,080	52	25 11 24		3,360
24	25 4 27		1,140	53	25 11 24		31,500
25	25 4 27		2,450	54	25 12 7		500,000
26	25 4 29		9,600	55	25 12 25		30,000
27	25 5 7		130,000	56	25 12 25		10,000
28	25 5 12		120,000	57	25 12 25		4,000
29	25 5 14		100,000	58	25 12 27		31,900
				合 計			7,077,944

※ 順号9, 10, 35及び36に係る各支出は、別途、諸会費として認容している。

## 別表 8

## ○ 平成25年分接待交際費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	25 1 10			2,547	
2	25 2 12			2,547	
3	25 2 26			18,907	
4	25 3 11			16,197	
5	25 4 10			2,547	
6	25 5 10			2,547	
7	25 6 10			64,497	
8	25 7 10			2,547	
9	25 8 12			2,547	
10	25 9 10			171,047	
11	25 10 10			579,435	
12	25 11 11			2,547	
13	25 12 10			2,547	
合 計				870,459	

※ 順号 3 に係る支出は、別途、検査料として認容している。

## ○ 平成25年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その1)

(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
1	25 1 2		132,300	48	25 2 5		4,518	96	25 4 9		15,542
2	25 1 3		341,250	49	25 2 9		16,760	96	25 4 10		17,789
3	25 1 4		1,680	50	25 2 11		13,230	97	25 4 10		84,070
4	25 1 4		1,000	51	25 2 12		11,508	98	25 4 11		11,566
5	25 1 5		20,515	52	25 2 13		5,260	99	25 4 13		41,581
6	25 1 6		19,110	53	25 2 13		1,680	100	25 4 15		3,980
7	25 1 8		10,608	54	25 2 18		34,492	101	25 4 17		36,225
8	25 1 11		8,784	55	25 2 14		2,850	102	25 4 17		2,941
9	25 1 11		5,708	56	25 2 14		9,785	103	25 4 17		1,517
10	25 1 11		4,918	57	25 2 19		9,890	104	25 4 20		24,880
11	25 1 12		8,321	58	25 2 23		6,308	105	25 4 20		9,481
12	25 1 12		16,291	59	25 2 23		27,659	106	25 4 22		2,990
13	25 1 12		40,950	60	25 2 23		1,188	107	25 4 23		6,612
14	25 1 13		9,440	61	25 2 23		2,792	108	25 4 26		8,254
15	25 1 14		1,576	62	25 2 24		3,880	109	25 4 27		151,200
16	25 1 19		4,498	63	25 2 24		3,709	110	25 4 27		9,476
17	25 1 19		2,415	64	25 2 24		3,709	111	25 4 29		197,984
18	25 1 19		1,866	65	25 2 24		2,195	112	25 4 29		24,150
19	25 1 19		4,795	66	25 3 3		44,160	113	25 4 30		7,950
20	25 1 20		21,509	67	25 3 6		2,160	114	25 4 30		3,993
21	25 1 20		3,160	68	25 3 6		7,360	115	25 5 1		34,125
22	25 1 22		4,240	69	25 3 6		4,520	116	25 5 3		5,291
23	25 1 22		12,560	70	25 3 7		7,900	117	25 5 8		1,892
24	25 1 22		13,721	71	25 3 7		18,900	118	25 5 8		3,850
25	25 1 24		3,858	72	25 3 8		14,280	119	25 5 8		2,083
26	25 1 26		17,501	73	25 3 10		7,350	120	25 5 7		8,250
27	25 1 26		2,280	74	25 3 10		4,410	121	25 6 7		25,437
28	25 1 28		2,648	75	25 3 10		7,854	122	25 5 10		5,638
29	05 1 06		16,000	76	25 3 11		4,400	123	25 6 12		22,470
30	25 1 26		6,720	77	25 3 11		3,196	124	25 6 13		55,498
31	25 1 26		11,340	78	25 3 16		42,707	125	25 5 14		8,165
32	25 1 27		6,804	79	25 3 16		8,000	126	25 5 14		3,150
33	25 1 27		31,825	80	25 3 20		3,585	127	25 5 15		19,740
34	25 1 29		6,517	81	25 3 21		2,677	128	25 5 17		3,863
35	25 1 31		16,000	82	25 3 21		12,928	129	25 5 19		66,125
36	25 2 1		8,852	83	25 3 23		2,940	130	25 5 25		1,470
37	25 2 2		17,640	84	25 3 23		2,080	131	25 5 25		42,210
38	25 2 2		22,764	85	25 3 23		17,010	132	25 5 25		3,693
39	25 2 2		22,250	86	25 3 23		4,295	133	25 5 26		93,712
40	25 2 3		26,670	87	25 3 29		5,999	134	25 5 27		4,817
41	25 2 3		1,260	88	25 3 29		5,709	135	25 5 29		2,750
42	25 2 4		4,340	89	25 3 30		23,621	136	25 5 29		3,990
43	25 2 5		6,256	90	25 3 30		1,980	137	25 6 29		2,016
44	25 2 6		50,715	91	25 4 3		3,493	138	25 5 29		32,610
45	25 2 6		2,250	92	25 4 3		4,190	139	25 5 29		2,928
46	25 2 7		35,457	93	25 4 4		7,700	140	25 5 29		49,410
47	25 2 9		36,275	94	25 4 6		3,037	141	25 5 31		7,960

別表9  
(単位:円)

番号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
142	25 6 6		7,930	187	25 8 4		4,740	232	25 10 25		10,972
143	25 6 9		8,400	188	25 8 6		8,690	233	25 10 28		12,765
144	25 6 9		18,498	189	25 8 5		3,278	234	25 10 28		6,886
145	25 6 9		36,792	190	25 8 6		7,608	235	25 10 28		3,129
146	25 6 10		3,228	191	25 8 10		29,579	236	25 10 30		3,750
147	25 6 10		53,231	192	25 8 11		5,024	237	25 10 31		3,177
148	25 6 11		3,746	193	25 8 11		698	238	25 10 31		32,944
149	25 6 12		6,500	194	25 8 11		4,785	239	25 11 1		13,566
150	25 6 12		10,626	195	25 8 17		5,320	240	25 11 2		70,350
151	25 6 20		21,188	196	25 8 18		2,650	241	25 11 4		4,200
152	25 6 22		40,950	197	25 8 24		14,855	242	25 11 8		19,488
153	25 6 25		11,689	198	25 8 24		9,576	243	25 11 8		23,954
154	25 6 28		10,238	199	25 8 27		29,397	244	25 11 9		132,845
155	25 6 29		11,550	200	25 8 28		4,744	245	25 11 9		18,400
156	25 6 30		6,779	201	25 9 4		48,750	246	25 11 11		4,000
157	25 7 4		458,249	202	25 9 5		6,303	247	25 11 14		291,900
158	25 7 7		9,030	203	25 9 13		4,284	248	25 11 16		8,250
159	25 7 7		3,350	204	25 9 13		25,569	249	25 11 16		7,360
160	25 7 7		10,061	205	25 9 14		1,953	250	25 11 17		3,950
161	25 7 7		38,573	206	25 9 16		4,550	251	25 11 17		23,526
162	25 7 8		3,502	207	25 9 16		4,900	252	25 11 18		10,260
163	25 7 10		8,643	208	25 9 17		8,904	253	25 11 21		77,100
164	25 7 12		43,400	209	25 9 17		18,427	254	25 11 23		66,595
165	25 7 13		1,985	210	25 9 23		18,480	255	25 11 23		17,010
166	25 7 15		840	211	25 9 27		5,213	256	25 11 23		2,700
167	25 7 15		1,260	212	25 9 28		2,036	257	25 11 23		1,200
168	25 7 17		76,951	213	25 9 28		1,409	258	25 11 24		251,370
169	25 7 20		4,270	214	25 9 30		10,120	259	25 12 2		172,309
170	25 7 20		5,850	215	25 10 2		4,980	260	25 12 4		37,590
171	25 7 20		3,365	216	25 10 4		4,499	261	25 12 4		4,950
172	25 7 21		15,900	217	25 10 4		14,388	262	25 12 7		34,860
173	25 7 21		23,441	218	25 10 8		4,200	263	25 12 7		49,932
174	25 7 23		46,305	219	25 10 9		247,052	264	25 12 8		1,386
175	25 7 30		49,534	220	25 10 10		5,750	265	25 12 9		8,631
176	25 7 30		8,700	221	25 10 13		1,675	266	25 12 9		21,503
177	25 8 1		840	222	25 10 16		5,280	267	25 12 12		6,111
178	25 8 1		27,111	223	25 10 16		7,980	268	25 12 14		4,410
179	25 8 3		46,580	224	25 10 18		3,180	269	25 12 16		8,400
180	25 8 3		6,990	225	25 10 18		2,500	270	25 12 20		2,835
181	25 8 3		1,570	226	25 10 19		5,460	271	25 12 20		91,083
182	25 8 3		1,160	227	25 10 20		9,071	272	25 12 20		20,949
183	25 8 3		780	228	25 10 22		2,910	273	25 12 22		19,950
184	25 8 3		6,187	229	25 10 22		38,186	274	25 12 25		37,863
185	25 8 4		6,592	230	25 10 23		5,480	275	25 12 27		840
186	25 8 4		2,980	231	25 10 23		38,012			別表9の総合計	8,141,971

別表 10  
(単位:円)

○ 平成25年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その2)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	24 12 30		1,680	68	25 2 14		1,000	135	25 3 29		1,401
2	25 1 1		1,180	69	25 2 16		100	136	25 3 27		3,780
3	25 1 2		5,494	70	25 2 16		434	137	25 3 28		964
4	25 1 3		3,182	71	25 2 16		1,376	138	25 3 28		1,584
5	25 1 4		1,084	72	25 2 17		3,856	139	25 3 28		2,918
6	25 1 4		5,571	73	25 2 18		1,856	140	25 3 29		2,371
7	25 1 4		2,013	74	25 2 20		5,426	141	25 3 29		1,156
8	25 1 5		1,958	75	25 2 20		14,480	142	25 3 29		25,788
9	25 1 6		990	76	25 2 20		3,716	143	25 3 30		1,169
10	25 1 7		4,090	77	25 2 22		750	144	25 3 30		2,720
11	25 1 7		1,040	78	25 2 23		300	145	25 3 31		1,336
12	25 1 7		430	79	25 2 23		1,946	146	25 3 31		624
13	25 1 7		607	80	25 2 24		1,658	147	25 4 1		1,172
14	25 1 9		980	81	25 2 25		1,058	148	25 4 1		4,970
15	25 1 9		894	82	25 2 26		466	149	25 4 1		11,880
16	25 1 9		1,370	83	25 2 27		491	150	25 4 1		1,196
17	25 1 12		294	84	25 2 27		1,044	151	25 4 1		500
18	25 1 12		746	85	25 2 27		495	152	25 4 1		2,126
19	25 1 12		4,090	86	25 2 28		1,778	153	25 4 2		3,108
20	25 1 14		641	87	25 2 28		1,841	154	25 4 3		6,793
21	25 1 15		3,810	88	25 3 1		998	155	25 4 3		848
22	25 1 15		1,356	89	25 3 1		1,328	156	25 4 4		548
23	25 1 16		4,462	90	25 3 2		1,640	157	25 4 4		1,161
24	25 1 16		3,650	91	25 3 2		2,850	158	25 4 4		5,500
25	25 1 16		2,916	92	25 3 3		6,278	159	25 4 5		3,558
26	25 1 17		3,475	93	25 3 3		1,445	160	25 4 5		2,180
27	25 1 18		1,900	94	25 3 4		1,340	161	25 4 7		2,668
28	25 1 19		437	95	25 3 4		3,310	162	25 4 8		2,014
29	25 1 21		644	96	25 3 5		305	163	25 4 8		364
30	25 1 23		1,860	97	25 3 6		1,522	164	25 4 9		4,990
31	25 1 23		3,601	98	25 3 7		2,272	165	25 4 9		933
32	25 1 23		654	99	25 3 8		1,072	166	25 4 0		923
33	25 1 24		3,110	100	25 3 8		430	167	25 4 10		700
34	25 1 24		750	101	25 3 10		1,000	168	25 4 10		1,510
35	25 1 25		1,624	102	25 3 10		11,643	169	25 4 11		1,344
36	25 1 25		7,350	103	25 3 13		2,806	170	25 4 12		776
37	25 1 25		4,421	104	25 3 14		1,593	171	25 4 13		266
38	25 1 26		960	105	25 3 16		2,249	172	25 4 15		7,530
39	25 1 26		1,470	106	25 3 16		2,734	173	25 4 18		2,800
40	25 1 26		5,472	107	25 3 16		1,576	174	25 4 18		9,214
41	25 1 26		1,158	108	25 3 16		9,690	175	25 4 16		6,050
42	25 1 26		882	109	25 3 17		679	176	25 4 16		2,592
43	25 1 26		1,000	110	25 3 18		1,744	177	25 4 16		1,689
44	25 1 27		3,890	111	25 3 18		498	178	25 4 17		693
45	25 1 27		1,314	112	25 3 19		3,340	179	25 4 17		235
46	25 1 27		1,688	113	25 3 20		3,136	180	25 4 18		370
47	25 1 29		5,402	114	25 3 20		546	181	25 4 18		1,794
48	25 1 29		14,048	115	25 3 20		420	182	25 4 20		680
49	25 1 30		1,560	116	25 3 20		2,127	183	25 4 20		3,251
50	25 1 31		6,731	117	25 3 20		774	184	25 4 20		1,596
51	25 1 31		1,888	118	25 3 21		640	185	25 4 21		2,240
52	25 2 1		5,160	119	25 3 21		200	186	25 4 23		5,370
53	25 2 3		245	120	25 3 21		1,468	187	25 4 24		3,754
54	25 2 4		2,824	121	25 3 22		3,068	188	25 4 25		1,143
55	25 2 4		875	122	25 3 22		698	189	25 4 26		857
56	25 2 5		1,977	123	25 3 22		1,001	190	25 4 26		1,470
57	25 2 5		4,794	124	25 3 23		630	191	25 4 27		895
58	25 2 5		2,250	125	25 3 23		2,526	192	25 4 27		1,050
59	25 2 6		2,732	126	25 3 24		1,860	193	25 4 28		2,730
60	25 2 7		200	127	25 3 24		1,033	194	25 4 28		701
61	25 2 8		200	128	25 3 24		2,314	195	25 4 29		5,010
62	25 2 11		830	129	25 3 25		749	196	25 4 30		2,034
63	25 2 12		2,415	130	25 3 25		770	197	25 4 30		200
64	25 2 12		200	131	25 3 26		661	198	25 4 30		2,092
65	25 2 13		3,917	132	25 3 26		1,319	199	25 5 1		5,450
66	25 2 14		1,913	133	25 3 27		599	200	25 5 1		1,650
67	25 2 14		1,910	134	25 3 27		1,950	201	25 5 1		662

別表 10  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
202	25 5 1		9,558	269	25 6 15		770	336	25 7 25		933
203	25 5 1		420	270	25 6 15		300	337	25 7 25		1,419
204	25 5 2		4,650	271	25 6 15		420	338	25 7 26		364
205	25 5 3		4,358	272	25 6 15		420	339	25 7 27		1,533
206	25 5 3		300	273	25 6 15		150	340	25 7 27		2,985
207	25 5 3		1,130	274	25 6 15		1,717	341	25 7 27		1,686
208	25 5 3		1,231	275	25 6 15		1,697	342	25 7 28		4,780
209	25 5 3		635	276	25 6 17		882	343	25 7 29		9,382
210	25 5 3		525	277	25 6 17		200	344	25 7 31		2,815
211	25 5 4		975	278	25 6 17		632	345	25 7 31		1,536
212	25 5 4		2,395	279	25 6 17		2,335	346	25 8 1		1,328
213	25 5 4		260	280	25 6 18		568	347	25 8 1		6,600
214	25 5 5		380	281	25 6 19		1,260	348	25 8 2		200
215	25 5 5		145	282	25 6 19		1,690	349	25 8 2		1,300
216	25 5 6		1,042	283	25 6 19		1,261	350	25 8 4		2,167
217	25 5 6		315	284	25 6 20		2,192	351	25 8 5		7,981
218	25 5 6		1,509	285	25 6 21		861	352	25 8 5		3,253
219	25 5 6		1,675	286	25 6 22		3,241	353	25 8 5		3,253
220	25 5 6		1,165	287	25 6 23		2,786	354	25 8 6		1,693
221	25 5 6		3,161	288	25 6 23		1,575	355	25 8 7		589
222	25 5 6		1,260	289	25 6 24		246	356	25 8 8		1,530
223	25 5 7		587	290	25 6 24		2,025	357	25 8 8		2,118
224	25 5 7		600	291	25 6 25		1,825	358	25 8 8		3,880
225	25 5 8		1,130	292	25 6 25		569	359	25 8 9		900
226	25 5 9		732	293	25 6 27		632	360	25 8 10		1,974
227	25 5 9		200	294	25 6 27		750	361	25 8 10		1,405
228	25 5 11		1,560	295	25 6 28		1,841	362	25 8 10		1,100
229	25 6 12		825	296	25 6 28		3,166	363	25 8 11		1,452
230	25 6 12		884	297	25 6 28		1,260	364	25 8 11		600
231	25 6 13		6,250	298	25 6 29		3,900	365	25 8 11		873
232	25 6 16		898	299	25 6 29		1,176	366	25 8 11		2,273
233	25 6 16		5,259	300	25 6 29		1,352	367	25 8 11		1,380
234	25 6 20		2,450	301	25 6 29		801	368	25 8 11		1,916
235	25 6 22		302	302	25 6 30		3,145	369	25 8 12		636
236	25 6 23		1,807	303	25 6 30		1,528	370	25 8 12		630
237	25 6 23		750	304	25 6 30		2,547	371	25 8 12		660
238	25 6 24		1,282	305	25 7 1		5,700	372	25 8 12		1,068
239	25 6 26		1,577	305	25 7 1		1,280	373	25 8 12		105
240	25 6 26		1,232	307	25 7 2		4,962	374	25 8 13		1,471
241	25 6 27		872	308	25 7 2		1,000	375	25 8 14		4,753
242	25 6 28		640	309	25 7 2		766	376	25 8 16		790
243	25 6 29		1,560	310	25 7 3		1,260	377	25 8 16		1,150
244	25 6 29		1,890	311	25 7 4		893	378	25 8 17		740
245	25 5 31		568	312	25 7 5		1,180	379	25 8 17		620
246	25 6 2		2,174	313	25 7 6		2,511	380	25 8 18		420
247	25 6 3		971	314	25 7 8		1,508	381	25 8 18		781
248	25 6 4		2,051	315	25 7 10		801	382	25 8 18		1,900
249	25 6 4		2,156	316	25 7 11		17,160	383	25 8 18		3,797
250	25 6 5		1,360	317	25 7 13		399	384	25 8 19		893
251	25 6 6		1,041	318	25 7 13		2,820	385	25 8 19		436
252	25 6 6		2,512	319	25 7 14		3,547	386	25 8 20		684
253	25 6 6		750	320	25 7 16		1,557	387	25 8 20		365
254	25 6 6		1,010	321	25 7 15		384	388	25 8 21		9,203
255	25 6 7		2,236	322	25 7 16		2,691	389	25 8 21		11,747
256	25 6 7		2,232	323	25 7 16		841	390	25 8 22		2,600
257	25 6 8		1,295	324	25 7 16		1,512	391	25 8 24		3,516
258	25 6 8		2,415	325	25 7 17		901	392	25 8 24		2,336
259	25 6 10		868	326	25 7 18		3,174	393	25 8 24		16,220
260	25 6 12		14,269	327	25 7 18		4,359	394	25 8 24		2,478
261	25 6 12		1,388	328	25 7 19		1,298	395	25 8 26		12,012
262	25 6 13		931	329	25 7 20		1,050	396	25 8 26		1,716
263	25 6 14		3,220	330	25 7 20		1,080	397	25 8 26		616
264	25 6 14		1,858	331	25 7 20		2,122	398	25 8 27		1,670
265	25 6 15		1,785	332	25 7 20		2,856	399	25 8 27		630
266	25 6 15		1,370	333	25 7 21		1,657	400	25 8 28		1,030
267	25 6 15		980	334	25 7 22		13,992	401	25 8 28		2,180
268	25 6 15		980	335	25 7 22		877	402	25 8 29		1,900

別表 1.0  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
403	25 8 29		1,603	466	25 10 2		2,961	633	25 11 15		529
404	25 8 29		535	469	25 10 3		964	634	25 11 15		7,350
405	25 8 31		798	470	25 10 6		4,542	535	25 11 15		33,600
406	25 9 1		1,192	471	25 10 5		2,650	536	25 11 16		3,000
407	25 9 2		524	472	25 10 6		2,100	537	25 11 16		6,000
408	25 9 3		12,051	473	25 10 5		8,990	538	25 11 17		13,051
409	25 9 3		2,090	474	25 10 6		2,807	539	25 11 17		4,369
410	25 9 4		800	475	25 10 8		12,100	540	25 11 17		1,198
411	25 9 4		1,695	476	25 10 6		2,367	541	25 11 17		420
412	25 9 4		940	477	25 10 7		399	542	25 11 19		200
413	25 9 5		7,035	478	25 10 1		3,308	543	25 11 20		3,026
414	25 9 5		2,653	479	25 10 7		5,087	544	25 11 20		1,260
415	25 9 6		11,031	480	25 10 7		3,703	545	25 11 20		3,417
416	25 9 6		100	481	25 10 8		2,340	546	25 11 23		4,990
417	25 9 7		2,000	482	25 10 10		523	547	25 11 23		2,520
418	25 9 8		1,504	483	25 10 11		2,990	548	25 11 25		1,888
419	25 9 8		2,471	484	25 10 11		843	549	25 11 26		1,326
420	25 9 9		3,916	485	25 10 12		1,466	550	25 11 26		660
421	25 9 11		538	486	25 10 12		2,100	551	25 11 27		6,287
422	25 9 11		750	487	25 10 12		1,612	552	25 11 27		2,256
423	26 9 12		1,119	488	25 10 12		1,308	553	25 11 28		750
424	25 9 14		1,164	489	25 10 12		255	554	25 11 29		913
425	25 9 15		2,060	490	25 10 14		750	555	25 11 29		21,402
426	25 9 16		1,050	491	25 10 14		1,100	556	25 12 1		2,206
427	25 9 16		2,100	492	25 10 16		1,035	557	25 12 2		1,768
428	25 9 17		4,426	493	25 10 17		2,098	558	25 12 2		2,310
429	26 9 17		1,393	494	25 10 17		1,308	559	25 12 3		1,838
430	25 9 18		3,242	495	25 10 18		420	560	25 12 3		2,220
431	25 9 18		1,050	496	25 10 19		3,649	561	25 12 5		981
432	25 9 18		660	497	25 10 19		4,713	562	25 12 5		7,286
433	25 9 19		358	498	25 10 19		3,078	563	25 12 6		1,471
434	25 9 19		708	499	25 10 20		2,431	564	25 12 7		2,668
435	25 9 20		1,255	500	25 10 21		3,827	565	25 12 8		590
436	25 9 20		980	501	25 10 23		280	566	25 12 9		1,735
437	25 9 21		1,504	502	25 10 23		2,141	567	25 12 11		4,315
438	25 9 21		825	503	25 10 24		720	568	25 12 11		600
439	25 9 21		4,469	504	25 10 24		2,760	569	25 12 12		6,830
440	25 9 21		2,080	505	25 10 25		2,000	570	25 12 12		2,068
441	25 9 21		530	506	25 10 26		1,371	571	25 10 15		1,146
442	25 9 21		563	507	25 10 26		1,506	572	25 12 15		1,917
443	25 9 22		161	508	25 10 26		1,302	573	25 12 16		12,403
444	25 9 22		360	509	25 10 30		1,804	574	25 12 20		3,244
445	25 9 23		1,917	510	25 11 1		3,710	575	25 12 20		525
446	25 9 23		2,368	511	25 11 1		1,470	576	25 12 20		2,648
447	25 9 23		9,240	512	25 11 2		2,169	577	25 12 24		1,302
448	25 9 23		5,013	513	25 11 2		3,341	578	25 12 24		500
449	25 9 23		790	514	25 11 3		1,890	579	25 12 24		3,000
450	25 9 23		1,800	515	25 11 3		6,000	580	25 12 26		5,300
451	25 9 24		874	516	25 11 3		2,191	581	25 12 26		984
452	25 9 24		1,950	517	25 11 5		540	582	25 12 25		790
453	25 9 24		5,886	518	25 11 7		1,140	583	25 12 26		6,695
454	25 9 25		18,394	519	25 11 7		1,129	584	25 12 26		2,650
455	25 9 26		1,498	520	25 11 8		4,901	585	25 12 26		630
456	25 9 26		260	521	25 11 9		1,065	586	25 12 27		420
457	25 9 26		54,442	522	25 11 9		3,998	587	25 12 27		451
458	25 9 28		1,641	523	25 11 9		1,290	588	25 12 27		1,000
459	25 9 29		1,190	524	25 11 10		1,142	589	25 12 27		4,783
460	25 9 29		5,240	525	25 11 10		851	590	25 12 27		1,050
461	25 9 29		794	526	25 11 11		2,578	591	25 12 28		2,240
462	25 9 30		7,087	527	25 11 13		736	592	26 1 5		2,000
463	25 9 30		2,004	528	25 11 13		5,882	593	26 1 5		980
464	25 9 30		7,202	529	25 11 13		1,985	594	26 1 5		3,690
465	25 10 1		1,457	530	25 11 14		7,087	595	26 1 5		580
466	25 10 1		1,132	531	25 11 14		3,441	596	26 1 5		12,231
467	25 10 2		1,674	532	25 11 15		841			別表 1.0 の総合計	1,531,187

## 別表 1.1

○ 平成25年分消耗品費(銀行口座引落分)とされたものの経費性が  
認められなかったものの一覧表 (単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	25 7 25	[REDACTED]		15,000	[REDACTED]
合 計				15,000	

## ○ 平成25年分福利厚生費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
1	24 12 1		14,520	65	25 3 14		36,690	129	25 5 12		6,300
2	25 1 3		16,624	66	25 3 17		10,600	130	25 5 12		47,355
3	25 1 4		40,540	67	25 3 17		10,710	131	25 5 14		9,138
4	26 1 5		19,160	68	25 3 19		53,800	132	25 5 18		12,300
5	26 1 6		10,540	69	25 3 20		23,310	133	25 5 19		20,050
6	25 1 8		145,000	70	25 3 20		3,270	134	25 5 21		199,522
7	25 1 9		7,303	71	25 3 20		6,400	135	25 5 22		20,400
8	25 1 9		16,607	72	25 3 21		10,700	136	25 5 23		14,310
9	25 1 13		22,060	73	25 3 22		17,500	137	25 5 23		11,600
10	25 1 13		14,300	74	25 3 22		16,200	138	25 5 24		31,600
11	25 1 14		2,160	75	25 3 23		29,700	139	25 5 24		9,800
12	25 1 14		17,430	76	25 3 24		32,050	140	25 5 25		50,000
13	25 1 15		28,800	77	25 3 25		23,700	141	25 5 25		6,090
14	25 1 16		4,000	78	25 3 26		45,400	142	25 5 25		9,760
15	25 1 18		7,650	79	25 3 27		19,900	143	25 6 26		34,000
16	25 1 18		37,500	80	25 3 27		5,270	144	25 6 26		13,784
17	25 1 18		12,000	81	25 3 28		12,200	145	25 6 28		24,150
18	25 1 19		6,476	83	25 3 28		5,000	146	25 6 1		37,490
19	25 1 19		3,328	83	25 3 29		12,000	147	25 6 2		9,555
20	25 1 19		16,940	84	25 3 29		12,100	148	25 6 2		80,850
21	25 1 20		32,600	85	25 3 30		21,300	149	25 6 3		14,700
22	25 1 25		16,000	86	25 3 30		14,600	150	25 6 4		11,100
23	25 1 25		4,851	87	25 3 31		18,545	151	25 6 6		11,300
24	25 1 27		9,900	88	25 4 1		8,650	162	25 6 6		47,100
25	25 1 31		21,711	89	25 4 2		36,330	163	25 6 7		13,400
26	25 2 2		24,400	90	25 4 5		5,930	164	25 6 8		8,085
27	25 2 2		38,000	91	25 4 5		8,696	165	25 6 8		23,800
28	25 2 4		3,412	92	25 4 6		2,700	168	25 6 11		90,050
29	25 2 3		35,200	93	25 4 6		45,000	167	25 6 12		12,700
30	25 2 5		20,174	94	25 4 7		27,000	168	25 6 13		31,900
31	25 2 7		32,433	95	25 4 8		11,700	169	25 6 14		11,900
32	25 2 9		23,730	96	25 4 10		23,100	170	25 6 14		6,544
33	25 2 10		31,460	97	25 4 10		7,392	161	25 6 16		84,280
34	25 2 11		14,120	98	25 4 10		26,300	162	25 6 16		15,800
35	25 2 11		12,300	99	25 4 12		14,270	163	25 6 18		46,423
36	25 2 12		20,585	100	25 4 13		3,280	164	25 6 19		10,900
37	25 2 14		25,600	101	25 4 13		41,900	165	25 6 20		30,200
38	25 2 15		42,200	102	25 4 14		13,400	166	25 6 21		20,906
39	25 2 16		11,200	103	25 4 16		5,250	167	25 6 22		15,470
40	25 2 16		10,750	104	25 4 20		28,960	168	25 6 23		8,050
41	25 2 17		17,040	105	25 4 21		2,028	169	25 6 23		11,890
42	25 2 19		62,750	106	25 4 21		15,050	170	25 6 23		8,523
43	25 2 22		14,400	107	25 4 21		2,000	171	25 6 24		41,780
44	25 2 23		4,500	108	25 4 21		8,482	172	25 6 26		109,876
45	25 2 23		29,000	109	25 4 21		22,750	173	25 6 26		26,800
46	25 2 24		38,281	110	25 4 22		25,300	174	25 6 27		12,500
47	25 2 26		44,500	111	25 4 24		29,790	176	25 6 29		12,900
48	25 2 27		39,300	112	25 4 25		22,200	176	25 6 30		24,050
49	25 2 27		21,200	113	25 4 26		13,600	177	25 6 30		6,100
50	25 2 28		12,200	114	25 4 27		3,890	178	25 7 3		15,510
51	25 3 1		21,900	115	25 4 28		5,600	179	25 7 4		4,400
52	25 3 2		49,613	116	25 4 28		11,160	180	25 7 5		17,220
53	25 3 3		24,005	117	25 4 29		0,900	181	25 7 6		9,200
54	25 3 4		6,290	118	25 4 29		25,405	182	25 7 6		32,400
55	25 3 5		52,600	119	25 5 4		75,213	183	25 7 7		6,950
56	25 3 8		27,900	120	25 5 5		164,714	184	25 7 7		17,303
57	25 3 9		15,000	121	25 5 5		63,000	185	25 7 8		8,560
58	25 3 9		30,000	122	25 5 6		23,200	186	25 7 8		3,100
59	25 3 9		4,150	123	25 5 6		108,128	187	25 7 8		20,720
60	25 3 10		32,100	124	25 5 8		14,500	188	25 7 9		10,800
61	25 3 10		17,367	125	25 5 8		12,900	189	25 7 10		32,000
62	25 3 11		22,700	126	25 5 9		19,400	190	25 7 11		25,043
63	25 3 13		1,800	127	25 5 10		21,100	191	25 7 12		29,326
64	25 3 13		36,330	128	25 5 11		25,600	192	25 7 13		37,982

別表 12  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
193	25 7 13		28,700	257	25 9 14		28,075	321	25 11 9		69,200
194	25 7 14		8,620	258	25 9 14		7,480	322	25 11 10		17,740
195	25 7 15		18,190	259	25 9 15		14,857	323	25 11 10		5,620
196	25 7 15		47,612	260	26 9 15		9,875	324	25 11 10		27,700
197	25 7 15		9,922	261	25 9 15		9,510	325	25 11 11		19,257
198	25 7 18		9,550	262	25 9 18		30,800	326	25 11 12		9,200
199	25 7 19		11,200	263	26 9 17		9,873	327	25 11 12		43,700
200	25 7 20		20,950	264	26 9 17		11,400	328	25 11 13		17,110
201	25 7 20		8,523	265	26 9 18		6,500	329	25 11 14		15,900
202	25 7 20		5,500	266	26 9 18		5,900	330	25 11 15		49,000
203	25 7 20		7,800	267	26 9 20		11,700	331	25 11 16		15,330
204	25 7 21		7,800	268	25 9 21		10,660	332	25 11 16		24,000
205	25 7 21		11,550	269	25 9 22		23,780	333	25 11 17		1,800
206	25 7 21		7,501	270	25 9 23		65,680	334	25 11 17		19,629
207	25 7 22		8,330	271	25 9 23		26,200	335	25 11 18		10,710
208	25 7 24		117,425	272	25 9 24		10,500	336	25 11 19		12,800
209	25 7 25		11,700	273	25 9 25		9,520	337	25 11 19		11,440
210	25 7 26		28,000	274	25 9 26		12,800	338	25 11 21		13,600
211	25 7 27		28,300	275	25 9 27		24,728	339	25 11 23		2,572
212	25 7 28		8,800	276	25 9 28		19,320	340	25 11 23		10,650
213	25 7 28		17,464	277	26 9 29		21,500	341	25 11 23		26,250
214	25 7 30		3,960	278	26 9 30		6,700	342	25 11 23		28,570
215	25 8 7		21,980	279	25 10 1		73,780	343	25 11 24		14,661
216	25 8 8		29,700	280	25 10 2		9,600	344	25 11 25		13,110
217	25 8 9		119,800	281	25 10 3		20,200	345	25 11 25		6,360
218	25 8 10		28,600	282	25 10 4		11,800	346	25 11 26		19,837
219	25 8 10		32,800	283	25 10 4		100,500	347	25 11 28		15,300
220	25 8 11		22,365	284	25 10 5		11,100	348	25 11 29		12,300
221	25 8 12		900	285	25 10 6		19,110	349	25 11 30		63,240
222	25 8 12		23,910	286	25 10 6		27,300	350	25 11 30		36,000
223	25 8 14		7,875	287	25 10 9		5,250	351	25 12 1		16,810
224	25 8 14		263,560	288	25 10 10		11,650	352	25 12 2		13,320
225	25 8 16		169,339	289	25 10 12		12,680	353	25 12 3		14,400
226	25 8 17		105,180	290	25 10 13		31,880	354	25 12 4		22,100
227	25 8 17		13,570	291	25 10 14		2,160	355	25 12 5		12,000
228	25 8 18		10,710	292	25 10 14		14,921	356	25 12 5		12,023
229	25 8 18		41,980	293	25 10 14		52,870	357	25 12 5		5,970
230	25 8 19		11,900	294	25 10 15		12,680	358	25 12 7		24,533
231	25 8 20		22,900	295	25 10 18		13,124	359	25 12 7		46,546
232	25 8 22		20,430	296	25 10 20		13,400	360	25 12 8		20,000
233	25 8 23		25,820	297	25 10 20		21,900	361	25 12 8		36,960
234	25 8 24		34,900	298	25 10 22		19,152	362	25 12 9		17,160
235	25 8 26		10,700	299	25 10 23		12,200	363	25 12 10		11,700
236	25 8 30		5,900	300	25 10 24		16,850	364	25 12 11		17,580
237	25 8 30		14,480	301	25 10 25		30,980	365	25 12 12		12,600
238	25 8 30		18,200	302	25 10 26		60,430	366	25 12 14		72,949
239	25 8 31		18,880	303	25 10 27		21,379	367	25 12 14		2,618
240	25 9 1		7,400	304	25 10 28		20,000	368	25 12 14		16,380
241	25 9 1		30,800	305	25 10 28		9,550	369	25 12 15		10,230
242	25 9 2		12,150	306	25 10 29		11,600	370	25 12 16		26,460
243	25 9 3		10,100	307	25 10 30		16,950	371	25 12 17		45,000
244	25 9 4		18,400	308	25 10 30		22,253	372	25 12 18		8,000
245	25 9 5		9,960	309	25 11 2		16,540	373	25 12 20		9,300
246	25 9 6		29,106	310	25 11 3		25,800	374	25 12 21		36,400
247	25 9 7		8,523	311	25 11 4		17,160	375	25 12 21		19,900
248	25 9 7		8,120	312	25 11 4		35,659	376	25 12 24		48,700
249	25 9 7		6,500	313	25 11 5		21,244	377	25 12 25		48,951
250	25 9 8		28,200	314	25 11 6		41,400	378	25 12 26		123,750
251	25 9 9		4,790	315	25 11 7		11,200	379	25 12 27		8,086
252	25 9 9		7,500	316	25 11 7		67,850	380	25 12 27		20,370
253	25 9 10		18,760	317	25 11 8		16,340	381	26 1 5		4,400
254	25 9 11		6,710	318	25 11 9		19,845	382	26 1 27		16,180
255	25 9 11		17,160	319	25 11 9		40,000	383	(不明)		16,222
256	25 9 12		10,865	320	25 11 9		2,982	384	(不明)		58,700

別表 12 の総合計

9,203,277

## 別表 1 3

## ○ 平成25年分福利厚生費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	25 1 28			14,700	(会費)
2	25 2 26			14,700	(会費)
3	25 3 27			14,700	(会費)
4	25 4 26			35,700	(会費)
5	25 5 27			14,700	(会費)
6	25 6 27			14,700	(会費)
7	25 7 26			14,700	(会費)
8	25 8 26			14,700	(会費)
9	25 9 27			14,700	(会費)
10	25 10 28			14,700	(会費)
11	25 11 26			14,700	(会費)
12	25 12 26			14,700	(会費)
合 計				197,400	

別表 14

## ○ 平成26年分仕入の一覧表(抜粋)

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				仕入先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	26 7 28	現金		6,358,832	
2	26 7 28	現金		55,728	
3	26 7 28	[REDACTED]		6,358,832	[REDACTED]
4	26 7 28	[REDACTED]		55,728	[REDACTED]
5	26 7 31	現金		14,946	
6	26 7 31	[REDACTED]		14,946	[REDACTED]

## 別表 15

○ 平成26年分接待交際費(現金払い分)とされた領収書等一覧表 (単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	26 1 11		210,000	19	26 6 13		19,726
2	26 2 11		46,631	20	26 6 17		11,670
3	26 3 1		1,000	21	26 6 18		1,500
4	26 3 1		1,000	22	26 6 18		1,500
5	26 3 1		121,737	23	26 6 25		135,231
6	26 3 7		200,000	24	26 6 27		5,400
7	26 3 23		13,000	25	26 7 20		1,414,800
8	26 3 31		122,610	26	26 8 6		20,000
9	26 4 6		50,760	27	26 8 24		12,852
10	26 4 12		10,400	28	26 9 27		9,240
11	26 4 14		43,968	29	26 9 27		31,000
12	26 4 17		5,400	30	26 10 25		15,000
13	26 4 27		5,400	31	26 10 26		15,000
14	26 5 2		15,943	32	26 10 29		10,800
15	26 5 29		36,720	33	26 11 15		4,860
16	26 5 30 26 6 1		20,000	34	26 12 14		84,207
17	26 5 30 26 6 1		20,000	35	26 12 18		5,832
18	26 6 7		34,884	36	27 1 2		110,650
合 計							2,868,721

※ 順号3, 4, 16, 17, 21, 22, 30及び31に係る各支出は、別途、賭会費として認容している。

## ○ 平成26年分接待交際費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	26 1 10			18,927	
2	26 2 10			2,547	
3	26 3 10			262,952	
4	26 4 7			2,547	
5	26 5 12			2,547	
6	26 6 10			166,117	
7	26 7 10			150,198	
8	26 8 11			4,863	
9	26 9 10			4,863	
10	26 10 10			4,863	
11	26 11 10			4,863	
12	26 12 10			4,863	
合 計				630,150	

別表 17

## ○ 平成26年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その1)

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	25 12 24		8,762	63	26 3 30		20,005	105	26 7 20		5,304
2	26 12 24		2,680	54	26 4 1		6,029	106	26 7 21		26,784
3	26 12 24		26,800	55	26 4 2		7,053	107	26 7 25		13,886
4	25 12 27		5,498	56	26 4 6		5,990	108	26 7 28		8,100
5	26 1 6		7,682	57	26 4 7		7,605	109	26 8 1		18,314
6	26 1 10		35,280	58	26 4 7		15,903	110	26 8 4		19,023
7	26 1 11		191,100	59	26 4 9		20,592	111	26 8 8		8,532
8	26 1 11		118,986	60	26 4 11		14,441	112	26 8 12		4,471
9	26 1 12		3,550	61	26 4 12		12,960	113	26 8 13		4,934
10	26 1 12		231,525	62	26 4 14		14,800	114	26 8 13		1,296
11	26 1 12		16,950	63	26 4 20		20,520	115	26 8 18		7,528
12	26 1 13		3,675	64	26 4 25		5,400	116	26 8 17		29,010
13	26 1 13		13,230	65	26 4 28		4,193	117	26 8 18		2,376
14	26 1 13		3,528	66	26 4 28		10,931	118	26 8 18		10,638
15	26 1 15		2,600	67	26 5 1		14,479	119	26 8 19		9,743
16	26 1 18		381,727	68	26 5 10		14,388	120	26 8 19		9,184
17	26 1 19		5,539	69	26 5 11		4,980	121	26 8 24		12,744
18	26 1 26		8,368	70	26 5 11		30,240	122	26 8 26		20,543
19	26 2 6		21,582	71	26 5 11		7,660	123	26 8 26		17,908
20	26 2 7		4,699	72	26 5 16		34,560	124	26 9 2		1,975
21	26 2 10		9,780	73	26 5 24		9,380	125	26 9 5		66,980
22	26 2 12		2,024	74	26 5 24		8,054	126	26 9 8		14,000
23	26 2 13		6,376	75	26 5 24		15,031	127	26 9 9		112,968
24	26 2 13		15,161	76	26 5 26		5,100	128	26 9 19		2,012
25	26 2 16		18,800	77	26 6 27		9,720	129	26 9 19		3,888
26	26 2 16		2,100	78	26 6 28		6,605	130	26 9 14		19,440
27	26 2 18		9,697	79	26 6 28		18,380	131	26 9 14		3,000
28	26 2 18		9,781	80	26 6 30		3,358	132	26 9 15		3,078
29	26 2 18		55,080	81	26 6 3		18,813	133	26 9 21		7,825
30	26 2 21		11,550	82	26 6 5		65,283	134	26 9 27		29,246
31	26 2 24		23,002	83	26 6 8		25,920	135	26 9 28		10,584
32	26 2 24		13,314	84	26 6 8		10,152	136	26 9 30		9,803
33	26 2 27		4,516	85	26 6 8		5,596	137	26 10 6		9,155
34	26 2 27		10,180	86	26 6 16		1,120	138	26 10 12		18,050
35	26 2 27		6,200	87	26 6 10		96,640	139	26 10 10		6,828
36	26 2 28		2,869	88	26 6 16		11,426	140	26 10 22		35,875
37	26 2 28		18,905	89	26 6 21		2,770	141	26 11 1		3,368
38	26 2 28		6,825	90	26 6 30		3,887	142	26 11 5		9,665
39	26 3 7		17,551	91	26 6 30		11,260	143	26 11 9		33,286
40	26 3 9		5,160	92	26 6 30		2,854	144	26 11 24		153,748
41	26 3 10		9,000	93	26 7 5		5,150	145	26 11 24		19,981
42	26 3 15		25,272	94	26 7 5		6,480	146	26 11 28		29,160
43	26 3 19		15,120	95	26 7 6		27,550	147	26 11 28		31,320
44	26 3 20		25,209	96	26 7 6		55,080	148	26 11 30		7,541
45	26 3 20		15,114	97	26 7 6		13,284	149	26 12 7		3,132
46	26 3 21		2,763	98	26 7 10		5,204	150	26 12 7		236,520
47	26 3 21		8,715	99	26 7 10		1,595	151	26 12 9		7,066
48	26 3 22		17,860	100	26 7 12		3,780	152	26 12 17		11,664
49	26 3 22		10,500	101	26 7 13		7,732	153	27 1 3		300,000
50	26 3 22		138,600	102	26 7 16		3,780	154	27 1 4		333,709
51	26 3 23		123,344	103	26 7 17		50,000	155	(不明)		3,888
52	26 3 26		16,900	104	26 7 17		77,874	156	(不明)		4,200
									合 計		4,338,554

## ○ 平成26年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その2)

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	26 1 6		2,941	55	26 2 13		200	109	26 4 13		3,358
2	26 1 7		950	68	26 2 15		7,413	110	26 4 14		1,344
3	26 1 7		2,616	57	26 2 19		16,043	111	26 4 15		3,118
4	26 1 8		1,823	58	26 2 20		886	112	26 4 15		3,780
5	26 1 8		1,141	59	26 2 23		3,108	113	26 4 17		1,465
6	26 1 9		848	60	26 2 23		606	114	26 4 18		14,861
7	26 1 9		2,732	61	26 2 25		414	115	26 4 18		2,793
8	26 1 10		1,079	62	26 2 26		1,350	116	26 4 20		3,836
9	26 1 10		1,696	63	26 2 27		1,130	117	26 4 20		286
10	26 1 11		3,671	64	26 3 2		1,057	118	26 4 20		180
11	26 1 14		998	65	26 3 3		6,622	119	26 4 21		1,198
12	26 1 15		10,288	68	26 3 3		8,759	120	26 4 21		3,583
13	26 1 17		2,779	67	26 3 4		5,592	121	26 4 23		2,463
14	26 1 18		2,432	68	26 3 6		3,233	122	26 4 23		1,558
15	26 1 19		3,763	69	26 3 6		1,157	123	26 4 23		1,317
16	26 1 21		2,530	70	26 3 8		1,130	124	26 4 24		1,088
17	26 1 22		1,356	71	26 3 7		1,018	125	26 4 24		3,803
18	26 1 23		2,052	72	26 3 7		2,625	126	26 4 25		3,024
19	26 1 23		2,714	73	26 3 8		1,912	127	26 4 25		64,152
20	26 1 24		630	74	26 3 11		1,050	128	26 4 26		1,222
21	26 1 26		1,429	75	26 3 12		1,164	129	26 4 27		1,553
22	26 1 26		2,669	76	26 3 12		1,126	130	26 4 27		2,546
23	26 1 25		1,380	77	26 3 13		1,340	131	26 4 27		794
24	26 1 25		960	78	26 3 13		770	132	26 4 28		1,080
25	26 1 25		1,882	79	26 3 14		660	133	26 4 28		2,266
26	26 1 25		1,059	80	26 3 14		2,161	134	26 4 28		516
27	26 1 26		680	81	26 3 10		10,972	135	26 5 1		3,880
28	26 1 26		820	82	26 3 15		4,658	136	26 5 1		2,365
29	26 1 27		1,448	83	26 3 16		3,600	137	26 5 2		16,943
30	26 1 28		879	84	26 3 16		1,190	138	26 5 2		11,124
31	26 1 28		660	85	26 3 20		1,570	139	26 5 2		4,300
32	26 1 29		1,758	85	26 3 20		1,169	140	26 5 2		1,040
33	26 1 30		911	87	26 3 26		8,348	141	26 5 3		7,800
34	26 1 30		6,320	88	26 3 28		1,593	142	26 5 3		3,240
35	26 1 30		1,341	89	26 3 30		968	143	26 5 3		3,450
36	26 1 31		1,050	90	26 3 30		23,906	144	26 5 7		1,519
37	26 1 31		980	91	26 3 30		1,494	145	26 5 7		4,351
38	26 2 2		2,986	92	26 3 31		1,980	146	26 5 7		1,000
39	26 2 4		12,610	93	26 4 2		1,395	147	26 5 7		1,865
40	26 2 5		1,349	94	26 4 2		8,700	148	26 5 9		1,296
41	26 2 6		1,270	95	26 4 2		15,984	149	26 5 9		3,499
42	26 2 6		954	96	26 4 3		946	150	26 5 9		6,164
43	26 2 7		1,269	97	26 4 6		2,998	151	26 5 10		1,956
44	26 2 8		2,969	98	26 4 7		1,234	152	26 5 10		2,113
45	26 2 9		2,783	99	26 4 7		510	153	26 5 10		2,091
46	26 2 9		1,725	100	26 4 7		2,376	154	26 5 12		14,996
47	26 2 10		833	101	26 4 9		600	155	26 5 12		10,321
48	26 2 11		2,982	102	26 4 9		7,046	156	26 5 14		1,694
49	26 2 11		657	103	26 4 9		3,661	157	26 5 14		3,433
50	26 2 12		1,770	104	26 4 10		1,811	158	26 5 20		3,888
51	26 2 12		13,111	105	26 4 11		1,180	159	26 5 21		1,231
52	26 2 12		6,812	106	26 4 12		1,016	160	26 5 22		1,178
53	26 2 13		770	107	26 4 12		3,111	161	26 5 23		3,664
54	26 2 13		933	108	26 4 12		3,930	162	26 5 23		3,000

別表 1 B  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
163	26 5 24		9,072	217	26 7 1		18,150	271	26 8 11		403
164	26 5 25		2,849	218	26 7 2		4,471	272	26 8 12		4,703
165	26 5 25		2,829	219	26 7 3		1,138	273	26 8 13		21,570
166	26 5 25		1,458	220	26 7 4		920	274	26 8 13		3,672
167	26 5 26		1,712	221	26 7 4		920	275	26 8 13		7,604
168	26 5 27		730	222	26 7 5		4,115	276	26 8 15		4,061
169	26 5 28		3,776	223	26 7 6		1,435	277	26 8 16		2,270
170	26 5 29		1,489	224	26 7 6		19,440	278	26 8 17		2,154
171	26 5 29		7,713	225	26 7 6		5,384	279	26 8 17		19,340
172	26 5 29		2,501	228	26 7 7		4,305	280	26 8 18		3,825
173	26 5 30		1,238	227	26 7 7		738	281	26 8 19		590
174	26 5 30		2,991	228	26 7 7		6,150	282	26 8 20		2,685
175	26 5 30		865	229	26 7 7		4,286	283	26 8 20		4,133
176	26 5 31		12,124	230	26 7 7		11,757	284	26 8 21		3,368
177	26 5 31		890	231	26 7 9		7,380	285	26 8 22		2,561
178	26 6 1		2,481	232	26 7 10		980	286	26 8 27		2,396
179	26 6 2		2,103	233	26 7 12		648	287	26 8 27		4,877
180	26 6 3		2,092	234	26 7 12		660	288	26 8 27		10,337
181	26 6 3		1,591	235	26 7 13		1,933	289	26 8 28		856
182	26 6 3		7,848	236	26 7 13		744	290	26 8 31		6,199
183	26 6 4		2,593	237	26 7 14		844	291	26 8 31		4,905
184	26 6 4		26,128	238	26 7 15		1,383	292	26 8 31		7,553
185	26 6 4		718	239	26 7 17		1,172	293	26 8 31		1,347
186	26 6 5		566	240	26 7 18		1,763	294	26 9 2		1,203
187	26 6 5		1,488	241	26 7 19		1,772	295	26 9 3		19,150
188	26 6 5		880	242	26 7 19		1,698	296	26 9 4		913
189	26 6 6		1,002	243	26 7 20		637	297	26 9 5		432
190	26 6 6		919	244	26 7 21		3,772	298	26 9 5		1,080
191	26 6 6		812	245	26 7 21		2,670	299	26 9 6		3,912
192	26 6 8		453	246	26 7 21		743	300	26 9 7		2,283
193	26 6 10		3,240	247	26 7 22		922	301	26 9 7		1,605
194	26 6 11		1,612	248	26 7 22		4,178	302	26 9 7		5,276
195	26 6 12		1,882	249	26 7 22		2,017	303	26 9 8		10,692
196	26 6 13		17,059	250	26 7 23		800	304	26 9 8		680
197	26 6 13		1,918	251	26 7 23		1,562	305	26 9 9		16,101
198	26 6 14		828	252	26 7 26		3,858	306	26 9 9		2,256
199	26 6 14		856	253	26 7 26		928	307	26 9 9		4,301
200	26 6 16		889	254	26 7 26		882	308	26 9 10		1,632
201	26 6 18		820	255	26 7 26		860	309	26 9 13		1,963
202	26 6 18		7,374	256	26 7 27		1,763	310	26 9 13		8,032
203	26 6 19		572	257	26 7 28		13,100	311	26 9 13		1,654
204	26 6 19		4,317	258	26 7 29		2,600	312	26 9 14		7,256
205	26 6 22		13,670	259	26 7 29		616	313	26 9 15		1,960
206	26 6 22		2,155	260	26 7 30		3,316	314	26 9 15		1,186
207	26 6 22		2,128	261	26 7 30		2,376	315	26 9 16		4,608
208	26 6 22		1,017	262	26 7 31		1,294	316	26 9 17		1,233
209	26 6 24		1,859	263	26 8 1		3,373	317	26 9 17		17,583
210	26 6 24		4,369	264	26 8 1		1,982	318	26 9 18		800
211	26 6 25		1,910	265	26 8 3		18,608	319	26 9 19		3,181
212	26 6 26		980	266	26 8 5		791	320	26 9 19		857
213	26 6 26		1,944	267	26 8 6		1,335	321	26 9 19		1,720
214	26 6 28		1,468	268	26 8 8		2,650	322	26 9 20		1,223
215	26 6 28		450	269	26 8 9		2,084	323	26 9 21		1,293
216	26 6 29		2,551	270	26 8 9		1,395	324	26 9 22		1,651

別表 18  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
325	26 9 23		1,538	378	26 11 6		2,407	430	26 12 10		1,669
326	26 9 24		1,561	379	26 11 7		706	431	26 12 11		820
327	26 9 25		5,395	380	26 11 7		5,378	432	26 12 11		2,219
328	26 9 26		2,916	381	26 11 8		7,859	433	26 12 12		13,640
329	26 9 27		6,788	382	26 11 8		10,215	434	26 12 12		935
330	26 9 27		3,140	383	26 11 9		800	435	26 12 12		680
331	26 9 28		2,073	384	26 11 12		1,728	436	26 12 12		380
332	26 9 28		1,296	385	26 11 13		940	437	26 12 13		19,980
333	26 9 28		227	386	26 11 14		520	438	26 12 14		5,339
334	26 9 28		2,276	387	26 11 14		890	439	26 12 14		19,554
335	26 9 29		1,620	388	26 11 14		3,240	440	26 12 14		1,289
336	26 9 29		1,306	389	26 11 15		6,953	441	26 12 14		3,346
337	26 9 30		1,469	390	26 11 15		9,196	442	26 12 15		6,948
338	26 10 1		4,061	391	26 11 15		2,627	443	26 12 15		2,665
339	26 10 1		1,430	392	26 11 15		854	444	26 12 17		1,800
340	26 10 2		1,088	393	26 11 15		680	445	26 12 17		820
341	26 10 3		6,095	394	26 11 15		2,953	446	26 12 18		1,729
342	26 10 4		1,858	395	26 11 15		16,386	447	26 12 20		3,044
343	26 10 5		2,162	396	26 11 17		5,085	448	26 12 21		4,030
344	26 10 5		1,812	397	26 11 18		2,052	449	26 12 22		1,373
345	26 10 5		12,687	398	26 11 19		933	450	26 12 22		4,525
346	26 10 5		2,785	399	26 11 20		1,782	451	26 12 22		11,117
347	26 10 8		7,122	400	26 11 22		6,425	452	26 12 23		8,260
348	26 10 8		407	401	26 11 22		5,408	453	26 12 23		9,113
349	26 10 8		23,108	402	26 11 23		1,836	454	26 12 23		1,125
350	26 10 9		2,640	403	26 11 26		5,943	455	26 12 23		2,325
351	26 10 13		16,755	404	26 11 26		14,256	456	26 12 25		6,530
352	26 10 13		4,178	405	26 11 26		2,615	457	26 12 25		1,618
353	26 10 15		18,742	406	26 11 27		2,000	458	26 12 25		2,160
354	26 10 15		2,788	407	26 11 27		4,536	459	26 12 25		3,240
355	26 10 16		990	408	26 11 27		1,680	460	26 12 25		2,460
356	26 10 18		3,044	409	26 11 27		800	461	26 12 25		1,512
357	26 10 21		1,188	410	26 11 27		4,593	462	26 12 26		1,012
358	26 10 21		7,516	411	26 11 28		112,212	463	26 12 26		2,608
359	26 10 22		10,980	412	26 11 28		8,880	464	26 12 27		1,200
360	26 10 22		24,640	413	26 11 28		18,959	465	26 12 27		2,628
361	26 10 22		5,572	414	26 11 29		2,916	465	26 12 27		1,944
362	26 10 23		1,183	415	26 11 29		2,160	467	26 12 30		14,500
363	26 10 26		1,030	416	26 11 30		3,226	468	26 12 30		1,783
364	26 10 25		1,220	417	26 11 30		4,700	469	26 12 30		1,569
365	26 10 26		357	418	26 12 2		4,859	470	26 12 30		864
366	26 10 26		1,114	418	26 12 4		2,210	471	26 12 31		12,113
367	26 10 27		2,809	420	26 12 4		1,197	472	26 12 31		7,281
368	26 10 28		2,354	421	26 12 5		2,470	473	27 1 1		2,508
369	26 10 29		908	422	26 12 6		13,942	474	27 1 2		2,808
370	26 10 29		980	423	26 12 6		2,066	475	27 1 2		1,512
371	26 11 1		3,000	424	26 12 6		2,497	476	27 1 2		1,586
372	26 11 2		5,400	425	26 12 6		6,571	477	27 1 3		964
373	26 11 2		5,184	426	26 12 6		606	478	27 1 4		12,291
374	26 11 3		18,949	427	26 12 8		1,379	479	27 1 4		5,996
375	26 11 3		8,746	428	26 12 9		846	480	27 1 4		1,670
376	26 11 4		16,200	429	26 12 9		2,384	481	27 1 4		1,670
377	26 11 5		2,430							別表 18 の総合計	1,994,658

別表 19

## ○ 平成26年分福利厚生費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払額	順号	年月日	支払先	支払額	順号	年月日	支払先	支払額
1	25 12 24		2,870	59	26 3 4		11,830	117	26 4 26		13,200
2	25 12 31		40,000	60	26 3 6		8,870	118	26 4 26		53,935
3	26 1 5		3,940	61	26 3 8		19,780	119	26 4 26		39,740
4	26 1 7		96,000	62	26 3 8		3,200	120	26 4 26		7,926
5	26 1 8		22,000	63	26 3 9		39,850	121	26 4 26		5,620
6	26 1 9		26,670	64	26 3 9		5,460	122	26 4 27		11,700
7	26 1 10		17,980	65	26 3 10		18,640	123	26 4 26		25,110
8	26 1 11		29,600	66	26 3 11		35,600	124	26 4 30		10,692
9	26 1 12		8,200	67	26 3 12		21,900	125	26 5 2		2,915
10	26 1 13		15,820	68	26 3 13		9,200	126	26 5 3		30,270
11	26 1 14		14,940	69	26 3 13		36,330	127	26 5 7		22,300
12	26 1 15		23,520	70	26 3 14		36,310	128	26 5 8		37,260
13	26 1 15		5,910	71	26 3 16		36,410	129	26 5 8		10,800
14	26 1 14		13,700	72	26 3 16		5,960	130	26 5 9		40,392
15	26 1 15		17,633	73	26 3 20		4,880	131	26 5 10		31,290
16	26 1 17		22,300	74	26 3 23		88,950	132	26 5 11		4,900
17	26 1 18		1,470	75	26 3 24		17,300	133	26 5 11		7,800
18	26 1 18		63,300	76	26 3 25		28,800	134	26 5 13		5,900
19	26 1 19		5,300	77	26 3 26		17,250	135	26 5 14		21,000
20	26 1 19		11,100	78	26 3 26		7,768	136	26 5 15		21,280
21	26 1 20		16,830	79	26 3 27		22,710	137	26 5 16		28,700
22	26 1 21		23,900	80	26 3 27		2,660	138	26 5 17		54,922
23	26 1 22		82,103	81	26 3 20		17,052	139	26 5 17		30,000
24	26 1 23		35,972	82	26 3 20		16,300	140	26 5 18		10,400
25	26 1 24		30,000	83	26 3 29		28,600	141	26 5 20		6,316
26	26 1 25		32,463	84	26 3 29		28,745	142	26 5 21		6,100
27	26 1 25		30,600	85	26 3 29		32,600	143	26 5 22		5,400
28	26 1 26		2,300	86	26 3 29		7,080	144	26 5 23		13,000
29	26 1 26		1,620	87	26 3 30		20,686	145	26 5 24		30,480
30	26 1 26		22,155	88	26 3 30		36,950	146	26 5 25		6,800
31	26 1 27		13,539	89	26 3 30		16,175	147	26 5 25		13,300
32	26 1 27		8,320	90	26 3 31		22,000	148	26 5 27		18,600
33	26 1 26		47,800	91	26 4 1		137,254	149	26 5 28		20,844
34	26 1 25		20,500	92	26 4 2		25,870	150	26 5 29		9,600
35	26 1 30		9,800	93	26 4 3		20,200	151	26 5 30		19,494
36	26 1 31		22,470	94	26 4 4		50,320	152	26 5 31		7,430
37	26 2 1		50,000	95	26 4 5		27,200	153	26 5 31		7,470
38	26 2 1		6,775	96	26 4 6		41,580	154	26 6 2		7,808
39	26 2 2		30,000	97	26 4 6		6,402	155	26 6 3		6,200
40	26 2 3		12,310	98	26 4 7		12,300	156	26 6 7		177,608
41	26 2 4		52,800	99	26 4 8		19,886	157	26 6 8		26,180
42	26 2 5		7,150	100	26 4 12		29,304	158	26 6 11		8,260
43	26 2 6		18,900	101	26 4 12		8,800	159	26 6 11		5,900
44	26 2 7		26,040	102	26 4 13		6,150	160	26 6 14		3,120
45	26 2 7		11,088	103	26 4 13		22,310	161	26 6 15		10,865
46	26 2 7		6,710	104	26 4 14		21,870	162	26 6 15		23,527
47	26 2 8		29,400	105	26 4 14		51,400	163	26 6 16		12,000
48	26 2 9		6,800	106	26 4 15		16,800	164	26 6 17		10,257
49	26 2 10		11,750	107	26 4 16		54,780	165	26 6 18		35,640
50	26 2 13		34,164	108	26 4 17		44,980	166	26 6 19		20,000
51	26 2 15		2,076	109	26 4 18		11,310	167	26 6 21		33,480
52	26 2 16		21,660	110	26 4 19		40,100	168	26 6 21		3,000
53	26 2 20		21,000	111	26 4 20		13,190	169	26 6 21		48,232
54	26 2 21		31,700	112	26 4 21		17,600	170	26 6 22		29,260
55	26 2 22		30,500	113	26 4 22		22,032	171	26 6 25		34,295
56	26 2 23		17,500	114	26 4 22		11,448	172	26 6 25		16,420
57	26 2 25		12,075	115	26 4 23		12,500	173	26 6 27		73,940
58	26 3 2		15,450	116	26 4 24		53,540	174	26 6 28		20,400

別表 19  
(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
175	26 6 29		25,892	233	26 8 28		9,540	291	26 10 31		36,700
176	26 7 1		10,800	234	26 8 28		16,000	292	26 11 1		23,000
177	26 7 2		33,390	235	26 8 29		140,000	293	26 11 2		6,662
178	26 7 3		18,100	236	26 8 30		30,000	294	26 11 2		20,150
179	26 7 4		23,360	237	26 8 31		35,020	295	26 11 3		8,300
180	26 7 5		42,190	238	26 8 31		4,910	296	26 11 6		15,970
181	26 7 6		19,360	239	26 9 1		16,320	297	26 11 7		78,000
182	26 7 6		7,200	240	26 9 2		10,562	298	26 11 8		31,450
183	26 7 9		3,000	241	26 9 3		15,900	299	26 11 8		19,062
184	26 7 12		7,950	242	26 9 4		67,355	300	26 11 9		34,560
185	26 7 12		31,300	243	26 9 5		27,320	301	26 11 11		44,200
186	26 7 13		10,500	244	26 9 6		13,700	302	26 11 14		15,970
187	26 7 14		9,160	245	26 9 7		6,600	303	26 11 15		27,000
188	26 7 15		86,000	246	26 9 7		31,274	304	26 11 16		21,495
189	26 7 16		19,540	247	26 9 8		11,800	305	26 11 21		33,000
190	26 7 17		17,330	248	26 9 11		31,200	306	26 11 22		25,730
191	26 7 18		23,079	249	26 9 12		29,200	307	26 11 22		7,590
192	26 7 20		20,300	250	26 9 13		1,670	308	26 11 23		40,800
193	26 7 21		9,270	251	26 9 13		13,600	309	26 11 24		14,610
194	26 7 21		16,003	252	26 9 14		10,098	310	26 11 25		31,125
195	26 7 24		34,000	253	26 9 14		9,730	311	26 11 30		6,300
196	26 7 25		19,000	254	26 9 15		38,124	312	26 12 1		15,670
197	26 7 26		35,500	255	26 9 16		22,500	313	26 12 2		10,400
198	26 7 27		35,790	256	26 9 17		13,800	314	26 12 3		12,520
199	26 7 30		6,400	257	26 9 18		17,800	315	26 12 4		10,250
200	26 8 1		6,400	258	26 9 19		13,700	316	26 12 5		17,600
201	26 8 4		4,940	259	26 9 20		62,370	317	26 12 6		26,560
202	26 8 7		33,050	260	26 9 21		13,500	318	26 12 7		25,500
203	26 8 8		8,470	261	26 9 22		16,700	319	26 12 8		14,520
204	26 8 8		5,800	262	26 9 23		21,160	320	26 12 9		60,000
205	26 8 9		13,200	263	26 9 24		12,200	321	26 12 10		11,900
206	26 8 10		36,234	264	26 9 25		11,880	322	26 12 11		20,800
207	26 8 11		19,330	265	26 9 25		10,650	323	26 12 12		14,800
208	26 8 12		7,350	266	26 9 27		46,000	324	26 12 13		12,020
209	26 8 12		9,000	267	26 9 28		8,100	325	26 12 13		10,600
210	26 8 13		23,965	268	26 9 30		12,500	326	26 12 14		32,270
211	26 8 14		28,830	269	26 9 30		16,848	327	26 12 16		8,900
212	26 8 16		16,390	270	26 10 1		8,780	328	26 12 18		10,930
213	26 8 16		20,304	271	26 10 2		57,500	329	26 12 20		21,708
214	26 8 16		5,468	272	26 10 4		18,350	330	26 12 20		4,750
215	26 8 16		4,690	273	26 10 5		11,300	331	26 12 20		19,000
216	26 8 17		5,650	274	26 10 11		17,920	332	26 12 21		19,700
217	26 8 17		47,040	275	26 10 12		17,050	333	26 12 22		15,800
218	26 8 18		11,820	276	26 10 10		6,310	334	26 12 26		95,660
219	26 8 18		11,020	277	26 10 17		5,920	335	26 12 27		34,240
220	26 8 19		14,970	278	26 10 11		8,370	336	26 12 28		12,700
221	26 8 20		15,750	279	26 10 11		22,720	337	26 12 28		15,984
222	26 8 21		10,800	280	26 10 11		39,777	338	26 12 30		36,900
223	26 8 22		30,000	281	26 10 20		18,500	339	27 1 2		6,720
224	26 8 22		17,500	282	26 10 27		14,588	340	27 1 3		17,000
225	26 8 23		34,400	283	26 10 27		28,760	341	27 1 5		6,528
226	26 8 23		11,600	284	26 10 27		8,900	342	27 1 5		19,980
227	26 8 23		116,970	285	26 10 27		1,360	343	27 1 6		13,700
228	26 8 24		38,980	286	26 10 27		51,520	344	27 1 7		16,300
229	26 8 24		34,909	287	26 10 27		11,340	345	(不明)		87,718
230	26 8 25		18,060	288	26 10 27		5,770	346	(不明)		20,265
231	26 8 26		11,830	289	26 10 27		7,578	347	(不明)		5,300
232	26 8 27		27,054	290	26 10 27		10,500	348	(不明)		17,400
別表 19 の総合計											7,966,518

## 別表20

## ○ 平成26年分福利厚生費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	26 1 27			14,700	(会費)
2	26 2 26			14,700	(会費)
3	26 3 26			14,700	(会費)
4	26 4 28			15,120	(会費)
5	26 5 26			15,120	(会費)
6	26 6 27			15,120	(会費)
7	26 7 28			15,120	(会費)
8	26 8 27			15,120	(会費)
9	26 9 26			15,120	(会費)
10	26 10 23			15,120	(会費)
11	26 11 26			15,120	(会費)
12	26 12 26			17,280	(会費)
合 計				182,340	

別表 21

## ○ 平成27年分接待交際費とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	27 1 16		31,747	40	27 6 8		10,130	78	27 11 11		31,698
2	27 1 17		84,520	41	27 6 8		10,130	79	27 11 27		23,000
3	27 1 30		19,321	42	27 6 13		1,600	80	27 11 29		9,039
4	27 2 10		308,232	43	27 6 31		33,242	81	27 12 1		46,375
5	27 2 21		12,843	44	27 6 30		1,058	82	27 12 4		13,000
6	27 2 21		10,000	45	27 7 14		35,000	83	27 12 5		39,528
7	27 3 14		1,000	46	27 7 27		32,400	84	27 12 10		72,360
8	27 3 14		1,000	47	27 7 29		18,710	85	27 12 11		25,920
9	27 3 21		28,188	48	27 7 30		24,408	86	27 12 11		32,778
10	27 3 21		35,100	49	27 7 31		5,378	87	27 12 11		30,000
11	27 3 21		126,360	50	27 7 31		5,274	88	27 12 16		10,260
12	27 3 24		1,250	51	27 8 16		69,722	89	27 12 20		40,608
13	27 3 26		9,964	52	27 9 6		16,200	90	27 12 20		16,662
14	27 4 4		300,000	53	27 9 13		181,332	91	27 12 20		43,848
15	27 4 4		6,753	54	27 9 19		19,440	92	27 12 26		10,000
16	27 5 3		31,000	55	27 9 21		28,000	93	27 12 26		11,660
17	27 5 3		8,000	56	27 8 21		27,000	94	27 12 29		14,910
18	27 5 4		19,800	57	27 9 24		2,692	95	27 12 30		46,293
19	27 5 4		5,108	58	27 9 26		64,800	96	27 12 31		66,000
20	27 5 5		1,620	59	27 9 26		5,616	97	28 1 2		12,690
21	27 5 5		15,030	60	27 9 26		1,728	98	28 1 3		6,880
22	27 5 6		2,440	61	27 9 26		5,025	99	28 1 3		800
23	27 5 6		13,000	62	27 9 27		5,616	100	28 1 3		10,160
24	27 5 6		4,600	63	27 9 27		3,217	101	28 1 4		890
25	27 5 6		4,106	64	27 9 27		1,620	102	28 1 7		39,420
26	27 5 10		339,120	65	27 9 27		7,560	103	28 1 11		20,952
27	27 5 22		3,888	66	27 9 27		6,707	104	28 1 14		5,925
28	27 5 23		7,147	67	27 9 27		2,160	105	28 1 15		58,644
29	27 5 24		5,400	68	27 10 3		19,440	106	28 1 16		5,724
30	27 5 24		7,452	69	27 10 3		24,300	107	28 1 16		7,128
31	27 5 26		27,896	70	27 10 14		178,200	108	28 1 16		7,128
32	27 5 29		8,208	71	27 10 18		300,000	109	28 1 16		6,426
33	27 5 28 ~ 27 5 31		20,000	72	27 10 24		10,668	110	28 1 16		9,720
34	27 5 29 ~ 27 5 31		20,000	73	27 10 25		465,480	111	28 1 16		7,645
35	27 5 30		56,160	74	27 10 25		611,280	112	28 1 16		9,720
36	27 5 31		102,600	75	27 10 28		3,564	113	28 1 16		15,120
37	27 5 31		43,168	76	27 10 29		7,058	114	28 1 17		1,660
38	27 5 31		1,150	77	27 11 5		312,120	115	28 1 17		51,408
39	27 6 6		15,368							合計	5,135,179

※ 順号5ないし8, 33, 34, 40及び41に係る各支出については、別途、賛会費として認容している。

別表 2-2

## ○ 平成27年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その1)

(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
1	26 12 17		13,978	61	27 5 20		28,568	121	27 10 26		58,320
2	26 12 18		46,855	62	27 5 20		2,094	122	27 10 26		24,840
3	26 12 23		34,328	63	27 5 20		9,056	123	27 10 31		59,400
4	26 12 23		8,580	64	27 5 3		199,586	124	27 11 1		10,226
5	26 12 23		15,054	65	27 5 4		9,461	125	27 11 2		4,000
6	26 12 23		6,664	66	27 5 13		3,949	126	27 11 3		20,708
7	26 12 23		30,063	67	27 6 13		1,620	127	27 11 8		8,132
8	26 12 30		6,912	68	27 6 14		29,451	128	27 11 8		27,000
9	26 12 31		16,514	69	27 6 15		18,767	129	27 11 9		9,612
10	27 1 3		29,800	70	27 5 17		6,954	130	27 11 9		10,800
11	27 1 10		1,655	71	27 5 21		8,564	131	27 11 17		221,718
12	27 1 10		7,110	72	27 5 22		14,094	132	27 11 18		15,120
13	27 1 11		11,588	73	27 6 27		59,940	133	27 11 18		83,376
14	27 1 16		5,020	74	27 6 28		12,506	134	27 11 18		9,790
15	27 1 25		2,916	75	27 7 9		4,656	135	27 11 20		2,669
16	27 2 0		18,615	76	27 7 17		5,884	136	27 11 21		5,582
17	27 2 7		21,180	77	27 7 18		6,600	137	27 11 22		5,366
18	27 2 7		107,320	78	27 7 17		188,887	138	27 11 24		3,780
19	27 2 8		4,644	79	27 7 22		3,240	139	27 11 26		10,039
20	27 2 8		8,017	80	27 7 22		7,203	140	27 11 28		15,984
21	27 2 17		2,626	81	27 7 23		54,183	141	27 11 28		5,300
22	27 2 14		35,114	82	27 8 2		4,760	142	27 11 28		6,780
23	27 2 15		6,085	83	27 8 2		50,112	143	27 11 29		66,096
24	27 2 15		10,000	84	27 8 0		3,308	144	27 11 30		1,000
25	27 2 21		2,069	85	27 8 10		1,287	145	27 11 29		4,860
26	27 9 24		70,900	86	27 8 14		11,200	146	27 11 30		2,560
27	27 2 26		4,607	87	27 8 17		25,116	147	27 11 30		22,896
28	27 3 0		60,000	88	27 8 17		26,798	148	27 12 2		50,058
29	27 3 2		2,803	89	27 8 20		22,987	149	27 12 3		96,984
30	27 3 2		5,162	90	27 8 20		4,041	150	27 12 4		28,123
31	27 3 2		128,952	91	27 8 20		6,130	151	27 12 5		177,500
32	27 3 16		2,655	92	27 8 24		10,953	152	27 12 9		118,772
33	27 3 17		8,787	93	27 8 29		30,100	153	27 12 11		50,016
34	27 3 20		4,368	94	27 9 13		27,000	154	27 12 12		1,933
35	27 3 21		60,120	95	27 9 10		7,044	155	27 12 12		22,080
36	27 3 21		43,092	96	27 9 10		19,180	156	27 12 12		22,538
37	27 3 21		23,760	97	27 9 19		20,520	157	27 12 12		23,596
38	27 3 21		6,142	98	27 9 21		12,970	158	27 12 12		28,000
39	27 3 25		1,376	99	27 9 26		5,817	159	27 12 15		1,066
40	27 3 25		13,392	100	27 10 2		7,628	160	27 12 16		2,968
41	27 3 25		79,434	101	27 10 4		12,517	161	27 12 20		162,000
42	27 3 25		19,033	102	27 10 7		106,531	162	27 12 20		17,386
43	27 3 31		5,832	103	27 10 7		12,875	163	27 12 21		22,572
44	27 4 4		4,195	104	27 10 8		24,111	164	27 12 28		13,624
45	27 4 4		4,104	105	27 10 10		42,120	165	27 12 28		5,713
46	27 4 6		48,924	106	27 10 13		10,800	166	27 12 28		9,828
47	27 4 9		14,379	107	27 10 14		200,000	167	27 12 29		3,780
48	27 4 11		103,680	108	27 10 16		3,888	168	27 12 31		1,896
49	27 4 12		10,000	109	27 10 16		33,480	169	28 1 3		160,218
50	27 4 14		28,260	110	27 10 17		1,267	170	28 1 3		118,800
51	27 4 14		3,828	111	27 10 17		37,735	171	28 1 9		66,420
52	27 4 22		5,400	112	27 10 20		2,392	172	28 1 6		28,771
53	27 4 24		9,856	113	27 10 20		3,240	173	28 1 6		19,656
54	27 4 30		10,561	114	27 10 21		38,664	174	28 1 9		13,608
55	27 5 3		35,000	115	27 10 24		6,992	175	28 1 9		20,520
56	27 5 14		14,004	116	27 10 24		13,640	176	28 1 9		44,550
57	27 5 16		4,769	117	27 10 24		56,223	177	28 1 11		1,080
58	27 5 16		7,128	118	27 10 25		400,000	178	28 1 11		29,052
59	27 5 16		21,745	119	27 10 25		9,635	179	28 1 11		115,575
60	27 5 20		21,594	120	27 10 25		11,372	180	(不明)		28,728
									合計		5,508,421

別表23

(単位:円)

## ○ 平成27年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その2)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	26 2 3		1,050	68	27 2 12		172	135	27 3 25		5,957
2	27 1 6		1,200	69	27 2 12		1,288	136	27 3 25		1,850
3	27 1 6		2,931	70	27 2 12		1,620	137	27 3 30		1,855
4	27 1 6		849	71	27 2 12		4,273	138	27 3 30		2,867
5	27 1 9		1,397	72	27 2 16		820	139	27 3 31		6,580
6	27 1 10		1,762	73	27 2 16		3,333	140	27 3 31		3,874
7	27 1 10		2,198	74	27 2 16		952	141	27 4 1		2,376
8	27 1 11		982	75	27 2 16		1,144	142	27 4 3		3,240
9	27 1 11		650	76	27 2 16		4,482	143	27 4 3		270
10	27 1 12		3,000	77	27 2 20		2,110	144	27 4 3		1,939
11	27 1 13		3,892	78	27 2 20		3,186	145	27 4 3		2,502
12	27 1 14		1,784	79	27 2 20		3,413	146	27 4 4		1,300
13	27 1 15		913	80	27 2 20		3,635	147	27 4 4		2,140
14	27 1 16		1,110	81	27 2 21		2,381	148	27 4 4		2,601
15	27 1 16		2,324	82	27 2 21		4,284	149	27 4 4		1,996
16	27 1 17		868	83	27 2 23		1,477	150	27 4 5		550
17	27 1 17		7,864	84	27 2 23		2,365	151	27 4 5		2,986
18	27 1 18		1,670	85	27 2 24		840	152	27 4 7		2,177
19	27 1 18		21,950	86	27 2 24		1,002	153	27 4 7		680
20	27 1 18		3,219	87	27 2 24		1,580	154	27 4 7		1,132
21	27 1 18		708	88	27 2 24		2,516	155	27 4 8		1,112
22	27 1 20		670	89	27 2 25		648	156	27 4 8		2,718
23	27 1 22		2,030	90	27 2 25		1,286	157	27 4 9		4,514
24	27 1 22		1,615	91	27 2 26		913	158	27 4 10		3,390
25	27 1 24		600	92	27 2 27		756	159	27 4 11		4,105
26	27 1 24		5,024	93	27 2 26		1,233	160	27 4 12		2,100
27	27 1 25		4,682	94	27 3 1		1,238	161	27 4 12		22,486
28	27 1 27		3,229	95	27 3 1		2,687	162	27 4 12		1,500
29	27 1 27		1,670	96	27 3 2		1,282	163	27 4 12		636
30	27 1 28		4,895	97	27 3 2		2,957	164	27 4 12		10,000
31	27 1 29		800	98	27 3 2		17,265	165	27 4 13		1,544
32	27 1 30		1,622	99	27 3 2		6,378	166	27 4 13		7,305
33	27 1 30		756	100	27 3 3		1,150	167	27 4 14		6,264
34	27 1 31		4,515	101	27 3 5		4,063	168	27 4 14		3,240
35	27 2 1		480	102	27 3 6		1,620	169	27 4 15		1,887
36	27 2 2		653	103	27 3 6		2,771	170	27 4 15		2,361
37	27 2 2		864	104	27 3 6		680	171	27 4 16		1,980
38	27 2 2		648	105	27 3 6		7,411	172	27 4 17		1,135
39	27 2 3		2,200	106	27 3 6		2,011	173	27 4 18		1,576
40	27 2 4		1,258	107	27 3 7		3,985	174	27 4 18		540
41	27 2 4		920	108	27 3 8		1,421	175	27 4 19		540
42	27 2 6		1,573	109	27 3 10		1,698	176	27 4 22		3,580
43	27 2 6		756	110	27 3 10		1,400	177	27 4 22		2,140
44	27 2 6		800	111	27 3 11		1,839	178	27 4 23		1,188
45	27 2 7		1,944	112	27 3 11		3,088	179	27 4 23		1,204
46	27 2 7		1,200	113	27 3 12		1,790	180	27 4 24		3,456
47	27 2 7		784	114	27 3 15		989	181	27 4 25		540
48	27 2 8		406	115	27 3 17		1,296	182	27 4 25		2,100
49	27 2 8		1,400	116	27 3 17		3,350	183	27 4 25		2,534
50	27 2 8		1,352	117	27 3 17		10,730	184	27 4 25		2,532
51	27 2 10		1,714	118	27 3 18		1,681	185	27 4 25		1,100
52	27 2 10		680	119	27 3 19		2,033	186	27 4 26		982
53	27 2 10		702	120	27 3 19		1,385	187	27 4 26		2,552
54	27 2 10		668	121	27 3 21		973	188	27 4 26		1,393
55	27 2 11		258	122	27 3 21		1,140	189	27 4 28		1,166
56	27 2 11		453	123	27 3 21		300	190	27 4 28		1,152
57	27 2 11		1,371	124	27 3 21		1,450	191	27 4 28		1,514
58	27 2 12		3,024	125	27 3 21		1,499	192	27 4 29		11,330
59	27 2 12		820	126	27 3 21		1,500	193	27 4 29		10,520
60	27 2 12		4,682	127	27 3 23		1,287	194	27 4 30		1,166
61	27 2 13		2,155	128	27 3 24		480	195	27 4 30		950
62	27 2 15		2,496	129	27 3 25		1,810	196	27 5 1		1,435
63	27 2 15		13,824	130	27 3 25		612	197	27 5 2		3,240
64	27 2 15		1,159	131	27 3 25		756	198	27 5 2		151
65	27 2 16		2,012	132	27 3 27		1,557	199	27 5 2		2,185
66	27 2 17		1,080	133	27 3 28		4,312	200	27 5 2		540
67	27 2 17		800	134	27 3 29		17,980	201	27 5 2		1,540

別表2-3  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
202	27 5 3		1,521	269	27 6 13		3,142	336	27 7 11		1,600
203	27 5 3		1,180	270	27 6 13		2,133	337	27 7 12		1,793
204	27 5 4		2,620	271	27 6 14		526	338	27 7 12		8,200
205	27 5 6		513	272	27 6 14		2,678	339	27 7 13		419
206	27 5 6		986	273	27 6 15		6,945	340	27 7 13		4,309
207	27 5 6		850	274	27 6 15		4,960	341	27 7 13		1,002
208	27 5 6		908	275	27 6 15		16,041	342	27 7 13		280
209	27 5 6		2,478	276	27 6 16		2,957	343	27 7 14		624
210	27 5 7		960	277	27 6 17		1,376	344	27 7 14		6,052
211	27 5 8		1,299	278	27 6 18		1,068	345	27 7 14		9,309
212	27 5 9		3,706	279	27 6 18		4,008	346	27 7 15		858
213	27 5 9		2,863	280	27 6 18		340	347	27 7 15		1,230
214	27 5 9		3,658	281	27 6 19		985	348	27 7 16		3,488
215	27 5 10		2,078	282	27 6 20		1,711	349	27 7 16		800
216	27 5 10		12,894	283	27 6 20		11,641	350	27 7 16		840
217	27 5 11		672	284	27 6 21		1,302	351	27 7 16		3,502
218	27 5 11		2,450	285	27 6 23		1,660	352	27 7 17		3,564
219	27 5 11		592	286	27 6 23		2,700	353	27 7 17		17,172
220	27 5 13		820	287	27 6 24		1,134	364	27 7 18		4,590
221	27 5 13		1,144	288	27 6 24		1,838	358	27 7 18		3,129
222	27 5 13		8,083	289	27 6 24		9,115	355	27 7 19		2,008
223	27 5 14		1,408	290	27 6 24		1,620	357	27 7 19		1,296
224	27 5 14		3,765	291	27 6 24		4,098	358	27 7 19		1,505
225	27 5 14		3,288	292	27 6 25		820	359	27 7 20		12,827
226	27 5 14		3,610	293	27 6 25		800	360	27 7 21		776
227	27 5 16		2,200	294	27 6 25		644	361	27 7 21		2,546
228	27 5 16		4,318	295	27 6 25		778	362	27 7 22		4,318
229	27 5 16		1,013	296	27 6 20		1,641	363	27 7 22		890
230	27 6 17		1,033	307	27 6 20		1,380	364	27 7 22		2,160
231	27 6 17		1,000	308	27 6 20		3,403	365	27 7 23		16,809
232	27 5 17		15,261	299	27 6 30		1,190	366	27 7 23		10,522
233	27 5 17		6,927	300	27 6 30		4,526	367	27 7 26		3,247
234	27 5 19		4,282	301	27 7 1		1,712	368	27 7 26		548
235	27 5 20		1,338	302	27 7 1		1,320	369	27 7 26		1,321
236	27 5 20		5,248	303	27 7 2		5,517	370	27 7 26		1,977
237	27 5 20		1,252	304	27 7 2		1,887	371	27 7 27		996
238	27 5 20		5,760	305	27 7 3		2,060	372	27 7 27		400
239	27 5 21		1,100	306	27 7 3		1,606	373	27 7 27		1,726
240	27 5 21		2,148	307	27 7 3		1,443	374	27 7 28		14,369
241	27 5 22		1,010	308	27 7 4		3,264	375	27 7 28		976
242	27 5 22		1,900	309	27 7 4		8,828	376	27 7 28		920
243	27 5 27		820	310	27 7 4		1,549	377	27 7 28		1,203
244	27 5 27		5,657	311	27 7 4		1,050	378	27 7 29		4,196
245	27 b 21		6,370	312	27 7 4		1,678	379	27 7 29		1,450
246	27 5 27		2,204	313	27 7 4		16,200	380	27 7 29		4,090
247	27 5 28		800	314	27 7 5		1,935	381	27 7 29		7,506
248	27 5 29		950	315	27 7 5		4,016	382	27 7 30		1,512
249	27 5 29		259	316	27 7 6		330	383	27 7 31		1,360
250	27 5 31		1,080	317	27 7 6		500	384	27 8 1		1,568
251	27 5 31		648	318	27 7 6		200	385	27 8 1		1,449
252	27 5 31		684	319	27 7 6		250	386	27 8 2		2,914
253	27 5 31		822	320	27 7 6		1,240	387	27 8 2		13,508
254	27 5 31		1,120	321	27 7 6		793	388	27 8 3		1,935
255	27 5 31		5,398	322	27 7 6		1,320	389	27 8 5		1,383
256	27 5 31		5,400	323	27 7 6		10,900	390	27 8 5		1,903
257	27 6 1		864	324	27 7 7		1,820	391	27 8 5		1,496
258	27 6 2		950	325	27 7 7		2,188	392	27 8 6		5,363
259	27 6 2		25,936	326	27 7 8		1,270	393	27 8 6		1,458
260	27 6 2		5,458	327	27 7 8		2,055	394	27 8 6		712
261	27 6 3		3,046	328	27 7 9		20,403	395	27 8 6		8,360
262	27 6 4		3,712	329	27 7 10		2,008	396	27 8 6		1,819
263	27 6 4		1,220	330	27 7 10		4,651	397	27 8 6		6,151
264	27 6 6		1,798	331	27 7 10		3,385	398	27 8 7		5,378
265	27 6 9		5,462	332	27 7 10		1,290	399	27 8 7		1,956
266	27 6 9		28,234	333	27 7 11		43,956	400	27 8 7		1,010
267	27 6 10		2,016	334	27 7 11		2,700	401	27 8 8		22,096
268	27 6 13		1,684	335	27 7 11		2,059	402	27 8 8		1,448

別表23  
(単位:円)

順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
403	27 8 8		826	470	27 9 6		12,420	537	27 9 30		1,190
404	27 8 9		1,080	471	27 9 6		3,508	538	27 10 1		1,400
405	27 8 9		2,241	472	27 9 7		568	539	27 10 2		400
406	27 8 9		1,620	473	27 9 8		250	540	27 10 2		4,188
407	27 8 10		1,051	474	27 9 9		620	541	27 10 2		3,240
408	27 8 11		743	475	27 9 11		2,448	542	27 10 3		2,000
409	27 8 11		4,762	476	27 9 11		702	543	27 10 3		1,350
410	27 8 12		780	477	27 9 11		1,404	544	27 10 3		657
411	27 8 12		520	478	27 9 11		1,360	545	27 10 3		10,584
412	27 8 12		12,951	479	27 9 11		1,904	546	27 10 3		1,408
413	27 8 12		550	480	27 9 13		2,160	547	27 10 4		720
414	27 8 12		7,160	481	27 9 13		3,639	548	27 10 4		5,621
415	27 8 13		2,160	482	27 9 13		1,330	549	27 10 6		760
416	27 8 13		1,620	483	27 9 13		864	550	27 10 7		3,119
417	27 8 13		1,080	484	27 9 14		9,007	551	27 10 7		1,408
418	27 8 14		3,234	485	27 9 15		1,659	552	27 10 10		2,887
419	27 8 14		453	486	27 9 15		3,163	553	27 10 11		820
420	27 8 14		6,560	487	27 9 16		9,860	554	27 10 13		14,780
421	27 8 14		1,700	488	27 9 16		1,980	555	27 10 13		750
422	27 8 14		1,620	489	27 9 18		1,862	556	27 10 18		6,940
423	27 8 15		399	490	27 9 18		1,008	557	27 10 18		1,500
424	27 8 15		18,732	491	27 9 18		2,620	558	27 10 18		2,490
425	27 8 16		593	492	27 9 18		1,308	559	27 10 18		3,974
426	27 8 16		792	493	27 9 19		2,097	560	27 10 18		1,408
427	27 8 16		1,116	494	27 9 19		1,080	561	27 10 19		1,289
428	27 8 16		1,535	495	27 9 19		9,072	562	27 10 19		2,265
429	27 8 16		2,886	496	27 9 19		1,414	563	27 10 17		2,550
430	27 8 16		1,844	497	27 9 19		1,314	564	27 10 17		510
431	27 8 16		2,046	498	27 9 19		4,428	565	27 10 17		3,677
432	27 8 17		4,980	499	27 9 19		1,844	566	27 10 18		2,131
433	27 8 17		2,116	500	27 9 20		1,848	567	27 10 22		1,821
434	27 8 18		1,687	501	27 9 20		3,576	568	27 10 22		2,033
435	27 8 18		680	502	27 9 20		503	569	27 10 22		2,968
436	27 8 19		929	503	27 9 20		5,518	570	27 10 24		600
437	27 8 19		4,907	504	27 9 20		561	571	27 10 25		6,003
438	27 8 19		1,078	505	27 9 20		2,622	572	27 10 25		2,980
439	27 8 20		1,234	506	27 9 20		1,260	573	27 10 25		2,268
440	27 8 20		989	507	27 9 20		2,200	574	27 10 27		500
441	27 8 20		1,841	508	27 9 22		2,223	575	27 10 27		10,584
442	27 8 21		1,296	509	27 9 22		1,750	576	27 10 28		2,700
443	27 8 21		780	510	27 9 22		3,168	577	27 10 28		1,593
444	27 8 21		756	511	27 9 22		1,244	578	27 10 28		972
445	27 8 22		2,193	512	27 9 22		1,800	579	27 10 28		8,890
446	27 8 22		1,620	513	27 9 22		2,628	580	27 10 28		300
447	27 8 22		648	514	27 9 23		2,846	581	27 10 28		1,641
448	27 8 22		1,729	515	27 9 23		1,240	582	27 10 28		7,344
449	27 8 22		4,179	516	27 9 23		3,886	583	27 10 29		24,768
450	27 8 22		1,000	517	27 9 24		1,662	584	27 10 30		756
451	27 8 23		3,846	518	27 9 24		2,490	585	27 10 30		756
452	27 8 23		1,458	519	27 9 25		2,448	586	27 10 30		2,737
453	27 8 23		2,200	520	27 9 26		1,048	587	27 10 30		700
454	27 8 24		1,087	521	27 9 26		3,240	588	27 11 2		600
455	27 8 25		3,138	522	27 9 26		2,016	589	27 11 2		1,800
456	27 8 27		800	523	27 9 26		1,728	590	27 11 3		108
457	27 8 28		3,474	524	27 9 27		1,005	591	27 11 3		6,134
458	27 8 28		5,293	525	27 9 27		3,400	592	27 11 3		1,750
459	27 8 29		1,632	526	27 9 27		1,580	593	27 11 3		1,700
460	27 8 29		1,928	527	27 9 27		1,728	594	27 11 4		6,621
461	27 9 1		930	528	27 9 28		500	595	27 11 4		3,267
462	27 9 2		1,668	529	27 9 28		2,500	596	27 11 4		1,660
463	27 9 2		4,536	530	27 9 28		2,950	597	27 11 5		13,071
464	27 9 2		7,712	531	27 9 29		2,808	598	27 11 6		3,750
465	27 9 4		1,804	532	27 9 29		1,548	599	27 11 6		871
466	27 9 5		2,750	533	27 9 29		1,230	600	27 11 7		900
467	27 9 5		3,070	534	27 9 29		4,317	601	27 11 7		1,887
468	27 9 5		820	535	27 9 29		500	602	27 11 8		1,164
469	27 9 5		4,485	536	27 9 29		3,870	603	27 11 9		2,484

別表23  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
604	27 11 19		2,234	668	27 12 2		1,926	731	27 12 24		3,672
605	27 11 19		800	669	27 12 2		1,620	732	27 12 24		7,713
606	27 11 19		7,344	670	27 12 2		9,115	733	27 12 24		664
607	27 11 19		2,968	671	27 12 3		2,160	734	27 12 25		1,514
608	27 11 19		2,116	672	27 12 4		2,200	735	27 12 25		1,020
609	27 11 19		2,580	673	27 12 4		711	736	27 12 26		650
610	27 11 19		907	674	27 12 4		1,820	737	27 12 27		1,550
611	27 11 19		4,708	675	27 12 4		5,132	738	27 12 28		1,147
612	27 11 19		1,163	676	27 12 4		3,989	739	27 12 28		1,030
613	27 11 19		3,250	677	27 12 5		3,530	740	27 12 29		4,351
614	27 11 19		17,280	678	27 12 5		1,435	741	27 12 29		7,660
615	27 11 19		65,880	679	27 12 5		4,482	742	27 12 29		534
616	27 11 19		3,105	680	27 12 5		10,289	743	27 12 29		1,525
617	27 11 19		1,875	681	27 12 6		6,038	744	27 12 30		2,928
618	27 11 19		2,000	682	27 12 6		5,192	745	27 12 30		1,404
619	27 11 19		1,944	683	27 12 6		5,881	746	27 12 31		800
620	27 11 19		1,400	684	27 12 6		2,186	747	27 12 31		1,000
621	27 11 19		030	685	07 10 0		1,577	748	27 12 31		3,310
622	27 11 19		818	686	27 12 0		1,228	749	27 12 31		1,650
623	27 11 19		1,933	687	27 12 6		1,815	750	27 12 31		4,320
624	27 11 19		2,457	688	27 12 6		1,281	751	28 1 1		900
625	27 11 19		2,140	689	27 12 7		9,563	752	28 1 1		1,160
626	27 11 19		3,320	690	27 12 7		4,851	753	28 1 2		600
627	27 11 19		11,479	691	27 12 8		2,870	754	28 1 2		5,500
628	27 11 19		2,432	692	27 12 9		5,024	755	28 1 3		680
629	27 11 19		1,668	693	27 12 9		5,454	756	28 1 3		1,620
630	27 11 19		2,050	694	27 12 9		4,899	757	28 1 5		1,490
631	27 11 20		2,036	695	27 12 9		1,544	758	28 1 6		1,830
632	27 11 20		819	696	27 12 10		6,310	759	28 1 6		520
633	27 11 20		3,277	697	27 12 10		2,106	760	28 1 6		832
634	27 11 20		3,180	698	27 12 10		5,940	761	28 1 6		6,000
635	27 11 20		730	699	27 12 10		1,121	762	28 1 6		290
636	27 11 20		11,485	700	27 12 11		880	763	28 1 6		5,248
637	27 11 21		1,329	701	27 12 12		1,734	764	28 1 7		1,092
638	27 11 21		2,559	702	27 12 12		2,100	765	28 1 7		2,580
639	27 11 21		2,268	703	27 12 12		1,763	766	28 1 8		22,764
640	27 11 21		3,078	704	27 12 13		1,788	767	28 1 8		3,556
641	27 11 21		16,022	705	27 12 13		1,974	768	28 1 8		500
642	27 11 21		14,668	706	27 12 15		2,580	769	28 1 9		8,856
643	27 11 22		1,703	707	27 12 16		1,020	770	28 1 9		1,130
644	27 11 22		1,198	708	27 12 16		7,590	771	28 1 10		1,071
645	27 11 22		5,287	709	27 12 16		2,057	772	28 1 10		540
646	27 11 23		4,322	710	27 12 16		2,000	773	28 1 10		7,624
647	27 11 23		1,450	711	27 12 17		1,532	774	28 1 11		712
648	27 11 24		1,482	712	27 12 17		821	775	28 1 11		1,550
649	27 11 24		2,160	713	27 12 18		800	776	28 1 11		583
650	27 11 25		1,960	714	27 12 18		2,580	777	28 1 11		557
651	27 11 26		6,873	715	27 12 19		1,512	778	28 1 11		183
652	27 11 26		5,877	716	27 12 19		1,670	779	28 1 12		1,040
653	27 11 27		107,784	717	27 12 20		1,620	780	28 1 14		2,378
654	27 11 27		817	718	27 12 20		888	781	28 1 14		13,779
655	27 11 27		2,300	719	27 12 21		42	782	28 1 15		924
656	27 11 28		1,458	720	27 12 21		890	783	28 1 16		1,580
657	27 11 28		5,972	721	27 12 21		2,060	784	28 1 16		962
658	27 11 28		2,251	722	27 12 21		532	785	28 1 16		7,430
659	27 11 28		546	723	27 12 22		699	786	28 1 16		2,700
660	27 11 29		589	724	27 12 22		1,340	787	28 1 16		324
661	27 11 30		2,354	725	27 12 22		910	788	28 1 16		907
662	27 11 30		1,571	726	27 12 22		3,246	789	28 1 16		5,400
663	27 11 30		907	727	27 12 23		1,489	790	28 1 17		1,404
664	27 11 30		1,430	728	27 12 23		650	791	28 1 17		1,401
665	27 11 30		1,228	729	27 12 24		2,807	792	(不明)		5,972
666	27 12 1		1,944	730	27 12 24		1,750	793	(不明)		2,376
667	27 12 1		6,350						別表23の総合計		2,550,747

## 別表24

○ 平成27年分消耗品費(銀行口座引落分)とされたものの経費性が  
認められなかつたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	27 1 13			4,863	
2	27 2 10			4,863	
3	27 3 10			18,903	
4	27 4 10			4,862	
5	27 5 11			4,862	
6	27 6 10			68,582	
7	27 7 1			4,862	
8	27 8 10			4,862	
9	27 9 1			4,862	
10	27 10 13			4,862	
11	27 11 10			4,862	
12	27 12 10			17,202	
合 計				148,447	

別表25

## ○ 平成27年分福利厚生費(現金払い分)とされた領収書第一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	24 12 11		44,388	63	27 2 27		30,684	121	27 4 24		13,900
2	25 12 31		41,000	62	27 2 28		39,630	122	27 4 25		33,130
3	27 1 8		90,000	63	27 3 1		8,700	123	27 4 25		14,148
4	27 1 9		26,800	64	27 3 2		7,668	124	27 4 26		12,600
5	27 1 10		38,880	65	27 3 2		5,248	125	27 4 27		17,451
6	27 1 10		27,000	66	27 3 3		11,016	126	27 4 28		14,630
7	27 1 10		17,920	67	27 3 4		29,260	127	27 4 28		3,400
8	27 1 11		7,600	68	27 3 5		23,371	128	27 4 29		11,863
9	27 1 12		5,540	69	27 3 7		16,360	129	27 4 29		31,320
10	27 1 12		20,844	70	27 3 8		13,600	130	27 4 30		17,000
11	27 1 13		26,130	71	27 3 9		16,760	131	27 4 30		6,480
12	27 1 14		14,700	72	27 3 10		14,500	132	27 5 1		17,010
13	27 1 15		34,452	73	27 3 11		14,472	133	27 5 2		23,800
14	27 1 16		10,740	74	27 3 12		18,785	134	27 5 2		8,424
15	27 1 17		12,733	75	27 3 13		34,150	135	27 5 3		16,000
16	27 1 18		6,800	76	27 3 15		32,060	136	27 5 3		49,680
17	27 1 19		22,898	77	27 3 16		9,800	137	27 5 5		23,999
18	27 1 20		17,190	78	27 3 17		30,000	138	27 5 6		18,792
19	27 1 21		12,800	79	27 3 19		12,978	139	27 5 6		32,700
20	27 1 22		16,200	80	27 3 20		7,452	140	27 5 7		19,413
21	27 1 23		8,510	81	27 3 21		10,530	141	27 5 8		15,300
22	27 1 24		11,660	82	27 3 22		25,600	142	27 5 8		5,048
23	27 1 25		11,000	83	27 3 22		7,200	143	27 5 9		26,126
24	27 1 26		20,000	84	27 3 23		9,600	144	27 5 11		16,412
25	27 1 27		17,616	85	27 3 24		11,823	145	27 5 14		15,982
26	27 1 28		15,650	86	27 3 25		0,121	146	27 5 16		18,210
27	27 1 29		12,000	87	27 3 26		38,110	147	27 5 17		10,200
28	27 1 30		34,080	88	27 3 26		0,060	148	27 5 18		18,832
29	27 1 31		7,000	89	27 3 27		10,750	149	27 6 19		9,600
30	27 1 31		20,088	90	27 3 28		33,770	150	27 6 21		6,040
31	27 2 1		6,800	91	27 3 31		11,088	151	27 5 22		31,060
32	27 2 1		62,800	92	27 4 1		6,000	152	27 5 23		21,606
33	27 2 2		42,000	93	27 4 1		8,700	153	27 5 23		4,790
34	27 2 3		13,000	94	27 4 2		17,400	154	27 5 24		18,800
35	27 2 4		13,600	95	27 4 3		18,480	155	27 5 26		7,130
36	27 2 6		8,820	96	27 4 4		21,816	156	27 5 25		7,711
37	27 2 7		8,200	97	27 4 4		29,581	157	27 5 27		1,375
38	27 2 7		34,400	98	27 4 5		8,876	158	27 5 29		6,500
39	27 2 8		10,000	99	27 4 5		7,784	159	27 5 30		118,000
40	27 2 8		28,188	100	27 4 5		11,980	160	27 5 30		15,210
41	27 2 9		26,136	101	27 4 6		7,500	161	27 5 31		11,556
42	27 2 9		12,020	102	27 4 6		9,450	162	27 5 31		8,034
43	27 2 10		11,363	103	27 4 7		6,886	163	27 5 31		3,500
44	27 2 10		33,772	104	27 4 9		12,200	164	27 5 31		8,200
45	27 2 11		32,205	105	27 4 10		30,660	165	27 6 1		15,930
46	27 2 12		7,128	106	27 4 11		13,600	166	27 6 4		5,450
47	27 2 13		18,620	107	27 4 12		17,961	167	27 6 5		14,028
48	27 2 14		15,000	108	27 4 13		15,656	168	27 6 6		30,000
49	27 2 15		27,110	109	27 4 14		11,664	169	27 6 6		13,620
50	27 2 16		8,748	110	27 4 15		14,158	170	27 6 7		47,100
51	27 2 17		19,400	111	27 4 16		18,900	171	27 6 8		18,100
52	27 2 17		4,080	112	27 4 17		70,000	172	27 6 10		20,680
53	27 2 18		22,572	113	27 4 18		28,000	173	27 6 10		5,500
54	27 2 20		7,180	114	27 4 18		24,774	174	27 6 11		93,020
55	27 2 21		32,370	115	27 4 19		10,350	175	27 6 12		3,850
56	27 2 22		11,900	116	27 4 19		59,106	176	27 6 13		29,350
57	27 2 23		35,250	117	27 4 20		16,139	177	27 6 14		7,900
58	27 2 24		22,356	118	27 4 20		13,587	178	27 6 14		7,550
59	27 2 25		31,500	119	27 4 22		15,200	179	27 6 15		5,600
60	27 2 26		18,684	120	27 4 23		9,288	180	27 6 19		16,189

別表25  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
181	27 6 20		16,600	240	27 9 9		12,500	299	27 11 11		30,120
182	27 6 21		12,800	241	27 9 10		20,570	300	27 11 12		8,700
183	27 6 21		6,880	242	27 9 11		12,340	301	27 11 13		16,240
184	27 6 22		15,215	243	27 9 12		21,600	302	27 11 14		15,250
185	27 6 26		15,981	244	27 9 12		7,322	303	27 11 15		25,242
186	27 6 27		35,400	245	27 9 13		11,780	304	27 11 17		18,740
187	27 6 28		22,485	246	27 9 14		9,400	305	27 11 18		18,576
188	27 7 1		16,632	247	27 9 15		16,400	306	27 11 19		8,200
189	27 7 2		23,000	248	27 9 16		10,500	307	27 11 20		12,420
190	27 7 5		6,210	249	27 9 17		17,230	308	27 11 21		8,470
191	27 7 7		8,658	250	27 9 18		10,962	309	27 11 27		30,456
192	27 7 11		11,414	251	27 9 19		26,310	310	27 11 28		5,920
193	27 7 12		12,850	252	27 9 21		26,130	311	27 11 29		56,160
194	27 7 17		9,125	253	27 9 24		23,582	312	27 11 30		7,740
195	27 7 18		32,890	254	27 9 25		11,600	313	27 12 1		14,472
196	27 7 20		38,720	255	27 9 26		17,100	314	27 12 1		8,890
197	27 7 24		6,040	256	27 9 27		29,816	315	27 12 3		19,440
198	27 7 24		13,800	257	27 9 28		23,400	316	27 12 4		29,624
199	27 7 26		4,600	258	27 9 29		14,688	317	27 12 5		14,904
200	27 7 26		27,918	259	27 9 30		12,018	318	27 12 6		31,080
201	27 7 27		18,800	260	27 10 1		10,850	319	27 12 7		8,694
202	27 7 28		7,500	261	27 10 2		9,550	320	27 12 8		8,950
203	27 7 29		16,136	262	27 10 3		7,800	321	27 12 9		7,770
204	27 7 29		104,732	263	27 10 4		12,420	322	27 12 10		41,817
205	27 7 30		12,200	264	27 10 5		17,710	323	27 12 10		4,650
206	27 7 31		3,630	265	27 10 6		14,472	324	27 12 11		19,872
207	27 7 31		23,760	266	27 10 7		16,221	325	27 12 12		8,480
208	27 8 1		20,000	267	27 10 8		11,836	326	27 12 13		86,564
209	27 8 1		4,240	268	27 10 8		16,416	327	27 12 14		10,584
210	27 8 2		15,700	269	27 10 10		18,800	328	27 12 14		2,200
211	27 8 2		11,500	270	27 10 11		3,200	329	27 12 16		7,300
212	27 8 3		28,670	271	27 10 11		7,150	330	27 12 16		9,298
213	27 8 4		14,585	272	27 10 12		14,680	331	27 12 17		16,800
214	27 8 4		16,400	273	27 10 13		23,400	332	27 12 18		5,640
215	27 8 6		20,730	274	27 10 14		18,732	333	27 12 18		13,410
216	27 8 6		1,620	275	27 10 15		23,500	334	27 12 19		7,800
217	27 8 7		9,840	276	27 10 16		29,930	335	27 12 19		5,860
218	27 8 9		34,137	277	27 10 17		22,712	336	27 12 20		12,800
219	27 8 10		12,957	278	27 10 17		1,180	337	27 12 21		29,400
220	27 8 11		102,800	279	27 10 17		7,520	338	27 12 22		31,420
221	27 8 16		19,174	280	27 10 18		33,254	339	27 12 23		2,000
222	27 8 17		20,000	281	27 10 19		9,260	340	27 12 25		24,840
223	27 8 18		12,900	282	27 10 20		36,200	341	27 12 26		5,896
224	27 8 19		16,958	283	27 10 21		15,690	342	27 12 26		8,810
225	27 8 20		11,800	284	27 10 22		17,380	343	27 12 27		31,100
226	27 8 24		9,860	285	27 10 23		20,909	344	27 12 28		4,560
227	27 8 27		14,472	286	27 10 24		41,660	345	27 12 29		18,090
228	27 8 29		30,510	287	27 10 25		7,884	346	27 12 30		15,250
229	27 8 30		30,700	288	27 10 26		9,490	347	27 12 30		20,828
230	27 8 31		10,378	289	27 10 27		8,810	348	28 1 6		98,000
231	27 9 1		14,588	290	27 10 28		3,564	349	28 1 9		30,000
232	27 9 2		17,054	291	27 10 29		8,550	350	28 1 10		15,600
233	27 9 2		7,873	292	27 10 29		5,880	351	28 1 11		11,739
234	27 9 3		18,030	293	27 10 30		6,990	352	28 1 14		9,480
235	27 9 4		17,301	294	27 10 31		28,286	353	28 1 15		14,365
236	27 9 5		12,040	295	27 11 2		16,689	354	28 1 16		23,860
237	27 9 6		19,926	296	27 11 7		20,000	355	28 1 17		12,260
238	27 9 7		25,760	297	27 11 7		24,354	356	(不明)		1,100
239	27 9 8		7,668	298	27 11 9		34,100	357	(不明)		20,000

別表26の総合計

6,657,810

別表 2-6

## ○ 平成28年分接待交際費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払額	順号	年月日	支払先	支払額	順号	年月日	支払先	支払額
1	28 1 21		49,680	32	28 9 7		6,700	63	28 11 29		44,452
2	28 2 13		1,000	33	28 9 14		8,920	64	28 11 29		8,513
3	28 2 13		1,000	34	28 9 15		2,160	65	28 11 30		13,700
4	28 2 23		3,499	35	28 9 16		26,185	66	28 12 1		14,320
5	28 3 13		8,560	36	28 9 16		7,660	67	28 12 2		18,810
6	28 3 15		6,048	37	28 9 20		1,960	68	28 12 2		10,000
7	28 3 20		10,600	69	28 9 22		3,073	69	28 12 3		29,110
8	28 3 20		2,600	70	28 9 24		8,500	70	28 12 6		9,590
9	28 3 21		38,880	71	28 9 28		24,840	71	28 12 9		13,000
10	28 4 21		12,660	72	28 10 2		54,310	72	28 12 9		33,958
11	28 4 29		32,400	73	28 10 3		5,480	73	28 12 12		28,000
12	28 5 1		29,000	74	28 10 16		48,036	74	28 12 12		48,200
13	28 6 1		38,340	75	28 10 17		25,047	75	28 12 13		45,437
14	28 6 7		22,680	76	28 10 19		23,688	76	28 12 14		24,408
15	28 6 19		39,636	77	28 10 20		29,241	77	28 12 15		20,800
16	28 7 4		16,200	78	28 10 22		15,000	78	28 12 16		12,800
17	28 7 15		43,760	79	28 10 23		15,000	79	28 12 16		16,956
18	28 7 15		20,304	80	28 10 26		13,305	80	28 12 17		7,600
19	28 7 16		12,420	81	28 11 2		8,400	81	28 12 18		38,100
20	28 7 21		43,540	82	28 11 11		13,400	82	28 12 22		39,060
21	28 8 5		1,644	83	28 11 13		12,100	83	28 12 23		7,600
22	28 8 8		1,208	84	28 11 16		8,840	84	28 12 24		8,360
23	28 8 14		14,904	85	28 11 18		1,080	85	28 12 25		70,686
24	28 8 18		3,240	86	28 11 18		63,800	86	28 12 27		97,500
25	28 8 18		47,400	87	28 11 18		18,200	87	28 12 27		15,100
26	28 8 26		47,520	88	28 11 19		28,400	88	28 12 28		35,000
27	28 8 30		30,000	89	28 11 20		10,200	89	28 12 29		14,900
28	28 8 30		30,000	90	28 11 21		15,623	90	28 12 30		9,200
29	28 9 1		6,700	91	28 11 22		25,600	91	(不明)		16,956
30	28 9 5		23,110	92	28 11 27		95,040	92	(不明)		12,900
31	28 9 5		8,860	93	28 11 28		15,885		合計		2,035,156

※ 順号2, 3, 4-7及び4-8に係る各支出については、別途、諸会費として開容している。

## 別表 27

## ○ 平成28年分接待交際費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	28 1 12			11,022	
2	28 2 10			10,552	
3	28 3 10			27,582	
4	28 4 1			10,512	
5	28 5 10			11,522	
6	28 6 10			71,352	
7	28 7 11			7,632	
8	28 8 10			6,192	
9	28 9 12			13,312	
10	28 10 11			12,483	
11	28 11 10			12,303	
12	28 12 5			10,953	
合 計				205,417	

別表28

## ○ 平成28年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その1)

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額	順番	年月日	支払先	支払金額
1	27 6 21		18,360	69	28 5 2		26,000	116	28 9 9		1,522
2	27 10 20		2,392	60	28 5 3		8,047	117	28 9 9		11,790
3	27 12 16		101,537	61	28 5 6		9,279	118	28 9 10		5,832
4	27 12 20		8,816	62	28 5 7		4,968	119	28 9 14		28,512
5	27 12 22		3,348	63	28 5 13		17,928	120	28 9 14		31,860
6	27 12 24		10,100	64	28 5 13		30,240	121	28 9 14		63,623
7	27 12 25		10,800	65	28 5 14		36,856	122	28 9 20		49,186
8	27 12 25		43,008	66	28 5 15		14,798	123	28 9 21		40,932
9	27 12 29		10,011	67	28 5 15		38,232	124	28 9 22		18,144
10	27 12 31		7,956	68	28 5 20		8,964	125	28 9 24		27,717
11	28 1 2		16,218	69	28 5 21		23,552	126	28 9 28		16,000
12	28 1 8		17,131	70	28 5 21		21,600	127	28 9 30		7,847
13	28 1 4		7,130	71	28 6 22		3,780	128	28 10 1		9,025
14	28 1 4		5,287	72	28 6 24		5,913	129	28 10 4		24,408
15	28 1 6		22,356	73	28 5 27		14,040	130	28 10 6		5,006
16	28 1 9		16,874	74	28 5 29		5,874	131	28 10 6		21,302
17	28 1 18		74,874	75	28 6 14		46,000	132	28 10 0		1,944
18	28 1 20		3,235	76	28 6 19		17,820	133	28 10 8		5,184
19	28 1 27		6,480	77	28 6 21		68,929	134	28 10 8		4,860
20	28 1 30		22,680	78	28 6 23		16,500	135	28 10 14		16,736
21	28 1 30		17,480	79	28 6 27		11,500	136	28 10 10		3,337
22	28 2 1		7,555	80	28 6 28		6,558	137	28 10 20		10,800
23	28 2 2		4,232	81	28 6 28		2,376	138	28 10 21		20,930
24	28 2 3		13,318	82	28 7 1		68,798	139	28 10 26		66,884
25	28 2 3		7,948	83	28 7 4		11,416	140	28 10 29		15,120
26	28 2 4		11,664	84	28 7 7		1,080	141	28 10 29		7,452
27	28 2 5		44,766	85	28 7 7		121,834	142	28 10 29		3,600
28	28 2 5		88,905	86	28 7 8		80,091	143	28 10 29		5,890
29	28 2 6		4,212	87	28 7 8		6,356	144	28 10 30		21,984
30	28 2 7		9,337	88	28 7 11		10,368	145	28 11 12		12,636
31	28 2 9		14,626	89	28 7 14		77,383	146	28 11 15		5,460
32	28 2 23		49,680	90	28 7 14		16,632	147	28 11 16		40,608
33	28 3 2		23,328	91	28 7 15		3,456	148	28 11 20		13,500
34	28 3 6		700	92	28 7 16		15,620	149	28 11 25		1,964
35	28 3 8		10,691	93	28 7 18		5,896	150	28 11 25		226,206
36	28 3 11		16,200	94	28 7 18		11,934	151	28 11 26		20,748
37	28 3 12		121,882	95	28 7 18		3,726	152	28 11 26		11,755
38	28 3 12		11,016	96	28 7 22		4,320	153	28 11 29		14,709
39	28 3 14		9,288	97	28 7 23		13,240	154	28 11 30		11,960
40	28 3 14		13,050	98	28 7 24		4,914	155	28 12 1		8,930
41	28 3 15		8,980	99	28 7 24		1,944	156	28 12 3		6,372
42	28 3 18		56,160	100	28 7 24		1,820	157	28 12 10		11,805
43	28 3 18		4,058	101	28 7 30		5,895	158	28 12 15		6,130
44	28 3 18		1,400	102	28 7 26		60,365	159	28 12 16		1,425
45	28 3 21		13,608	103	28 7 27		6,540	160	28 12 16		3,564
46	28 3 27		34,660	104	28 7 31		1,341	161	28 12 16		1,687
47	28 4 3		2,020	105	28 8 4		10,800	162	28 12 16		4,968
48	28 4 3		2,592	106	28 8 6		1,591	163	28 12 21		9,766
49	28 4 4		1,944	107	28 8 6		11,491	164	28 12 21		16,416
50	28 4 16		9,480	108	28 8 10		5,097	165	28 12 24		11,100
51	28 4 15		3,629	109	28 8 11		1,516	166	28 12 25		102,600
52	28 4 17		149,644	110	28 8 11		1,026	167	28 12 25		4,104
53	28 4 18		15,172	111	28 8 18		22,488	168	28 12 25		1,080
54	28 4 21		43,977	112	28 8 31		11,668	169	28 12 27		7,120
55	28 4 23		92,880	113	28 8 31		10,520	170	28 12 28		58,759
56	28 4 24		203,925	114	28 9 5		3,204	171	28 12 30		2,966
57	28 4 26		16,501	115	28 9 7		6,189	172	28 12 30		6,659
58	28 5 2		17,810							合 計	3,838,300

※ 順序123及び155に係る各支出については、別途、新聞回収費又は講会費としてそれぞれ記載している。

## ○ 平成28年分消耗品費(現金払い分)とされた領収書等一覧表(その2)

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	28 1 18		1,020	74	28 2 18		400	147	28 3 20		2,178
2	28 1 19		1,990	75	28 2 19		2,938	148	28 3 20		702
3	28 1 19		1,548	76	28 2 19		634	149	28 3 20		400
4	28 1 20		-12,402	77	28 2 19		1,800	150	28 3 20		640
5	28 1 21		1,037	78	28 2 20		1,496	151	28 3 21		614
6	28 1 21		1,400	79	28 2 20		1,088	152	28 3 21		1,596
7	28 1 21		500	80	28 2 21		564	153	28 3 21		474
8	28 1 21		400	81	28 2 21		2,500	154	28 3 22		890
9	28 1 21		2,580	82	28 2 22		880	155	28 3 23		670
10	28 1 22		2,670	83	28 2 23		540	156	28 3 23		2,726
11	28 1 22		615	84	28 2 23		500	157	28 3 24		800
12	28 1 22		1,534	85	28 2 23		907	158	28 3 24		3,100
13	28 1 23		566	86	28 2 23		767	159	28 3 25		2,256
14	28 1 23		970	87	28 2 24		5,989	160	28 3 25		2,290
15	28 1 24		1,860	88	28 2 25		400	161	28 3 26		11,232
16	28 1 24		4,690	89	28 2 25		1,026	162	28 3 26		5,400
17	28 1 24		2,591	90	28 2 25		1,409	163	28 3 26		6,377
18	28 1 24		2,196	91	28 2 26		2,283	164	28 3 26		3,158
19	28 1 25		230	92	28 2 26		1,740	165	28 3 26		4,900
20	28 1 25		1,020	93	28 2 26		4,504	166	28 3 26		950
21	28 1 25		7,662	94	28 2 26		708	167	28 3 26		3,132
22	28 1 26		2,893	95	28 2 26		1,927	168	28 3 26		1,208
23	28 1 26		2,126	96	28 2 27		1,437	169	28 3 27		1,098
24	28 1 26		1,400	97	28 2 28		2,700	170	28 3 27		1,500
25	28 1 27		7,235	98	28 2 28		1,458	171	28 3 27		1,080
26	28 1 27		880	99	28 2 28		3,928	172	28 3 28		600
27	28 1 27		1,008	100	28 2 28		2,464	173	28 3 28		4,178
28	28 1 27		2,260	101	28 3 1		880	174	28 3 28		3,078
29	28 1 27		7,235	102	28 3 2		880	175	28 3 29		842
30	28 1 29		1,360	103	28 3 3		1,865	176	28 3 29		1,644
31	28 1 29		1,620	104	28 3 4		3,260	177	28 3 29		12,860
32	28 1 30		1,370	105	28 3 4		873	178	28 3 30		1,100
33	28 2 1		4,752	106	28 3 5		614	179	28 3 31		800
34	28 2 1		700	107	28 3 6		881	180	28 3 31		1,100
35	28 2 2		890	108	28 3 6		1,290	181	28 4 1		1,780
36	28 2 2		1,612	109	28 3 6		1,650	182	28 4 1		5,797
37	28 2 2		1,636	110	28 3 7		890	183	28 4 2		388
38	28 2 2		720	111	28 3 7		11,637	184	28 4 2		952
39	28 2 2		314	112	28 3 8		1,500	185	28 4 2		580
40	28 2 2		1,028	113	28 3 8		4,968	186	28 4 3		22,357
41	28 2 3		7,246	114	28 3 8		999	187	28 4 3		330
42	28 2 4		1,810	115	28 3 8		1,020	188	28 4 4		7,408
43	28 2 4		4,261	116	28 3 10		900	189	28 4 4		880
44	28 2 4		920	117	28 3 10		1,563	190	28 4 5		5,876
45	28 2 5		890	118	28 3 11		390	191	28 4 6		849
46	28 2 5		1,228	119	28 3 12		695	192	28 4 6		1,460
47	28 2 6		3,000	120	28 3 12		1,100	193	28 4 6		1,400
48	28 2 6		6,000	121	28 3 13		6,000	194	28 4 7		1,400
49	28 2 8		3,180	122	28 3 13		474	195	28 4 7		2,580
50	28 2 7		7,557	123	28 3 13		776	196	28 4 7		1,356
51	28 2 7		9,800	124	28 3 14		2,580	197	28 4 7		756
52	28 2 10		2,800	125	28 3 14		551	198	28 4 7		518
53	28 2 10		5,746	126	28 3 14		140	199	28 4 7		1,702
54	28 2 10		1,848	127	28 3 14		1,404	200	28 4 8		680
55	28 2 11		1,280	128	28 3 15		1,430	201	28 4 8		9,631
56	28 2 11		1,600	129	28 3 15		13,508	202	28 4 8		800
57	28 2 11		5,140	130	28 3 15		10,285	203	28 4 8		2,801
58	28 2 13		656	131	28 3 15		540	204	28 4 9		18,460
59	28 2 13		1,620	132	28 3 15		8,078	205	28 4 9		4,498
60	28 2 14		1,296	133	28 3 15		1,728	206	28 4 10		9,806
61	28 2 14		1,382	134	28 3 15		1,600	207	28 4 10		481
62	28 2 14		1,079	135	28 3 15		6,662	208	28 4 11		19,440
63	28 2 15		1,192	136	28 3 16		2,215	209	28 4 11		880
64	28 2 15		2,237	137	28 3 16		1,600	210	28 4 12		1,783
65	28 2 16		5,314	138	28 3 16		2,440	211	28 4 13		14,872
66	28 2 16		410	139	28 3 17		1,270	212	28 4 13		870
67	28 2 16		4,154	140	28 3 18		907	213	28 4 14		47,520
68	28 2 17		1,600	141	28 3 18		548	214	28 4 14		1,026
69	28 2 17		588	142	28 3 19		3,023	215	28 4 14		1,188
70	28 2 17		2,653	143	28 3 20		320	216	28 4 14		2,019
71	28 2 18		890	144	28 3 20		1,120	217	28 4 14		1,544
72	28 2 18		980	145	28 3 20		886	218	28 4 14		982
73	28 2 18		3,608	146	28 3 20		300	219	28 4 14		9,720

別表 2.9  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
220	28 4 15		32,184	293	28 5 5		3,677	356	28 6 3		39,638
221	28 4 15		864	294	28 5 5		2,603	357	28 6 4		2,637
222	28 4 15		8,036	295	28 5 5		5,343	358	28 6 5		842
223	28 4 15		890	296	28 5 6		1,182	369	28 6 5		1,963
224	28 4 15		894	297	28 5 6		990	370	28 6 5		793
225	28 4 16		368	298	28 5 7		8,082	371	28 6 6		1,231
226	28 4 16		877	299	28 5 8		1,544	372	28 6 6		947
227	28 4 16		3,383	300	28 5 8		1,836	373	28 6 5		1,680
228	28 4 16		1,362	301	28 5 9		360	374	28 6 6		5,546
229	28 4 16		1,185	302	28 5 9		5,169	375	28 6 6		2,800
230	28 4 17		850	303	28 5 9		9,147	376	28 6 6		2,700
231	28 4 17		1,458	304	28 5 10		500	377	28 6 7		6,986
232	28 4 17		1,194	305	28 5 11		2,700	378	28 6 7		3,200
233	28 4 17		1,100	306	28 5 12		5,000	379	28 6 7		3,200
234	28 4 17		2,340	307	28 5 12		851	380	28 6 8		2,114
235	28 4 18		9,480	308	28 5 12		890	381	28 6 8		1,920
236	28 4 18		1,544	309	28 6 13		1,349	382	28 6 8		1,300
237	28 4 18		2,786	310	28 6 13		1,490	383	28 6 8		870
238	28 4 19		820	311	28 6 13		1,544	384	28 6 9		10,444
239	28 4 19		780	312	28 6 14		1,047	385	28 6 9		1,060
240	28 4 19		4,520	313	28 6 14		4,762	386	28 6 10		18,200
241	28 4 19		1,000	314	28 6 14		3,603	387	28 6 10		972
242	28 4 20		717	315	28 6 15		3,090	388	28 6 10		1,452
243	28 4 20		876	316	28 6 16		1,440	389	28 6 10		5,940
244	28 4 21		1,728	317	28 6 16		1,200	390	28 6 10		12,312
245	28 4 21		410	318	28 6 17		870	391	28 6 10		1,544
246	28 4 21		968	319	28 6 17		10,171	392	28 6 11		942
247	28 4 21		2,800	320	28 6 17		1,940	393	28 6 12		1,077
248	28 4 22		1,997	321	28 6 17		1,194	394	28 6 13		980
249	28 4 22		1,788	322	28 6 19		880	395	28 6 13		1,000
250	28 4 22		2,026	323	28 6 19		460	396	28 6 13		980
251	28 4 22		10,240	324	28 6 19		1,360	397	28 6 13		2,024
252	28 4 23		1,460	325	28 6 19		1,544	398	28 6 14		742
253	28 4 23		461	326	28 6 19		3,829	399	28 6 14		890
254	28 4 23		3,308	327	28 6 19		746	400	28 6 14		4,900
255	28 4 23		1,198	328	28 6 19		9,720	401	28 6 14		1,500
256	28 4 23		8,450	329	28 6 20		1,348	402	28 6 14		5,758
257	28 4 23		965	330	28 6 20		2,800	403	28 6 18		2,022
258	28 4 24		2,500	331	28 6 20		1,400	404	28 6 18		600
259	28 4 24		939	332	28 6 21		1,000	405	28 6 16		1,520
260	28 4 24		7,980	333	28 6 21		1,746	406	28 6 16		1,132
261	28 4 24		360	334	28 6 21		270	407	28 6 17		1,090
262	28 4 24		804	335	28 6 22		1,300	408	28 6 17		980
263	28 4 24		669	336	28 6 22		1,146	409	28 6 17		1,907
264	28 4 25		2,818	337	28 6 22		1,408	410	28 6 17		500
265	28 4 25		110	338	28 6 22		2,142	411	28 6 18		1,489
266	28 4 25		434	339	28 6 23		3,163	412	28 6 18		200
267	28 4 25		1,079	340	28 6 23		880	413	28 6 18		1,056
268	28 4 26		880	341	28 6 23		721	414	28 6 19		1,987
269	28 4 27		763	342	28 6 23		800	415	28 6 19		2,268
270	28 4 27		880	343	28 6 24		2,800	416	28 6 19		3,323
271	28 4 27		1,080	344	28 6 24		2,400	417	28 6 20		667
272	28 4 28		3,240	345	28 6 25		3,150	418	28 6 20		880
273	28 4 28		1,544	346	28 6 25		410	419	28 6 21		1,250
274	28 4 28		1,242	347	28 6 25		3,270	420	28 6 21		1,700
275	28 4 28		1,850	348	28 6 26		3,760	421	28 6 21		1,940
276	28 4 29		1,460	349	28 6 26		1,371	422	28 6 23		7,524
277	28 4 29		6,695	350	28 6 26		1,440	423	28 6 23		1,070
278	28 4 30		926	351	28 6 27		1,710	424	28 6 24		1,460
279	28 4 30		1,660	352	28 6 28		1,786	425	28 6 26		864
280	28 4 30		6,242	353	28 6 28		453	426	28 6 26		1,288
281	28 4 30		6,477	354	28 6 28		3,789	427	28 6 26		1,750
282	28 4 30		1,231	355	28 6 31		5,860	428	28 6 26		1,080
283	28 5 1		474	356	28 6 31		880	429	28 6 26		4,666
284	28 5 1		1,231	357	28 6 31		4,371	430	28 6 26		768
285	28 5 1		4,282	358	28 6 1		5,813	431	28 6 27		3,319
286	28 5 2		1,609	359	28 6 1		1,460	432	28 6 27		880
287	28 5 2		2,305	360	28 6 1		1,420	433	28 6 27		1,700
288	28 5 2		869	361	28 6 2		2,597	434	28 6 28		2,862
289	28 5 2		1,404	362	28 6 2		5,630	435	28 6 28		4,215
290	28 5 2		2,580	363	28 6 3		1,426	436	28 6 28		9,930
291	28 5 3		2,669	364	28 6 3		9,720	437	28 6 28		2,400
292	28 5 4		640	365	28 6 3		1,544	438	28 6 28		1,507

別表 2 9  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
439	28 6 29		2,948	612	28 7 27		559	585	28 8 20		1,980
440	28 6 30		1,476	513	28 7 28		604	586	28 8 20		3,024
441	28 6 30		853	514	28 7 28		432	587	28 8 21		5,508
442	28 6 30		2,980	515	28 7 29		1,090	588	28 8 21		1,660
443	28 6 30		5,652	516	28 7 29		618	589	28 8 21		453
444	28 7 1		1,644	517	28 7 30		1,439	590	28 8 21		5,608
445	28 7 1		1,134	518	28 7 30		1,764	591	28 8 21		3,456
446	28 7 1		1,890	519	28 7 31		959	592	28 8 21		1,222
447	28 7 3		2,006	520	28 7 31		2,110	593	28 8 21		540
448	28 7 3		1,242	521	28 7 31		1,458	594	28 8 21		807
449	28 7 3		1,728	522	28 7 31		1,620	595	28 8 22		6,944
450	28 7 4		1,457	523	28 8 1		770	596	28 8 22		1,198
451	28 7 5		980	524	28 8 1		1,432	597	28 8 22		500
452	28 7 6		831	525	28 8 2		898	598	28 8 22		890
453	28 7 6		5,898	526	28 8 2		854	599	28 8 23		6,112
454	28 7 6		1,400	527	28 8 2		3,164	600	28 8 23		1,411
455	28 7 7		2,268	528	28 8 2		660	601	28 8 23		896
456	28 7 7		807	529	28 8 2		1,240	602	28 8 24		432
457	28 7 7		1,544	530	28 8 2		5,210	603	28 8 24		1,986
458	28 7 7		856	531	28 8 3		1,668	604	28 8 24		640
459	28 7 7		12,960	532	28 8 4		588	605	28 8 24		5,832
460	28 7 8		9,720	533	28 8 4		7,347	606	28 8 24		350
461	28 7 8		656	534	28 8 4		2,089	607	28 8 25		880
462	28 7 9		3,210	535	28 8 4		810	608	28 8 25		1,646
463	28 7 9		3,080	536	28 8 4		4,169	609	28 8 26		556
464	28 7 10		3,474	537	28 8 4		1,090	610	28 8 26		390
465	28 7 10		2,450	538	28 8 5		1,000	611	28 8 26		680
466	28 7 10		9,612	539	28 8 5		1,522	612	28 8 26		350
467	28 7 10		8,540	540	28 8 5		1,718	613	28 8 28		958
468	28 7 10		9,558	541	28 8 6		2,755	614	28 8 29		880
469	28 7 11		1,480	542	28 8 6		970	615	28 8 29		732
470	28 7 11		1,644	543	28 8 6		400	616	28 8 30		1,080
471	28 7 11		2,346	544	28 8 7		1,882	617	28 8 30		4,230
472	28 7 11		2,024	545	28 8 7		1,463	618	28 8 30		2,150
473	28 7 12		1,580	546	28 8 9		1,330	619	28 8 30		450
474	28 7 13		582	547	28 9 10		2,379	620	28 8 30		660
475	28 7 13		6,012	548	28 8 10		2,020	621	28 8 31		2,642
476	28 7 14		1,314	549	28 8 11		1,200	622	28 8 31		1,056
477	28 7 14		1,400	550	28 8 11		1,200	623	28 8 31		880
478	28 7 14		4,600	551	28 8 11		2,376	624	28 9 1		1,830
479	28 7 14		2,180	552	28 8 12		1,439	625	28 9 1		734
480	28 7 14		1,620	553	28 8 12		5,184	626	28 9 2		1,580
481	28 7 15		930	554	28 8 12		2,650	627	28 9 2		896
482	28 7 15		450	555	28 8 12		270	628	28 9 2		1,296
483	28 7 16		1,105	556	28 8 13		2,190	629	28 9 4		1,304
484	28 7 16		1,100	557	28 8 13		1,890	630	28 9 4		1,820
485	28 7 16		3,456	558	28 8 13		8,100	631	28 9 4		8,748
486	28 7 16		2,040	559	28 8 13		1,296	632	28 9 5		2,050
487	28 7 16		1,251	560	28 8 13		10,584	633	28 9 5		898
488	28 7 16		1,998	561	28 8 13		7,182	634	28 9 6		540
489	28 7 16		804	562	28 8 13		1,194	635	28 9 6		2,200
490	28 7 17		8,908	563	28 8 13		3,564	636	28 9 6		880
491	28 7 18		3,888	564	28 8 14		1,320	637	28 9 7		890
492	28 7 18		518	565	28 8 14		970	638	28 9 7		3,250
493	28 7 18		4,827	566	28 8 14		5,713	639	28 9 8		3,086
494	28 7 18		2,160	567	28 8 15		2,019	640	28 9 8		2,678
495	28 7 19		2,376	568	28 8 15		4,320	641	28 9 8		3,407
496	28 7 19		1,040	569	28 8 16		864	642	28 9 8		5,804
497	28 7 19		1,000	570	28 8 16		410	643	28 9 9		1,254
498	28 7 19		1,460	571	28 8 16		4,536	644	28 9 9		3,400
499	28 7 21		1,328	572	28 8 16		1,080	645	28 9 10		2,747
500	28 7 22		1,490	573	28 8 16		880	646	28 9 11		950
501	28 7 22		956	574	28 8 16		816	647	28 9 11		861
502	28 7 23		614	575	28 8 17		1,322	648	28 9 11		2,627
503	28 7 23		778	576	28 8 17		3,588	649	28 9 12		390
504	28 7 24		2,328	577	28 8 17		4,680	650	28 9 12		3,780
505	28 7 25		4,354	578	28 8 18		1,313	651	28 9 12		2,124
506	28 7 25		770	579	28 8 18		1,980	652	28 9 13		378
507	28 7 26		1,220	580	28 8 18		1,404	653	28 9 13		562
508	28 7 27		746	581	28 8 19		880	654	28 9 13		1,650
509	28 7 27		540	582	28 8 19		3,240	655	28 9 14		2,250
510	28 7 27		3,700	583	28 8 19		907	656	28 9 14		5,940
511	28 7 27		960	584	28 8 20		1,510	657	28 9 15		656

別表 29  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
658	28 9 15		3,530	728	28 10 13		1,880	798	28 11 23		1,630
659	28 9 16		1,460	729	28 10 14		4,406	799	28 11 24		1,100
660	28 9 16		3,982	730	28 10 15		908	800	28 11 24		734
661	28 9 16		7,958	731	28 10 15		1,620	801	28 11 24		3,240
662	28 9 17		2,900	732	28 10 16		600	802	28 11 25		740
663	28 9 17		1,480	733	28 10 16		989	803	28 11 25		717
664	28 9 17		1,488	734	28 10 17		880	804	28 11 25		1,179
665	28 9 17		200	735	28 10 17		1,516	805	28 11 27		842
666	28 9 18		1,683	736	28 10 18		1,317	806	28 11 27		588
667	28 9 18		1,000	737	28 10 19		14,774	807	28 11 28		4,428
668	28 9 18		1,080	738	28 10 19		390	808	28 11 28		2,397
669	28 9 19		14,040	739	28 10 19		7,147	809	28 11 29		2,338
670	28 9 19		1,241	740	28 10 20		2,820	810	28 12 1		1,814
671	28 9 19		14,040	741	28 10 20		676	811	28 12 1		6,546
672	28 9 21		2,832	742	28 10 22		1,587	812	28 12 2		734
673	28 9 21		1,584	743	28 10 23		2,000	813	28 12 2		1,218
674	28 9 21		2,988	744	28 10 23		1,195	814	28 12 2		5,367
675	28 9 21		2,850	745	28 10 25		1,000	815	28 12 4		1,441
676	28 9 22		500	745	28 10 25		2,700	816	28 12 5		7,658
677	28 9 22		4,456	747	28 10 25		2,400	817	28 12 6		3,298
678	28 9 22		1,080	748	28 10 25		10,780	818	28 12 6		1,408
679	28 9 22		45,360	749	28 10 26		1,360	819	28 12 6		2,916
680	28 9 23		3,999	750	28 10 27		1,339	820	28 12 7		1,382
681	28 9 23		980	751	28 10 28		500	821	28 12 7		2,815
682	28 9 23		4,062	752	28 10 28		695	822	28 12 0		1,160
683	28 9 24		963	753	28 10 28		1,563	823	28 12 0		2,256
684	28 9 24		500	754	28 10 28		270	824	28 12 10		1,404
685	28 9 26		2,676	755	28 10 29		6,298	825	28 12 10		1,728
686	28 9 26		15,120	756	28 10 29		669	826	28 12 10		7,658
687	28 9 26		560	757	28 10 31		770	827	28 12 10		1,000
688	28 9 27		2,624	758	28 10 31		6,975	828	28 12 11		1,100
689	28 9 28		1,650	759	28 11 1		12,456	829	28 12 11		2,339
690	28 9 28		1,411	760	28 11 2		2,641	830	28 12 11		2,816
691	28 9 29		400	761	28 11 3		1,638	831	28 12 13		1,620
692	28 9 29		1,576	762	28 11 3		427	832	28 12 14		770
693	28 9 29		9,209	763	28 11 3		680	833	28 12 14		2,024
694	28 9 29		9,612	764	28 11 3		390	834	28 12 16		566
695	28 9 30		777	765	28 11 4		990	835	28 12 16		770
696	28 9 30		801	766	28 11 4		600	836	28 12 16		1,544
697	28 9 30		10,910	767	28 11 4		3,240	837	28 12 16		1,458
698	28 9 10		2,388	768	28 11 5		1,488	838	28 12 16		8,128
699	28 10 1		1,500	769	28 11 6		1,728	839	28 12 16		1,952
700	28 10 2		3,794	770	28 11 6		1,379	840	28 12 16		744
701	28 10 2		1,350	773	28 11 7		3,539	841	28 12 19		15,562
702	28 10 3		11,088	772	28 11 7		2,145	842	28 12 19		400
703	28 10 3		580	773	28 11 7		1,811	843	28 12 19		600
704	28 10 3		800	774	28 11 10		390	844	28 12 21		600
705	28 10 4		248	775	28 11 10		2,504	845	28 12 21		3,600
706	28 10 4		604	776	28 11 11		1,944	846	28 12 21		1,500
707	28 10 4		2,700	777	28 11 11		3,688	847	28 12 21		2,345
708	28 10 4		1,326	778	28 11 11		3,822	848	28 12 22		667
709	28 10 4		4,258	779	28 11 11		2,376	849	28 12 22		890
710	28 10 5		700	780	28 11 11		9,640	850	28 12 24		3,705
711	28 10 6		1,248	781	28 11 11		11,711	851	28 12 24		1,296
712	28 10 6		1,501	782	28 11 12		1,100	852	28 12 24		486
713	28 10 7		2,400	783	28 11 12		1,458	853	28 12 24		2,746
714	28 10 7		1,600	784	28 11 12		1,150	854	28 12 26		1,087
715	28 10 8		2,950	785	28 11 12		1,117	855	28 12 26		500
716	28 10 8		540	786	28 11 12		3,552	856	28 12 27		3,100
717	28 10 9		3,743	787	28 11 14		9,512	857	28 12 27		390
718	28 10 9		2,592	788	28 11 14		8,100	858	28 12 28		1,706
719	28 10 9		2,180	789	28 11 15		860	859	28 12 28		3,325
720	28 10 11		7,593	790	28 11 15		1,094	860	28 12 29		2,459
721	28 10 12		1,800	791	28 11 15		1,148	861	28 12 29		2,580
722	28 10 12		860	792	28 11 15		1,068	862	28 12 29		8,444
723	28 10 12		3,024	793	28 11 16		4,779	863	28 12 29		3,433
724	28 10 13		2,438	794	28 11 17		1,148	864	28 12 29		1,120
725	28 10 13		1,742	795	28 11 21		568	865	28 12 30		1,920
726	28 10 13		3,586	796	28 11 21		1,375	866	28 12 31		770
727	28 10 13		1,740	797	28 11 22		660	867	(不明)		8,100

別表 29 の総合計

2,329,940

## 別表30

○ 平成28年分消耗品費(銀行口座引落分)とされたものの経費性が  
認められなかったものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				備考(支払先)
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	28 6 27	[REDACTED]		66,000	フリカエ カンリヒトウ
合 計				66,000	

○ 平成28年分福利厚生費(現金払い分)とされた領収書等一覧表

(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
1	28 1 21		11,800	62	28 3 1		7,550	123	28 5 7		3,640
2	28 1 23		17,500	63	28 3 18		14,200	124	28 5 7		8,300
3	28 1 23		36,190	64	28 3 18		8,850	125	28 5 8		11,300
4	28 1 24		14,400	65	28 3 19		24,700	126	28 5 9		17,720
5	28 1 26		16,350	66	28 3 20		10,530	127	28 5 10		27,912
6	28 1 27		12,374	67	28 3 21		20,840	128	28 5 11		7,294
7	28 1 28		11,900	68	28 3 22		6,816	129	28 5 12		9,430
8	28 1 28		5,800	69	28 3 22		12,850	130	28 5 12		16,692
9	28 1 29		12,900	70	28 3 24		12,800	131	28 5 13		25,769
10	28 1 29		2,846	71	28 3 25		19,008	132	28 5 13		2,800
11	28 1 30		16,200	72	28 3 26		29,400	133	28 5 14		12,200
12	28 1 31		16,865	73	28 3 26		3,998	134	28 5 15		22,032
13	28 2 1		10,358	74	28 3 27		12,100	135	28 5 16		24,510
14	28 2 2		15,500	75	28 3 27		4,550	136	28 5 17		52,620
15	28 2 4		15,360	76	28 3 28		7,880	137	28 5 19		12,740
16	28 2 5		13,600	77	28 3 29		60,800	138	28 5 20		6,048
17	28 2 6		23,430	78	28 3 29		16,200	139	28 5 20		11,090
18	28 2 7		14,400	79	28 3 29		10,152	140	28 5 21		2,150
19	28 2 9		10,800	80	28 3 30		11,394	141	28 5 21		14,880
20	28 2 10		18,350	81	28 3 31		18,040	142	28 5 22		11,500
21	28 2 11		23,540	82	28 4 1		10,800	143	28 5 22		6,200
22	28 2 13		11,000	83	28 4 1		28,500	144	28 5 23		9,504
23	28 2 14		26,920	84	28 4 2		27,043	145	28 5 24		6,840
24	28 2 15		20,000	85	28 4 3		20,200	146	28 5 25		9,920
25	28 2 16		18,240	86	28 4 5		20,736	147	28 5 26		4,870
26	28 2 16		13,600	87	28 4 7		11,700	148	28 5 26		16,000
27	28 2 17		29,000	88	28 4 7		9,510	149	28 5 26		23,500
28	28 2 18		32,400	89	28 4 9		36,000	150	28 5 27		76,745
29	28 2 19		11,400	90	28 4 9		11,880	151	28 5 28		30,200
30	28 2 20		9,510	91	28 4 10		22,570	152	28 5 29		7,897
31	28 2 20		54,000	92	28 4 12		5,680	153	28 5 29		36,800
32	28 2 21		16,650	93	28 4 12		10,600	154	28 5 31		6,800
33	28 2 21		7,410	94	28 4 13		7,344	155	28 5 31		3,170
34	28 2 22		5,230	95	28 4 15		15,762	156	28 6 1		6,900
35	28 2 25		13,860	96	28 4 15		30,800	157	28 6 2		11,700
36	28 2 25		1,400	97	28 4 16		12,800	158	28 6 3		11,800
37	28 2 26		8,090	98	28 4 18		8,130	159	28 6 4		11,800
38	28 2 27		38,100	99	28 4 19		34,000	160	28 6 5		27,990
39	28 2 28		1,100	100	28 4 20		19,332	161	28 6 5		2,894
40	28 2 28		22,670	101	28 4 22		27,230	162	28 6 6		22,880
41	28 3 2		9,720	102	28 4 23		8,900	163	28 6 8		20,196
42	28 3 3		11,000	103	28 4 23		24,180	164	28 6 8		16,900
43	28 3 4		37,260	104	28 4 23		7,640	165	28 6 10		9,080
44	28 3 4		39,520	105	28 4 24		6,130	166	28 6 11		25,116
45	28 3 5		4,050	106	28 4 26		23,112	167	28 6 11		33,140
46	28 3 5		16,000	107	28 4 27		10,140	168	28 6 12		12,500
47	28 3 6		7,603	108	28 4 27		14,470	169	28 6 13		6,300
48	28 3 6		21,450	109	28 4 28		10,340	170	28 6 14		11,140
49	28 3 8		11,000	110	28 4 29		13,900	171	28 6 15		11,200
50	28 3 9		59,800	111	28 4 29		2,376	172	28 6 16		9,880
51	28 3 9		5,594	112	28 4 29		6,650	173	28 6 17		9,170
52	28 3 10		19,332	113	28 4 30		30,600	174	28 6 18		74,667
53	28 3 10		3,780	114	28 5 1		4,856	175	28 6 18		5,400
54	28 3 11		8,600	115	28 5 1		11,229	176	28 6 19		28,820
55	28 3 11		2,400	116	28 5 1		20,000	177	28 6 20		10,573
56	28 3 12		20,954	117	28 5 2		29,480	178	28 6 22		4,860
57	28 3 12		11,800	118	28 5 3		22,080	179	28 6 22		8,791
58	28 3 12		9,220	119	28 5 3		4,670	180	28 6 23		10,780
59	28 3 13		24,400	120	28 5 4		10,688	181	28 6 24		8,539
60	28 3 16		30,600	121	28 5 5		22,032	182	28 6 24		20,600
61	28 3 17		5,800	122	28 5 6		19,300	183	28 6 24		12,960

別表31  
(単位:円)

順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額	順号	年月日	支払先	支払金額
184	28 6 25		8,884	244	28 8 9		10,000	304	28 10 2		25,380
185	28 6 25		25,050	245	28 8 10		121,800	305	28 10 6		6,900
186	28 6 25		11,400	246	28 8 11		23,220	306	28 10 6		8,940
187	28 6 27		10,821	247	28 8 12		5,000	307	28 10 8		13,300
188	28 6 28		12,200	248	28 8 13		15,875	308	28 10 9		29,000
189	28 6 29		11,300	249	28 8 14		27,000	309	28 10 10		26,350
190	28 6 30		9,730	250	28 8 15		7,480	310	28 10 12		27,200
191	28 7 1		30,500	251	28 8 15		4,320	311	28 10 14		32,440
192	28 7 2		22,966	252	28 8 15		6,480	312	28 10 15		42,600
193	28 7 3		14,000	253	28 8 16		8,867	313	28 10 16		4,530
194	28 7 4		15,800	254	28 8 17		11,600	314	28 10 16		26,000
195	28 7 5		8,970	255	28 8 18		13,000	315	28 10 20		117,480
196	28 7 6		19,515	256	28 8 19		20,725	316	28 10 21		7,500
197	28 7 6		1,890	257	28 8 20		8,154	317	28 10 22		8,120
198	28 7 7		9,870	258	28 8 21		8,440	318	28 10 22		25,500
199	28 7 8		34,290	259	28 8 22		41,000	319	28 10 23		30,450
200	28 7 10		12,700	260	28 8 24		10,750	320	28 10 23		13,500
201	28 7 10		82,717	261	28 8 26		19,796	321	28 10 27		7,100
202	28 7 11		34,330	262	28 8 27		11,720	322	28 10 28		11,232
203	28 7 12		9,860	263	28 8 27		36,562	323	28 10 28		7,344
204	28 7 13		11,930	264	28 8 28		14,700	324	28 10 28		31,800
205	28 7 14		17,928	265	28 8 29		7,180	325	28 10 30		25,000
206	28 7 14		12,960	266	28 8 30		16,500	326	28 11 1		45,240
207	28 7 15		26,000	267	28 8 31		9,990	327	28 11 3		20,000
208	28 7 16		21,300	268	28 9 2		52,200	328	28 11 4		5,700
209	28 7 17		6,100	269	28 9 2		34,750	329	28 11 5		33,910
210	28 7 17		9,579	270	28 9 3		10,400	330	28 11 6		23,600
211	28 7 17		20,000	271	28 9 3		5,450	331	28 11 6		10,940
212	28 7 17		9,300	272	28 9 4		23,860	332	28 11 8		48,200
213	28 7 18		26,920	273	28 9 5		10,600	333	28 11 10		17,900
214	28 7 19		13,520	274	28 9 6		11,000	334	28 11 12		5,500
215	28 7 19		8,000	275	28 9 7		17,830	335	28 11 14		10,260
216	28 7 20		9,780	276	28 9 8		30,730	336	28 11 16		11,800
217	28 7 21		5,168	277	28 9 9		34,020	337	28 11 20		5,864
218	28 7 22		12,050	278	28 9 9		5,700	338	28 11 22		9,618
219	28 7 23		4,004	279	28 9 11		71,933	339	28 11 25		2,800
220	28 7 23		71,874	280	28 9 11		11,800	340	28 11 25		11,730
221	28 7 24		2,820	281	28 9 12		18,500	341	28 11 26		10,098
222	28 7 24		73,150	282	28 9 13		12,500	342	28 11 26		5,500
223	28 7 25		10,180	283	28 9 13		2,280	343	28 11 27		5,270
224	28 7 25		16,200	284	28 9 13		7,150	344	28 11 27		12,549
225	28 7 26		17,448	285	28 9 15		11,440	345	28 11 30		4,320
226	28 7 26		12,900	286	28 9 15		36,800	346	28 12 1		9,580
227	28 7 27		8,300	287	28 9 16		9,936	347	28 12 3		9,900
228	28 7 28		1,450	288	28 9 17		43,000	348	28 12 4		10,900
229	28 7 28		33,264	289	28 9 18		10,900	349	28 12 13		8,720
230	28 7 29		24,120	290	28 9 18		27,750	350	28 12 17		2,292
231	28 7 30		5,000	291	28 9 20		23,500	351	28 12 17		4,266
232	28 7 31		10,700	292	28 9 21		34,800	352	28 12 18		1,873
233	28 7 31		11,586	293	28 9 21		8,650	353	28 12 20		15,160
234	28 8 1		16,632	294	28 9 22		3,070	354	28 12 21		10,032
235	28 8 2		8,800	295	28 9 22		14,090	355	28 12 21		11,070
236	28 8 3		18,500	296	28 9 23		12,000	356	28 12 24		8,400
237	28 8 3		6,582	297	28 9 24		7,938	357	28 12 24		11,500
238	28 8 4		9,700	298	28 9 25		14,400	358	28 12 25		6,048
239	28 8 5		12,160	299	28 9 27		8,590	359	(不明)		43,200
240	28 8 7		36,390	300	28 9 27		5,800	360	(不明)		16,200
241	28 8 7		12,300	301	28 9 29		16,800	361	(不明)		10,970
242	28 8 8		7,930	302	28 9 29		9,440	362	(不明)		14,990
243	28 8 8		907	303	28 9 30		9,396		別表31の総合計		6,153,824

## 別表3-2

## ○ 平成28年分福利厚生費(銀行口座引落分)とされたものの一覧表

(単位:円)

順号	総勘定元帳記載内容				支払先
	年月日	相手科目	摘要	借方(金額)	
1	28 1 27			17,280	(会費)
2	28 2 29			17,280	(会費)
3	28 3 28			20,736	(会費)
4	28 4 27			42,336	(会費)
5	28 5 27			20,736	(会費)
6	28 6 27			20,736	(会費)
7	28 7 27			20,736	(会費)
8	28 8 29			20,736	(会費)
9	28 9 27			20,736	(会費)
10	28 10 27			20,736	(会費)
11	28 11 28			20,736	(会費)
12	28 12 27			20,736	(会費)
合 計				263,520	

これは正本である。

令和3年10月28日

大阪地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 鈴木崇生



